

学校沿革誌の編纂と資料的性格

筑波大学
図書館情報メディア研究科
2013年3月
林原 久恵

目次

1	はじめに	5
1. 1	研究背景・目的	5
1. 2	先行研究	5
1. 3	研究方法	8
1. 4	研究対象	8
2	学校沿革誌の指示・通達の分析	9
2. 1	編纂の通達	9
2. 1. 1	府県による学校沿革誌の編纂通達	10
2. 1. 2	郡・市による学校沿革誌の編纂通達	15
2. 2	編纂の目的	17
2. 3	記載事項の規定	18
2. 4	府県視学・郡視学による指示	29
2. 5	私立小学校における学校沿革誌の規定	31
3	学校沿革誌の実態－茨城県下の学校沿革誌について－	33
3. 1	編纂状況	33
3. 2	記載事項	37
3. 3	編纂者の意識	41
4	学校公文書としての学校沿革誌	44
4. 1	明治期から昭和期における保存期限の制定	44
4. 2	明治期から昭和期における保存管理体制	49
4. 3	現在における規定	50
5	おわりに	52
5. 1	結論	52
5. 2	今後の課題	54
6	文献リスト	55

7 資料	57
資料 1. 学校沿革誌并二日記調製概則	57
資料 2. 学校沿革誌編輯ノ儀	58
資料 3. 学校沿革誌編製項目並二学校沿革誌編製心得	59
資料 4. 茨城県域の学校沿革誌の記載状況一覧	61
資料 5. 各都道府県における学校沿革誌に関する令達・規則等の規定状況	82

図表の目次

表 1.	設備表簿に学校沿革誌が確認できた都道府県と通達時期.....	13
表 2.	各都道府県における学校沿革誌編纂の通達時期の推定.....	15
表 3.	学校沿革誌の記載事項の規定時期と令達名.....	19
表 4.	令達(明治9~32年)規定の学校沿革誌の記載事項とその内容分類.....	22
表 5.	令達(明治33~昭和5年)規定の学校沿革誌の記載事項とその内容分類.....	24
表 6.	通達における学校沿革誌の記載項目の分類.....	27
表 7.	通達における学校沿革誌の記載項目の規定数.....	28
表 8.	学校沿革誌の成立年代(全52項).....	34
表 9.	学校沿革誌の記載開始年から最終記載年までの期間(全89校).....	36
表 10.	茨城県下の学校沿革誌の記載項目と他地域の通達規定の記載項目の割合 - 「学校沿革誌編輯ノ儀」規定の記載項目について.....	37
表 11.	「設立以来尽力スル人名」の記載のある学校沿革誌の成立年代(全12校)...	38
表 12.	茨城県下小学校の学校沿革誌記載項目.....	40
表 13.	学校沿革誌の保存期限に関する通達.....	45
表 14.	学校沿革誌における教職員関係の記載状況.....	61
表 15.	学校沿革誌における生徒関係の記載状況.....	64
表 16.	学校沿革誌における管理者管理と功労者及び賞与の記載状況.....	68
表 17.	学校沿革誌における学校設立分合及び名称変更等の記載状況.....	70
表 18.	学校沿革誌における校舎及び設備の記載状況.....	73
表 19.	学校沿革誌における通学区域及び当該市町村関係事項の記載状況.....	75
表 20.	学校沿革誌における歳入歳出等経費の記載状況.....	77
表 21.	学校沿革誌における教科目・学級編制・授業日数・修業年限等の記載状況.....	78
表 22.	学校沿革誌における規則・制度等の記載状況.....	81
表 23.	各都道府県の学校沿革誌編纂に関する通達の状況.....	82

1 はじめに

1. 1 研究背景・目的

学校沿革誌とは学校の歴史や組織・教員・生徒などの変遷を記した編纂物であり、小学校をはじめ各学校が作成し、所蔵する歴史資料である。その存在は全国の学校や図書館、公文書館などにおいて確認することができる。小学校では明治時代初期からその編纂が行われており、具体的な内容としては、学校の創立・統廃合、教職員、生徒の増減、学資の収支、寄附、設備の充足などについて記述されている。また、永年保存文書として長年保存されてきたため、現在もほとんどの小学校が保管している。廃校後についても引き継ぎ文書とされ、統合先の学校または教育委員会、図書館などに移管されており、重要視されてきた。そのため、他の学校文書と比べてその残存率も高いものとなっている。加えて、教育史の編纂において学校沿革誌を含む小学校関係文書がその中心をなしており⁽¹⁾、史料としての存在意義は高いといえる。

しかし、辞典類による定義は確認できなく、先行研究も少ない。現在では永年保存文書として規定しなくなった自治体もある。加えて、学校沿革誌は各小学校によって記載項目や様式がまちまちであり、その内容は多岐に渡っている。そのため、学校沿革誌の資料的性格や各小学校で編纂されるにいたる全国的な経緯が不明確である。

したがって、関係する法規定や学校沿革誌の記載などからその編纂における実態を検討し、どのような目的・背景で編纂され、整備・保管されてきたのか、どういった事項が記載事項とされてきたのかなどといった学校沿革誌の全国的な編纂経緯や目的とその資料的性格を明らかにしたい。それによって多くの学校沿革誌が現在にいたるまで編纂され保存されてきた経緯を検討し、学校沿革誌の再評価を試みたい。

なお、学校沿革「史」と表記されてものもあるが、令達類においては学校沿革「誌」と表記されているものの方が多いため、本論文では学校沿革誌に表記を統一する。ただし、元々の資料名が学校沿革史であるものについてはそのまま表記することとする。

1. 2 先行研究

学校沿革誌に関する先行研究としては、教育史の観点から行われた研究とアーカイブズ学の観点から行われた研究がある。

まず、教育史の観点から行われた研究としては、大阪市内における学校沿革誌から地域の初等教育事情の解明を試みた西脇英逸氏の研究(1967年)⁽²⁾があげられる。学校沿革誌を独自の観点から分析しており、管見の限り、学校沿革誌に関する最初の研究である。大阪府において学校沿革誌が明治25(1892)年から35(1902)年の府令により整備されたことを明

(1) 赤松俊秀. “公立学校文書—小学校文書を中心に”. 日本古文書学講座第10巻. 雄山閣, 1980, p. 187-192, (近代編, II).

(2) 西脇英逸. 明治初等教育の研究: 小学校教育の地域性について(大阪市内小学校における学校沿革誌の史料を中心として). 大阪学芸大学紀要. C, 教育科学, 1967, p. 50-62.

らかにするとともに、どのような事項が編纂されていたかを例示している。

その後、1971-1972年には、松崎弘道氏が明治期、福島県における学校沿革誌編纂に関する令達の規定過程やその編纂状況を県や郡の通達・報告などから明らかにしている⁽³⁾。その過程は決して統一的なものではなく、先進的な学校や郡によって独自にその編纂や規定が行われていたのである。県による規定はそうした動きを受けてのものであった。また、編纂にはさまざまな問題が生じていた。そうした問題や整備の促進となった事項についても分析を行っている。松崎氏の研究は、一地域についてではあるが、学校沿革誌編纂に関する規定過程やその状況を明らかにしている。

2000年には、『藤沢市教育史 史料編 第6巻』の「はしがき」において、長田三男氏が学校沿革誌の小学校への設備及び保存などの規定経緯について考察を行っている⁽⁴⁾。同書は、藤沢市内小学校の学校沿革誌を収録した自治体史である。長田氏は、その編纂契機について明らかではないとしながらも、明治16(1883)年より始まった教育沿革誌編纂事業の関連を指摘している。また、文部省による小学校の表簿に関する規定状況から、明治23(1890)年以降戦後までは小学校に設備すべき表簿は地方によって独自に制定されていたと分析している。しかし、資料の参照は、山形県や秋田県など一部地域の明治17(1884)年以降の令達にとどまっており、他地域の通達状況は明らかにされていない。年代的にも、後述の先行研究によってそれ以前に通達された令達が参照されていることからさらなる検証が必要である。加えて、学校沿革誌が地域によって独自に制定されたものであるならば、その編纂経緯はより重要な意味を持つと考える。

同書の「解説」では、高野修氏が、神奈川県における学校沿革誌に関する規定の変遷や藤沢市域の小学校沿革誌にみられる記載内容や形式の特徴などについて明らかにしている⁽⁵⁾。神奈川県における学校沿革誌に関する最初の規定は明治32(1899)年であり、現在は制度上何の規定も行われていない。しかし、その記録を続けている学校があることが指摘されている。学校沿革誌の編纂は学校独自の判断で現在も続けられているのである。

2002年には榎村毅氏⁽⁶⁾が、明治10(1877)年の茨城県通達により学校沿革誌編纂が指示されたことを明らかにし、それにより作成された学校沿革誌4点の内容の比較検討を行っている。これは、茨城県立歴史館の小学校所蔵教育資料の調査収集に基づく研究であり、これら学校所蔵資料から地域初等教育の実態の解明を試みている。

(3) 松崎弘道. 明治期における学校沿革誌(1): その編さん過程の概観. 福島県教育センター所報. Vol. 4, 1971, p. 7-9.

松崎弘道. 明治期における学校沿革誌(2): その編さん過程の概観. 福島県教育センター所報. Vol. 5, 1972, p. 20-22.

(4) 長田三男. “はしがき”. 藤沢市教育史. 藤沢市教育文化センター編. 2000, p. 3-6, (資料編, 第6巻).

(5) 高野修. “解説”. 藤沢市教育史. 藤沢市教育文化センター編. 2000, p. 11-67, (資料編, 第6巻).

(6) 榎村毅. 小学校所蔵資料にみる近代教育史の一端: 明治10年編「学校沿革誌」を中心として. 茨城県立歴史館報. 2002, vol. 29, p. 57-86.

梶井一暁氏は 2003 年から 2008 年にかけて、学校資料や学事資料の残存が少ない地域では教育史研究があまり行われていないことから、そのような地域でも残存が確認される学校沿革誌を主な研究資料として地域における初等教育事情の解明を試みた研究を行っている⁽⁷⁾。梶井氏は学校沿革誌に関する先行研究の少なさについて、学校日誌と比べて実態に迫る内容や情報とその資料的性格ゆえに限定的なものになってしまうことが要因であると言及している。しかしながら、資料の残存が少ない地域においても、ほとんどの学校で保存され残存率の高い学校沿革誌は、有用な研究資料であると述べている。

また、学校沿革誌の資料的意義について検討を行った研究として、柏木敦氏の研究(2011)⁽⁸⁾がある。柏木氏は、「沿革史(誌)」（対象は小学校に限定）をその作成契機から 3 種類に類型するとともに、長野県更級郡荘内尋常小学校の学校沿革誌の復刻を行っている。そして、その内容の検討から、学校沿革誌の資料的意義について、「日本における近代学校制度前後の教育と教育の受け手とのありようを」示す史料であると言及している。

以上、教育史の観点から行われた学校沿革誌に関する研究を紹介した。幾つかの地域においてはその編纂経緯が明らかにされていた。しかし、いずれの研究においても、全国的な学校沿革誌の編纂経緯については明らかにされてはいないといえる。どのような経緯で全国の小学校において編纂されるようになったのかは不明である。また、学校沿革誌の内容について、量的な分析は行われておらず、その資料的性格の解明は不十分である。

アーカイブズ学の観点から行われた研究としては、学校沿革誌を含む学校資料の保存管理について研究を行った田村達也氏(2005 年)⁽⁹⁾や小山景子氏(2011 年)⁽¹⁰⁾などの研究がある。いずれも最近の研究であり、学校資料の保存管理状況の検討からその不十分性を問題視している。田村氏は、かつて小学校が地域のセンターであったという視点に立ち、統廃合による小学校所蔵資料の危機的状況を検証するとともに鳥取県下小学校における残存状況を調査し、保存の必要性を説いている。小山氏は、同県下小学校の廃校後の学校資料の流出状況を調査し、その散在状況から、廃校にされた学校に代わって資料を統括する新た

(7) 梶井一暁. 近代日本農村の初等教育事情: 広島県賀茂郡下黒瀬村の事例. 鳴門教育大学研究紀要, 2003, vol. 18, p. 13-29.

梶井一暁. 『板城西尋常小学校沿革誌』にみる近代地域初等教育事情. 鳴門教育大学研究紀要, 2004, vol. 19, p. 25-39.

梶井一暁. 近代日本農村における初等教育の定着: 広島県賀茂郡上黒瀬村の事例. 鳴門教育大学研究紀要, 2005, vol. 20, p. 11-25.

梶井一暁. 近代日本農村における初等教育の展開過程: 広島県賀茂郡美尾村の事例. 鳴門教育大学研究紀要, 2006, vol. 21, p. 27-40.

梶井一暁. 近代日本における初等教育の地域定期展開: 広島県賀茂郡黒瀬地域の事例. 鳴門教育大学研究紀要, 2008, vol. 23, p. 43-61.

(8) 柏木敦. 史料復刻沿革史更級郡荘内尋常小学校. 兵庫県立大学政策科学研究所研究資料, 2011, vol. 232, p. 1-31.

(9) 田村達也. 小学校資料論; かつて小学校は地域のセンターであったという視点から. 鳥取県立公文書館研究紀要, 2005, vol. 1, p. 1-20.

(10) 小山景子. 鳥取県における学校史料の史料学的研究: 米子市角盤高等小学校を題材に. 鳥取地域史研究, 2011, vol. 13, p. 47-68.

な保存主体の必要性を説いている。ここで保存主体とは、学校資料を保存する「各機関の所蔵資料データを取りまとめて情報を掌握し、管理する役割を果たすもの」を指している。両研究では、学校沿革誌の残存率が他の資料と比べてかなり高いことが明らかにされている。その要因については、同県の訓令などにおいて無期保存に規定され、保存義務があったことが指摘されている。しかし、その残存率の高さが示す学校沿革誌の重要性については論点があてられていない。さらに、他の先行研究においても学校沿革誌に関する保存義務の全国的な規定状況は管見の限り不明である。

以上のように、学校沿革誌に関する研究は、一地域や個別の学校沿革誌に関して検討されており、総覧的な研究は行われていない。関係する規定についても全国的な経緯は明らかにされていない。さらに大半は学校沿革誌を主な資料としての研究や現在の保存管理状況についての報告である。そのため、その全国的な編纂経緯や目的、資料的性格は不明確なものとなっている。

1. 3 研究方法

研究方法は、学校沿革誌に関連する法令もしくは規定類の調査と学校沿革誌の原本調査を行う。前者については、各自治体史の資料編や県報などから府県や郡・市等の令達を調査するとともに、国の各種法令を収録した法令全書や現在各市町村が規定する小学校の文書管理規定、各学校の規則等を調査する。それによって、学校沿革誌の全国的な編纂経緯やその編纂目的を明らかにする。

また、後者については、各学校沿革誌の記載事項や編纂年代、記載期間等について調査し量的分析を行う。それによって、その変遷や傾向、編纂を指示する法規定との関連などについて比較検討を行い、学校沿革誌の実態、及びその資料的性格について明らかにする。

1. 4 研究対象

近代学校教育制度は、明治5(1872)年の学制公布により始まる。それによって、小学校が全国に設立された。近代学校教育制度の整備はつまり小学校教育の整備であるといえる。そのため、研究対象は、学校種別を小学校、期間を明治時代から現在までとする。

法規定類は、全国的な編纂経緯を明らかにするために、全国の学校沿革誌に関する令達、法規定を対象資料とする。また、学校沿革誌の原本調査については茨城県下を対象とする。茨城県立歴史館で県内の学校資料の収集及び写真版での閲覧提供が行われており、量的な調査が可能であるからである。そして、そのなかでも現在閲覧可能である県北地域の小学校を対象とした。北茨城市、日立市、十王町、高萩市、金砂郷町、水府村、里見村、美和村の8市町村の小学校で編纂された学校沿革誌89点を調査した。ただし、茨城県立歴史館がその調査収集対象を、昭和40(1965)年までに限定しているため、資料の対象期間は明治

5年から昭和40年まで(1872～1965)に編纂されたものとなる。しかし、廃校や分校などとなった学校資料が所蔵されている場合は対象期間以降であっても収集されているため、その限りではない⁽¹¹⁾。

なお、野間研究所紀要『学校沿革史の研究総説』⁽¹²⁾のように、学校の記念誌を学校沿革誌として研究を行っているものもあるが、本研究では記念誌と区別して研究を行う。冊子体で編纂され学校内部向けの資料である学校沿革誌とは異なり、「○周年記念誌」といった記念誌は、製本され販売されたり関係者に配られたりしており、資料としての性質が異なるためである。

2 学校沿革誌の指示・通達の分析

本章では、法令あるいは規定類等の規定状況から、全国の小学校で学校沿革誌が編纂されるに至った経緯やその目的について明らかにする。また、どのような事項が学校沿革誌の記載事項として規定されたのか、府県視学や郡視学による影響、私立小学校における学校沿革誌の規定状況についても検討を行う。

2.1 編纂の通達

本節では、学校沿革誌編纂に関する令達について、その規定経緯及び通達時期について検証を行う。

学校沿革誌は全国のほとんどの小学校で編纂され保存されてきた。そのため、中央政府によって編纂を指示する通達が行われたものと考えられる。しかし、長田氏(2000年)⁽¹³⁾は、小学校令の「小学校ノ設備ニ関スル規則ハ文部大臣定ムル所ノ準則ニ基キ府県知事之ヲ定ム」との規定から明治23(1890)年以降戦後⁽¹⁴⁾までは小学校に設備すべき表簿は地方によって独自に制定されていたと指摘している。加えて、法令全書を見る限り、中央政府による学校沿革誌の編纂を指示した令達は確認できない。したがって、学校沿革誌の編纂は中央政府の規定によるものではなく、府県さらには郡・市等の規定によるものであったと

(11) 櫻村毅『茨城県立歴史館報』「小学校所蔵資料にみる近代教育史の一端：明治10年編「学校沿革誌」を中心として」(2002) p. 58-59 「②調査収集対象」参照

(12) 学校沿革史研究会. 学校沿革史の研究総説. 野間教育研究所, 2008, p. 310, (野間教育研究所紀要, 第47集).

なお、『学校沿革史の研究総説』は高等学校及び大学の学校沿革史を主な対象としている。

(13) 長田三男. “はしがき”. 藤沢市教育史. 藤沢市教育文化センター編. 2000, p. 3-6, (資料編, 第6巻).

(14) 文部省達「学事表簿様式制定ノ事」(明治14(1881)年)において、小学校に設備すべき表簿が定められており(なお、学校沿革誌は規定されていない)、その後明治23(1890)年、小学校令が制定されたため。また、戦後は、学校沿革誌は教育委員会規則等によって小学校に備えるべき表簿として規定されるようになったため。

考えられる。そのため、府県及び郡・市の令達について分析を行った。

2. 1. 1 府県による学校沿革誌の編纂通達

本項では、府県からの学校沿革誌編纂を指示する令達と学校に備えるべき表簿を定めた令達について順に論じていく。

府県からの学校沿革誌編纂を指示する令達としては、まず明治9(1876)年に通達された千葉県の「学校沿革誌并二日記調製概則」(資料1)⁽¹⁵⁾がある⁽¹⁶⁾。管見の限り、この千葉県の令達が最も早くに通達された学校沿革誌の編纂を指示する令達である。また、茨城県においても明治10(1877)年に編纂を指示した「学校沿革誌編輯ノ儀」(資料2)⁽¹⁷⁾という県令が通達されている⁽¹⁸⁾。両令達はその編纂理由・目的を述べるとともに、記載すべき項目、編纂期限及びその後の定期的な編纂、県庁への提出などについて規定している。また、学校日誌を学校沿革誌の編纂資料と規定し、それらの編纂、作成は教員の主務ともされている。両令達はその規定項目や編纂期間などについて相違はあるものの、その編纂理由・目的に関する記述は近似している。そのため、茨城県の学校沿革誌編纂の令達は、千葉県の令達の影響を受け、あるいは編纂を指令するにあたって参考にして布達されたものと考えられる。しかし、項目や編纂期間などの規定が異なり全く同じ規定にはなっていないことから、自らの事情や実態等に合わせて規定を行ったものと考えられる。

例えば、千葉県「学校沿革誌并二日記調製概則」(資料1)は半年毎の編纂を命じているが、茨城県「学校沿革誌編輯ノ儀」(資料2)は5ヶ年毎の編纂を命じている。両者の規定する編纂期間は大きく異なっている。この編纂期間がそれぞれの県で望ましいと考えられる事情や実態があったのではないだろうか。千葉県がこれほど頻繁な編纂を命じた要因としては、急速に小学校を普及させた背景があると考えられる。千葉県では、明治6(1873)年にすでに406校の公立小学校が設立されていた⁽¹⁹⁾。このとき、茨城県には私立小学校が300校あるが、公立小学校はなく、後に茨城県に合併された新治県も16校のみであった。さらに、千葉県は翌年には400校の公立小学校を増設したという報告も出している⁽²⁰⁾⁽²¹⁾。学事普及に積極的であった千葉県は、学校沿革誌の編纂にも力を入れたのではないだろうか。また、それだけの数の小学校の成立を把握し管理するためにも、各学校で

(15) “学校沿革誌并二日記調製概則”. 千葉県教育百年史第3巻. 千葉県教育百年史編さん委員会編. 千葉県教育委員会, 1971, p. 146-148, (史料編, 明治).

(16) 松崎弘道. 明治期における学校沿革誌(1): その編さん過程の概観. 福島県教育センター所報. Vol. 4, 1971, p. 7-9.

(17) “学校沿革誌編輯ノ儀”. 茨城県報. 茨城県, 1877.

(18) 樫村毅. 小学校所蔵資料にみる近代教育史の一端: 明治10年編「学校沿革誌」を中心として. 茨城県立歴史館報. 2002, vol. 29, p. 57-86.

(19) 文部省編. 文部省年報 第1. 復刻版, 宣文堂, 1964, p. 180.

(20) 文部省編. 文部省年報 第2. 復刻版, 宣文堂, 1964, p. 781.

(21) 林原久恵. 学制公布期、地域における学校教育の成立と私塾・寺子屋. 2011, 卒業論文.

の学校沿革誌編纂が必要であったのだと考えられる。千葉県では、こうした事情から学校沿革誌の編纂を指示したのではないだろうか。茨城県では、各地域の小学校維持方法について、明治6(1873)年「多クハ瘠土困民隨テ束脩月謝等モ僅少ナルニ因リ遽ニ其目的ヲ達スル能ハサルカ故ニ官林荒蕪等ノ地ヲ乞ヒ桑茶等ヲ之ニ植エ其利子ヲ以テ學資ノ裨補ニ充ツ」⁽²²⁾という報告がある⁽²³⁾。茨城県では、千葉県のように頻繁に編纂を行う余裕はなかったのではないだろうか。しかし、それでも早くから学校沿革誌の編纂を通達していた。それは、各地域の学校普及の困難さを記録し伝える必要があると考えたからではないだろうか。

他の都道府県については、それぞれの自治体史やその教育史の資料編、県報などから調査を行った。その結果、ほとんどの都道府県で編纂を指示する令達は確認できなかった。そのなかで、千葉県と茨城県の他にそうした令達が見つかったのは、山形県と静岡県である。

山形県では、明治18(1885)年1月15日、県令で「明治五年七月学制頒布以来同十七年十二月ニ至ル小学校沿革別紙開列スル条目及ヒ編纂心得ニ抛リ編纂イタシ毎校可備置且別ニ一通ヲ浄写シ六月卅日限り学務課へ可差出此旨相達候事」⁽²⁴⁾と通達された。別紙の条目及び編纂心得⁽²⁵⁾に基づいて編纂するように指示しており、上記2県の通達の仕方とは異なっていた。また、同年6月までの編纂期限が設けられていた。しかし、同年6月12日、提出期限の延期が通達された。令達には次のようにある。「本年一月十五日付号外ヲ以テ小学校沿革誌之儀六月卅日限り可差出旨相達置候処右ハ可成精密ヲ要シ候ニ付本年九月卅日マテ延期候条此旨相達候事」⁽²⁶⁾。学校沿革誌には精密さが必要であることから、提出期限を延期するというのである。このことから、学校沿革誌にはかなり精密な記録が求められていたことがわかる。ただ記載されればよいというものではなく、重要な資料として正確な記載が求められていたのである。

静岡県では、明治26(1893)年に「学校沿革誌編製項目並ニ学校沿革誌編製心得」(資料3)⁽²⁷⁾が通達された。これも他の3県とは異なる規定内容であった。編纂理由・目的などに関する記述は見られなかったが、記載項目が特に細かく規定されていた。編纂終了後については、市立小学校は市役所を経て、町村小学校は町村役場や郡役所を経て県庁へ届け出るように指示していた。編纂方法については、「学校沿革誌編製方ハ各校毎ニ多少余紙ヲ存

(22) 文部省編. 文部省年報 第1. 復刻版, 宣文堂, 1964, p. 180.

(23) 林原久恵. 学制公布期、地域における学校教育の成立と私塾・寺子屋. 2011, 卒業論文.

(24) “小学校沿革誌編纂のこと”. 山形県教育史資料第1巻. 山形県教育史資料編集委員会編. 山形県教育委員会, 1980, p. 464.

(25) “小学校沿革誌編纂心得・編纂条目制定のこと”. 山形県教育史資料第1巻. 山形県教育史資料編集委員会編. 山形県教育委員会, 1980, p. 464-467.

(26) “小学校沿革誌提出期限延期のこと”. 山形県教育史資料第1巻. 山形県教育史資料編集委員会編. 山形県教育委員会, 1980, p. 482.

(27) “学校沿革誌編製項目・同心得につき知事訓令”. 静岡県史. 静岡県編. 静岡県, 1990, p. 863-865, (資料編, 17/近現代, 2).

シ置キ、毎学年末ニ於テ校務日誌其他関係帳簿等ヨリ抄出シ、或ハ管理者、学務委員等ニ協議シ、其学年間学事ニ係ル較著ノ事績ヲ登録スヘシ」と規定している。学校日誌だけでなくその他の関係帳簿等も資料とし、管理者や学務委員などに協議してその学年間の顕著な事績を記載するようにある。

以上、千葉県・茨城県・山形県・静岡県の4県において、学校沿革誌の編纂を指示する通達が見つかった。最も早いもので明治9(1876)年には通達が行われており、学制が施行されてから数年後には学校沿革誌の編纂が開始されていた。そのため、学校沿革誌の編纂はかなり早い時期から始められていたといえる。しかし、その通達時期は明治9(1876)年から26(1893)年とまちまちであり、中央政府による令達も確認できなかった。4県の令達中にも中央政府からの指示令達に関する記述は見られない。したがって、学校沿革誌の編纂は中央からの指示によって全国で一斉に始められたわけではなく、国よりも県の主導によるところが大きかったと考えられる。また、その通達時期、規定内容等の差異から各県独自に始められたことであり、地域の事情や実態に即して規定が行われたと考えられる。学校沿革誌は県独自にその編纂や編纂に関する事項が規定され通達されていたのである。そして、その記載には精密さが強く求められており、重要帳簿として扱われていたことがうかがえる。

また、大阪府では明治10(1877)年に編纂を指示した令達があったと考えられる記録がある。大阪府から明治10(1877)年に通達された学第43号に、「学第十七号達シ各小学校創立以来、本年六月迄ノ諸沿革編輯可差出旨達シ置候処、右分類中費用出納保護積立金ノ儀ハ永存不変ノ為、可成精細ヲ要スル儀ニ付、各守任ノ交代有之等ニテ取調ニ差支候向ハ、十二月中迄詳細ニ取調可差出候事」⁽²⁸⁾とあり、学第17号によって、各小学校の創立以来から明治10(1877)年6月までの諸沿革を編纂することになったとあるのである。この学第17号は確認できなかったが、この令達により大阪府では明治10(1877)年学第17号によって学校沿革誌の編纂が通達されたものと考えられる。

しかし、学校沿革誌は上記5県以外の小学校にも残存し、全国で編纂が行われていた。では、学校沿革誌は何によって編纂されるようになったのであろうか。他に根拠となり得る令達としては、小学校に備えるべき表簿である設備表簿についての規定が考えられる(以後、本論文では小学校に備えるべき表簿を設備表簿と呼ぶこととする)。こうした規定では、その一つとして学校沿革誌が規定されている場合がある。設備表簿である学校沿革誌を学校に備えるために、編纂が開始された可能性が考えられる。

設備表簿に関する令達で学校沿革誌が規定されているのが確認できた20の都道府県とその通達時期を表1にまとめた。設備表簿に関する令達は県によっては複数回通達され改定が行われていたりした。表1の通達時期は、管見の限り確認できた最も古い令達の通達年

(28) “小学校沿革編輯、保護積立金の件”。大阪府教育百年史第2巻。大阪府教育委員会。大阪府教育委員会，1971，p.168，(史料編，1)。

表 1. 設備表簿に学校沿革誌が確認できた都道府県と通達時期

通達時期	設備表簿に学校沿革誌が確認できた都道府県
明治 13(1880)年	大阪府 ⁽²⁹⁾
明治 22(1889)年	東京都 ⁽³⁰⁾
明治 25(1892)年	秋田県 ⁽³¹⁾ ・鳥取県 ⁽³²⁾
明治 26(1893)年	山形県 ⁽³³⁾
明治 31(1898)年	大分県 ⁽³⁴⁾
明治 32(1899)年	神奈川県 ⁽³⁵⁾ ・福島県 ⁽³⁶⁾ ・和歌山県 ⁽³⁷⁾
明治 33(1900)年	青森県 ⁽³⁸⁾ ・岐阜県 ⁽³⁹⁾ ・京都府 ⁽⁴⁰⁾ ・長野県 ⁽⁴¹⁾ ・福岡県 ⁽⁴²⁾
明治 34(1901)年	北海道 ⁽⁴³⁾
明治 37(1904)年	栃木県 ⁽⁴⁴⁾
大正 15(1926)年	愛媛県 ⁽⁴⁸⁾
昭和 16(1941)年	千葉県 ⁽⁴⁵⁾
昭和 25(1950)年	香川県 ⁽⁴⁶⁾ ・福井県 ⁽⁴⁷⁾

- (29) “学校諸帳簿調製の件”. 大阪府教育百年史第 2 巻. 大阪府教育委員会. 大阪府教育委員会, 1971, p. 209-210, (史料編, 1).
- (30) “小学校諸帳簿整理ノ件”. 東京都教育史資料総覧;東京教育令規集(府・市・都). 東京都立教育研究所編. 東京都立教育研究所, 1992, p. 334, (東京都教育史資料総覧, 2).
- (31) “小学校の法定諸表簿”. 秋田県教育史第 2 巻. 秋田県教育史編纂委員会編. 秋田県教育史頒布会, 1982, p. 120, (資料編, 2).
- (32) 田村達也. “保存義務のある学校資料”. 小学校資料論;かつて小学校は地域のセンターであったという視点から. 鳥取県立公文書館研究紀要, 2005, vol. 1, p. 5-7.
- (33) “小学校保存の表簿種類・保存期限制定のこと”. 山形県教育史資料第 2 巻. 山形県教育史資料編集委員会編. 山形県教育委員会, 1975, p. 231-232.
- (34) “小学校設備規則を改正(全文)”. 大分県教育百年史第 3 巻. 大分県教育百年史編集事務局編. 大分県教育委員会, 1976, p. 633-635, (資料編, 1).
- (35) “小学校設備規則改定のこと”. 神奈川県教育史. 神奈川県立教育センター. 神奈川教育委員会, 1971, p. 623-627, (資料編, 第 1 巻).
- (36) “小學校ニ備フヘキ諸帳簿ノ件”. 福島県教育史編さん資料第一集:明治期の法規(県令, 訓令, 達および告諭, 告示). 福島県教育委員会編. 福島県教育委員会, 1971, p. 131.
- (37) “小学校表簿書式”. 和歌山県教育史第 3 巻;史料編. 和歌山県教育史編纂委員会編. 和歌山県教育委員会, 2006, p. 168-169.
- (38) “小学校に関する規則”. 青森県教育史第 3 巻. 青森県教育史編集委員会編. 青森県教育委員会, 1970, p. 807-810, (資料篇, 1).
- (39) “小学校設備規則”. 岐阜県小学校学事法令. 椋山正式編. 郁文堂, 1902, p. 201-216.
- (40) “小学校設備規則”. 京都府百年の資料 5;教育編. 京都府立総合資料館編. 京都府, 1972, p. 423-427.
- (41) “小学校表簿調製につき県訓令”. 長野県教育史第 12 巻. 長野県教育史刊行会編. 長野県教育史刊行会, 1977, p. 5, (史料編, 6/明治 32 年~40 年).
- (42) “小学校令施行細則制定のこと”. 福岡県教育百年史第 2 巻. 福岡県教育百年史編さん委員会編. 福岡県教育委員会, 1978, p. 401-418, (資料編, 明治 2).
- (43) “北海道廳訓令第 71 號”. 北海道教育雑誌第 11 巻下. 復刻編集委員会監. 文化評論社, 1984, p. 112-127.
- (44) “小学校表簿規程”. 栃木県史資料編. 栃木県史編さん委員会編. 栃木県, 1979, p. 118-124, (近現代, 8).
- (45) “国民学校令施行細則”. 千葉県教育百年史第 4 巻. 千葉県教育百年史編さん委員会編. 千葉県教育委員会, 1972, p. 104-124, (史料編, 大正・昭和 I).
- (46) “学校教育法施行細則”. 香川県教育史:昭和二十年一平成十年資料編. 香川県教育委員会編. 香川県教育委員会, 2000, p. 45-56.
- (47) “学校教育法施行細則”. 福井県教育百年史第 4 巻. 福井県教育史研究室編. 福井県教育委員会, 1976, p. 436-445, (資料編, 2/昭和).

を記している。なお、愛媛県では「小学校長教員職務及服務細則」⁽⁴⁸⁾第14条において、設備表簿を規定しており、その一つに学校沿革誌が規定されている。

設備表簿に学校沿革誌が規定されたことが、学校沿革誌編纂の契機となったと推定した場合、編纂が指示あるいは開始された時期は、前述した通達状況と合わせて明治9年から昭和25年(1876～1950)にかけてとなり、かなりその時期に広がりを見せる。

このうち、秋田県では表1より、明治25(1892)年7月9日に布達された訓令甲第119号によって、学校沿革誌が設備表簿として規定される。訓令には、特に学校沿革誌の編纂を指示するような文言はない。この訓令を受けて、その後すぐの同年10月15日、秋田県河邊郡長から県知事に宛てた上申⁽⁴⁹⁾がある。そこには、「小學校ノ沿革誌并ニ日誌ノ義ハ本年訓令甲第百十九號ヲ以テ相定メラレ候處其細則無之ニ於テハ往々登記ノ標準ニ困シム情況有之且ツ各校精疎區々ナル傾モ有之候ニ付今般別冊之通該手續相定メ郡内一轍ノ方法ニ到度候御聽置相成度此段上申候也」と記されている。したがって、秋田県では、学校沿革誌を設備表簿に規定した訓令甲第119号を受けて、編纂が始められていたと考えられる。そのため、他県においても学校沿革誌が設備表簿の一つに規定されたことによって、同時にその編纂が指示されていたと考えられる。また、上申には、細かな規定がなく編纂上不便であるため、郡内における登記の標準を設けたとある。独自に郡によってより細かい規定が定められ、学校沿革誌が整備されていた。

しかし、秋田県では、この訓令甲第119号通達以前に、学校沿革誌を校長の引き継ぐべき表簿に規定した県令がある。明治17(1884)年に学務委員および学校長の事務引継についての規則を定めた乙第118号⁽⁵⁰⁾である。この第8条に、校長の引き継ぐべき表簿として引渡目録に学校沿革誌があげられているのである。そのため、学校沿革誌は明治25(1892)年の訓令甲第119号によって規定される以前から編纂されていたと考えられるが、どのような経緯で編纂されるに至ったのかは不明である。しかし、秋田県河邊郡長からの上申から、明治25(1892)年になって漸く訓令で編纂が義務付けられたと考えられる。

さらに、長野県において設備表簿に学校沿革誌が確認できる最も早い時期の通達は明治33(1900)年⁽⁵¹⁾のものになる。しかし、明治23(1890)年稿の長野県小県郡禰津小学校の学校沿革史によると、「昨年八月官命令各校編其沿革史期」とある⁽⁵²⁾。その通達を確認できないものの、明治22(1889)年8月に学校沿革誌の編纂を指示する官命があったものと考えら

(48) “小学校長教員職務及び服務細則改正”. 愛媛県史資料編. 愛媛県史編さん委員会編. 愛媛県史編さん委員会, 1984, p. 890-893, (近代, 3).

(49) “学校沿革誌と学校日誌の記載事項について”. 秋田県教育史第2巻. 秋田県教育史編纂委員会編. 秋田県教育史頒布会, 1982, p. 263-264, (資料編, 2).

(50) “学務委員及び学校長の事務引継についての規則”. 秋田県教育史第1巻. 秋田県教育史編纂委員会編. 秋田県教育史頒布会, 1981, p. 140-141, (資料編, 1).

(51) “小学校表簿調製につき県訓令”. 長野県教育史第12巻. 長野県教育史刊行会編. 長野県教育史刊行会, 1977, p. 5, (史料編, 6/明治32年～40年).

(52) “小県郡禰津学校学校沿革史”. 長野県教育史第10巻. 長野県教育史刊行会編. 長野県教育史刊行会, 1975, p. 489, (史料編, 4/明治12年～19年).

れる。したがって、長野県における学校沿革誌の編纂指示が明治 22(1889)年であるとする
と、各都道府県の学校沿革誌編纂の令達時期は表 2 のように推定される。

表 2. 各都道府県における学校沿革誌編纂の通達時期の推定

通達時期	都道府県名
明治 9(1876)年	千葉県
明治 10(1877)年	茨城県・大阪府
明治 18(1885)年	山形県
明治 22(1889)年	東京都・長野県
明治 25(1892)年	秋田県・鳥取県
明治 26(1893)年	静岡県
明治 31(1898)年	大分県
明治 32(1899)年	神奈川県・福島県・和歌山県
明治 33(1900)年	青森県・岐阜県・京都府・福岡県
明治 34(1901)年	北海道
明治 37(1904)年	栃木県
大正 15(1926)年	愛媛県
昭和 25(1950)年	香川県・福井県

各県による学校沿革誌に関する最も古い令達が通達された時期は、明治 9 年から昭和 25 年(1876～1950)にかけてと幅広い。このことは、中央政府からの通達により、学校沿革誌の編纂が始められたわけではなかったことをあらわしている。このうち通達を確認できた全 22 県中 15 県が明治 20 年代から 30 年代(1887～1906)にかけて通達されていることから、この頃から多くの地域で学校沿革誌が編纂されるようになったと考えられる。

2. 1. 2 郡・市による学校沿革誌の編纂通達

前述のように、秋田県河邊郡では県によって学校沿革誌編纂の細則が定められていなかったため、郡内の方法を独自に定めていた。県による記載事項の規定はその後になる。同様に他県においても、郡によって学校沿革誌の編纂に関する令達が通達されている事例が見られた。本項では、郡・市レベルでの学校沿革誌編纂に関わる令達が通達された事実について検討を行う。

長野県更級郡の「荘内尋常小学校沿革史」には以下のような記述がある⁽⁵³⁾

(53) 柏木敦. “史料「沿革史 更級郡荘内尋常小学校」について”. 史料復刻沿革史更級郡荘内尋常小学校. 兵庫県立大学政策科学研究所研究資料, 2011, vol. 232, p. 4.

一、本書ハ明治廿三年九月更級郡役所第十二号ノ訓令ニ基キ編纂セシモノナリ、訓令ノ全文ハ左ノ如シ

町村役場
小学校

本郡小学校沿革史別紙編輯例規ニ依リ、来明治廿四年八月卅一日限り精密調査編纂シ、一部ハ各学校へ一部ハ当庁へ差出スヘシ

更級郡長関口友愛

更級郡では明治 23(1890)年に独自に学校沿革誌編纂が通達され、それに基づいて実際に編纂も行われていたのである。ただこの訓令の通達経緯について、長野県からの令達との関連は不明である。

福島県では、明治 12(1879)年岩瀬郡において「郡長高松嘉績、小学校沿革誌編纂の調査を各村に命ず」という記録がある⁽⁵⁴⁾。また、明治 20(1887)年以降県内の各校で実質的な学校沿革誌編纂の着手があり、編纂形式を郡として統一すべきという気運の高まりによって、記載項目及びその要項が郡によって規定されたことが松崎氏(1971 年)によって明らかにされている。明治 24 年から 29 年(1891~1896)にかけて、耶麻郡(明治 24 年)・双葉郡(明治 29 年)・相馬郡(同年)・南会津郡(同年)の 4 郡で編纂事項の規定が行われたのである⁽⁵⁵⁾。県によって学校沿革誌が設備表簿に規定されたのが明治 32(1899)年であるから、福島県ではそれ以前から学校や郡によって編纂が行われていたのである。その編纂の流れは、小学校から郡へ、郡から県へというものであり、先進的な学校や郡によって独自にその編纂や規定が行われていた。県による規定はそうした動きを受けてのものであった。

また、和歌山県においても県ではなく各郡によって整備が行われていた。和歌山県において学校沿革誌に関する最初の通達が見られるのは、上記の通り明治 32(1899)年の「小学校表簿書式」であった。しかし、それ以前の明治 26(1893)年に日高郡、東牟婁郡、西牟婁郡、伊都郡において、学校沿革誌が学校に備え付けるべき表簿として規定された。和歌山県域における小学校の学校沿革誌は「明治二六年頃に全県的に整備された」のである⁽⁵⁶⁾。和歌山県も郡から県へと学校沿革誌の整備規定が整っていったのである。

さらに長野県では、明治 33(1900)年県訓令第 7 号において、「表簿ノ様式ハ市ニアリテハ市長町村ニアリテハ郡長之ヲ定ム」と規定している⁽⁵⁷⁾。秋田県では郡から自発的に記載事項を規定していたが、長野県ではそもそも記載事項などといった細則は郡あるいは市によって定めるものとしており、県によって統一した編纂を行うようなことは考えられていな

(54) “岩瀬郡年表”。福島県教育史編さん資料第 8 集：福島県近代教育史年表(郡年表)。福島県教育センター編。福島県教育委員会，1975，p. 28.

(55) 松崎弘道。明治期における学校沿革誌(1)：その編さん過程の概観。福島県教育センター所報。Vol. 4，1971，p. 7-9.

(56) “学校沿革史”。古座川町史編纂委員会編。古座川町史近現代史料編。古座川町，2008，p. 1065-1067.

(57) “小学校表簿調製につき県訓令”。長野県教育史第 12 巻。長野県教育史刊行会編。長野県教育史刊行会，1977，p. 5，(史料編，6/明治 32 年~40 年)。

かったと考えられる。

したがって、学校沿革誌は必ずしも県からの指示通達によって編纂が始められたわけではなかった。秋田県や長野県、福島県や和歌山県などの地域では、郡もしくは市、ひいては各小学校において独自に編纂が行われていた。その編纂経緯には、学校からの動きによって郡が、郡からの動きによって県が編纂規定をつくっていた過程も見られた。特に福島県では学校沿革誌について何らかの通達が行われる以前から各校によって編纂が着手されていた。編纂が規定されたためではなく、学校独自に学校沿革誌を編纂し始め、後に記載事項などの規定を必要とするようになったのである。学校沿革誌は地域あるいは学校独自に作成が行われていた。

2. 2 編纂の目的

学校沿革誌の編纂は地域独自の自発的な動きによるものであった。本節では、どのような目的のもとに学校沿革誌が編纂されたのかについて令達の記述から検証を行う。

明治9(1876)年、千葉県県の県乙第198号の「学校沿革誌并ニ日記調製概則」(資料1)の通達には、以下のような記述がある。

後ノ人特リ其整備ナルヲ視テ其草創ノ艱難ヲ知ラスンハ其整備モ亦保ツヘカラサルノ恐レアリ是ニ於テカ学校沿革ノ史乗ヲ編輯シ其起立ノ因由ヲ後世ニ伝ヘサルヘカラス是地方官教員ト共ニ其勞ヲ施シ後ノ人ヲシテ草創ノ難キヲ鑑ミ守成ノ易カラサルヲ戒シメシムル所以ナリ自今各公立学校ニ在テハ必ス沿革誌并ニ日記ヲ備ヘ従前ノ沿革将来ノ経歴ヲ記録シ以テ他日ノ徴考証拠ニ供スヘシ

後世の人が整備された状態の学校しか知らず草創期の困難を知らなければ、そうした状態を保たなくなってしまう恐れがある。そのため、学校沿革誌を編纂しその成立の由来を後世の人に伝え、草創の困難さから守成していくことの難しさを戒めるとある。そして、従前の沿革や将来の経歴を記録し後世の徴考に資するようにとある。

また、茨城県でも明治10(1877)年、乙第132号の「学校沿革誌編輯ノ儀」(資料2)においても同様の目的が掲げられている。以下はその引用である。

後ノ人特リ其整備ナルヲ見テ其創業ノ艱難ヲ知ラスンハ其整備モ保ツヘカラサルノ恐レアリ是ニ於テ学校沿革ノ史乗ヲ編纂シ其起立ノ因由ヲ後世ニ伝ヘサルヘカラス是レ教員ノ其勞ヲ施シ後ノ人ヲシテ創業ノ難キヲ鑑ミ守成ノ易カラサルヲ戒ムル所以ナリ自今各公立学校ニアリテハ必ス沿革誌并ニ日記ヲ備ヘ従前ノ沿革将来ノ経歴ヲ記録シ以テ他日ノ徴考ニ供スヘシ

こうした記述から、明治初期編纂が通達された当初は、学校沿革誌は後世における教育のさらなる発展と保持の一助となることを目的として編纂されていたと考えられる。

また、秋田県は昭和5(1930)年、全県小学校長会議書類において学校沿革誌の記載要領と様式を設定し、その理由について以下のように記載している。

學校沿革誌ハ其ノ校ニ於ケル教育思想史、教育史、經濟史トシテモ大ナル使命ヲ有スル重要帳簿ナルニ拘ラス様式區々ニシテ繁簡宜シキヲ得ス果シテ其ノ使命ヲ達成シ得ルヤ疑問ノ感ナシトセス。縣ニ於テハ今般調査會ニ委嘱シ記載要項並様式ヲ左記ノ通設定セリ。各位ハ自今該様式ヲ参考トシ適切有効ナル學校沿革誌ヲ作成シ其ノ使命ノ達成ニ努メラルヘシ⁽⁵⁸⁾

昭和初期、秋田県では学校沿革誌が各校の教育思想史、教育史、經濟史として大きな使命をもつ重要な帳簿であると考えられており、その意義を全うするために記載要領と様式が定められた。各校における教育思想史、教育史、經濟史を伝えるために学校沿革誌は編纂されていたのである。

したがって、学校沿革誌編纂が通達された明治初期、千葉県や茨城県では、後世の教育の保持および発展の一助となることを目的に編纂が通達されたが、昭和初期の秋田県では各校の教育思想史、教育史、經濟史といった歴史資料としての重要性が見出され編纂が推進されていた。編纂目的は、各校の歴史を後世に伝えるという点で一貫している。しかし、明治初期の通達はそれによって後世の教育の一助となることを目的としている一方、昭和初期の通達はその学校の歴史を伝える資料を作成すること自体を重要視している。そのため、記載事項を規定して適切有効な学校沿革誌の編纂が求められた。このことから学校沿革誌は、編纂が行われ始めて数十年を経てもその編纂の重要性が認められているとともに、「徴考証拠」としてではなく、それ自体の資料としての重要性が見出されるようになったと考えられる。

2. 3 記載事項の規定

本節では、学校沿革誌とはどのような内容が編纂されるものとされていたのかを記載事項を規定した令達類から検証を行う。表 3 は学校沿革誌の記載事項に関する令達類を通達時期順にまとめたものである。なお、令達名は令達中からとっているが、明確な令達名がない場合には適当な令達名をつけて〔 〕書きにしている。千葉県・茨城県・大阪府・山形県・秋田県河邊郡・静岡県・岐阜県・北海道・栃木県・福島県・愛媛県・秋田県の 12 地域で 15 の通達が確認できた。なお、地域によっては、複数回記載事項の規定を行っているところもある。しかし、内容に改定のないものは除外した。

表 3 より、各地域独自に学校沿革誌の記載事項の規定が行われていたことがわかる。その規定方法はさまざまであるが、大きく分けて 4 つのタイプに分けることができた。1 つ目は、記載事項の規定を主たる目的とする令達による規定である。これは、大阪府(明治 17 年・35 年)や山形県(明治 18 年・32 年)、秋田県河邊郡や秋田県などの令達である。編纂上の問題から記載事項を規定していたり、また初期の段階で記載事項を編纂指示とは別に規

(58) “学校沿革誌の記載要領と様式”. 秋田県教育史第 3 卷. 秋田県教育史編纂委員会編. 秋田県教育史頒布会, 1983, p. 39-42, (資料編, 3).

表 3 学校沿革誌の記載事項の規定時期と令達名

通達年	都道府 令達種類・ 番号	令達名
明治九 (一八七六)	千葉県 県令第一〇 号	学校沿革誌并二日記調製概則 ⁽⁷³⁾
明治一〇 (一八七七)	茨城県 乙第一三二 号	学校沿革誌編輯ノ儀 ⁽⁷²⁾
明治一七 (一八八四)	大阪府 乙第五五号	〔学校沿革誌日誌調製基準条項〕 (71)
明治一八 (一八八五)	山形県 号外	小学校沿革誌編纂条目及編纂心得 ⁽⁷⁰⁾
明治二五 (一八九二)	大阪府 府令第四三 号	小学校諸帳簿及其細目 ⁽⁶⁹⁾
明治二五 (一八九二)	秋田県 河邊郡 上申書	学校沿革誌編纂手續并二同日誌登載手續之儀ニ付上申 ⁽⁶⁸⁾
明治二六 (一八九三)	静岡県 甲第三四号	学校沿革誌編製項目並二学校沿革誌編製心得 ⁽⁶⁷⁾
明治三一 (一八九九)	山形県 訓令第二一 二号	小学校沿革誌編纂心得 ⁽⁶⁶⁾
明治三三 (一九〇〇)	岐阜県 県訓令第九 〇号	小学校ニ関スル表簿整理其他記載事項ニ関スル規程 ⁽⁶⁵⁾
明治三四 (一九〇一)	北海道 道庁訓令第 七一号	教育事務ニ関シ整理スヘキ表簿等ノ種類及様式 ⁽⁶⁴⁾
明治三五 (一九〇二)	大阪府 府訓令第二 七号	小学校表簿細目及様式 ⁽⁶³⁾
明治三七 (一九〇四)	栃木県 訓令第四一 号	小学校表簿規程 ⁽⁶²⁾
明治四五 (一九一三)	福島県 県訓令第一 九号	小學校ニ備フヘキ諸帳簿ノ件 ⁽⁶¹⁾
大正一五 (一九二六)	愛媛県 県訓令第六 七号	小学校長教員職務及服務細則 ⁽⁶⁰⁾
昭和五 (一九三〇)	秋田県 全県小学校 長会議書類	記載要項並様式 ⁽⁵⁹⁾

(59) “学校沿革誌の記載要領と様式”. 秋田県教育史第3巻. 秋田県教育史編纂委員会編. 秋田県教育史頒布会, 1983, p. 39-42, (資料編, 3).

(60) “小学校長教員職務及び服務細則改正”. 愛媛県史. 愛媛県. 愛媛県, 1984, p. 890-893, (資料編, 近代3).

(61) “小學校ニ備フヘキ諸帳簿ノ件”. 福島県教育史編さん資料第一集:明治期の法規(県令, 訓令, 達および告諭, 告示). 福島県教育委員会編. 福島県教育委員会, 1971, p. 549-552.

(62) “小学校表簿規程”. 栃木県史資料編. 栃木県史編さん委員会編. 栃木県, 1979, p. 118-124, (近現代, 8).

(63) “小学校表簿細目及び様式”. 大阪府教育百年史第4巻. 大阪府教育委員会. 大阪府教育委員会, 1974, p. 34-41, (史料編, 3).

(64) “北海道庁訓令第71号”. 北海道教育雑誌第11巻下. 文化評論社, 1984, p. 112-127.

(65) “小學校ニ關スル表簿ノ整理其他記載事項ニ關スル規程”. 岐阜県小學校学事法令. 相山正式編. 郁文堂, 1902, p. 216-224.

(66) “小学校沿革誌編纂心得改定のこと”. 山形県教育史資料第2巻. 山形県教育史資料編集委員会編. 山形県教育委員会, 1975, p. 405-410.

(67) “学校沿革誌編製項目・同心得につき知事訓令”. 静岡県史. 静岡県編. 静岡県, 1990, p. 863-865, (資料編, 17/近現代, 2).

(68) “学校沿革誌と学校日誌の記載事項について”. 秋田県教育史第2巻. 秋田県教育史編纂委員会編. 秋田県教育史頒布会, 1982, p. 263-264, (資料編, 2).

(69) “小学校諸帳簿及び細目”. 大阪府教育百年史第3巻. 大阪府教育委員会. 大阪府教育委員会, 1972, p. 637-639, (史料編, 2).

(70) “小学校沿革誌編纂心得・編纂条目制定のこと”. 山形県教育史資料第1巻. 山形県教育史資料編集委員会編. 山形県教育委員会, 1980, p. 464-467.

(71) “学校沿革誌、日誌調製基準条項”. 大阪府教育百年史第3巻. 大阪府教育委員会. 大阪府教育委員会, 1972, p. 386-387, (史料編, 2).

(72) “学校沿革誌編輯ノ儀”. 茨城県報. 茨城県, 1877.

定していたり、その改定などである。2つ目は、編纂を指示した令達による規定である。千葉県や茨城県、静岡県などの令達である。これらの令達では、編纂を指示する通達とともに記載事項が規定されていた。3つ目は、設備表簿を定める令達による規定である。大阪府（明治25年）、岐阜県や北海道、栃木県や福島県などの令達がある。学校に備えるべき表簿の一つとして学校沿革誌をあげるとともに、その記載事項を規定している。4つ目は、愛媛県で通達された職務及び服務細則による規定である。これは、小学校長の職務及び服務細則として、その第14条で備えるべき帳簿を規定し、同時にその一つである学校沿革誌の様式を定めたものである。

また、通達時期は明治9年から昭和5年（1876～1930）と編纂通達と同様幅広い。その時期に地域的なまとまりは見られなかった。編纂指示通達と同様に全国で統制的に規定が行われたわけではなく、各地域で自主的に規定が行われたようである。では、なぜ各地域で学校沿革誌の記載事項が定められたのか。

記載事項の規定理由について、大阪府では明治17（1884）年「〔学校沿革誌日誌調製基準条項〕」で、「学校沿革誌及日誌取調方各校区々相成調査上差支候条、左ノ各項ニ倣ヒ編成シ」と記載している。各学校で取調方法がまちまちになってしまい調査上差支えをきたしたため、調製基準条項を規定したのである。

秋田県河邊郡では、明治25（1892）年「学校沿革誌編纂手續并ニ同日誌登載手續之儀ニ付上申」で、「其細則無之ニ於テハ往々登記ノ標準ニ困シム情況有之且ツ各校精疎區々ナル傾モ有之候ニ付今般別冊之通該手續相定メ郡内一轍ノ方法ニ到度候御聽置相成度此段上申候也」と記載している。学校沿革誌に関する細則が定められていないために、登記の標準に困り、各校でも精疎まちまちになって偏りが出てしまっている。そのため、手続きを定めて郡内で一徹の方法をとりたいとして、記載事項を規定したのである。

秋田県では、昭和5（1930）年「記載要項並様式」で、「學校沿革誌ハ其ノ校ニ於ケル教育思想史、教育史、經濟史トシテモ大ナル使命ヲ有スル重要帳簿ナルニ拘ラス様式區々ニシテ繁簡宜シキヲ得ス果シテ其ノ使命ヲ達成シ得ルヤ疑問ノ感ナシトセス。縣ニ於テハ今般調査會ニ委嘱シ記載要項並様式ヲ左記ノ通設定セリ。各位ハ自今該様式ヲ参考トシ適切有效ナル學校沿革誌ヲ作成シ其ノ使命ノ達成ニ努メラルヘシ」と記載している。重要帳簿であるにもかかわらず、各校の学校沿革誌は様式がまちまちで繁簡よろしくなく、有意性を保持できているか疑問である。そのため、県に調査会を委嘱し記載要項や様式を規定したとあるのである。

以上より、大阪府や秋田県河邊郡、秋田県ともに、実際の編纂上、記載事項が規定されていないことの弊害から、必要性に迫られて規定を行っていた。必ずしも規定されるものではなかったのである。記載事項の規定は各地域の主導性によるもの、もしくは実際上の問題から求められて制定されたものであった。そのため、郡レベルでも記載事項の規定が

(73) “学校沿革誌并ニ日誌調製概則”. 千葉県教育百年史第3巻. 千葉県教育百年史編さん委員会編. 千葉県教育委員会, 1971, p. 146-148, (史料編, 明治).

行われていた。郡・市レベルの記載事項の規定については他に、第2章1節2項「郡・市による学校沿革誌の編纂通達」において、明治24(1891)年安積郡、明治29(1896)年双葉郡・相馬郡・南会津郡など福島県の各郡で規定が行われていたこと、長野県では明治33(1900)年の訓令で「表簿ノ様式ハ市ニアリテハ市長町村ニアリテハ郡長之ヲ定ム」と規定されていることは前述した。各地域で独自に記載事項の規定が行われていた。

では、各地域の記載事項の規定内容はどのようなものであったのだろうか。学校沿革誌の記載事項を定めた表3の15通の令達から、それぞれの規定項目を内容分類し分析を行った。表4、5は、令達の規定する学校沿革誌の記載事項を内容によって49項目に分類したものである。規定事項によっては複数の内容にまたがるものもあるが、その場合はそれぞれの項目に分類し、規定事項の該当しない事項の方に取り消し線を引いて記載した。該当する規定事項がない場合は空欄となっている。なお、表サイズが大きいため、明治9年から明治32年まで(1876~1899)の令達を表4、明治33年から昭和5年まで(1900~1930)の令達を表5に分けて掲載している。

ここで、記載項目のグループ分けについて幾つか解説を行う。「小学校に関する制度、教則」に含まれている項目は、教則や小学校に関する法令、教育制度の制定改廃などの項目になる。教則について、「小学校沿革誌編纂条目及編纂心得」(山形県、明治18(1885)年通達)では、「創立以来学科ヲ変更スルカ又ハ特ニ変則ヲ設ルモノハ其全文ヲ記載スヘシ但本県定ムル所ニ従フモノハ本県成規ニ従フト記載スヘシ」と記載されている⁽⁷⁴⁾。また、「小学校沿革誌編纂心得」(山形県、明治32(1899)年)には、「本項ニハ加除学科授業時間ノ始終等ヲ記載スヘシ但本県定ムル所ニ従フモノハ単ニ本県ノ成規ニ従フト記載スヘシ」と記載されている⁽⁷⁵⁾。これらの記載より、教則という項目は学校教育に関する制度の変改についての記載を求めていると考えられる。したがって、教則や小学校に関する法令、教育制度の制定改廃などの項目で一つの項目に分けた。また、「学校制定の規則」に含まれる項目は、諸規則や学校制定の諸規程、校規などといった項目である。「小学校沿革誌編纂条目及編纂心得」(山形県、明治18(1885)年通達)には、諸規則について、「本県定ムル所ノ外本校限り規則ヲ設クルモノハ其全文ヲ記載スヘシ」と記載されている。また、「小学校沿革誌編纂心得」(山形県、明治32(1899)年)には、「本項ニハ本県及郡市役所定ムル所ノ外規程ヲ設ケタルモノアルトキハ其全文ヲ記載スヘシ」と記載されている。そのため、「諸規則」という記載項目も「学校制定の規則」に分類している。

(74) “小学校沿革誌編纂心得・編纂条目制定のこと”。山形県教育史資料第1巻。山形県教育史資料編集委員会編。山形県教育委員会，1980，p. 464-467。

(75) “小学校沿革誌編纂心得改定のこと”。山形県教育史資料第2巻。山形県教育史資料編集委員会編。山形県教育委員会，1975，p. 405-410。

表 4. 令達(明治9～32年)規定の学校沿革誌の記載事項とその内容分類

令達名	学校沿革誌并二日記調製概則	学校沿革誌編輯ノ儀	〔学校沿革誌日誌調製基準条項〕	小学校沿革誌編纂条目及編纂心得	小学校諸帳簿及其細目	学校沿革誌編纂手續并二同日誌記載手續之儀ニ付上申	学校沿革誌編製項目並二学校沿革誌編製心得	小学校沿革誌編纂心得
項目ノ通達元(通達時期)	千葉県(明治9年)	茨城県(明治10年)	大阪府(明治17年)	山形県(明治18年)	大阪府(明治25年)	秋田県河邊郡(明治25年)	静岡県(明治26年)	山形県(明治32年)
1 学校設置日等	学校設立ノ年月日	学校設置及ヒ廃止	学校創立年月日		学校資格	創立ノ年月日	設備(②学校ノ設備分會及位置)	学校ノ位置及名称等
2 資本財産		学資ノ増減及寄附ノ金員	現在積金学	収入学資ノ学資金賦課額ノ資本金ノ学校所属地		教育費ノ収入及支出高	学校基本財産(①学校基本財産ノ設備並支消売却等ノ概況)ノ経済(②学校基本財産ヨリ生スル利子ノ員数)	基本財産
3 寄附	寄附集積ノ金員及ヒ人名	学資ノ増減及寄附ノ金員		寄附		寄附品目及其氏名	経済(③寄附物件)	寄附
4 教職員	教員ノ進退	教員ノ等級及進退	創立以来尽力セシ職員等人名	吏員ノ教員	職員任免	職員ノ進退賞罰并二俸額ノ異動	職員(①学校職員ノ任免②学校職員ノ資格及俸給)	学校教員
5 生徒数	生徒ノ増減進否	生徒ノ増減及進否		学齡就学	毎年児童ノ多寡増減比例	未卒業退学生徒ノ数(男女)及事情ノ概略		授業日数及生徒
6 生徒の進路	生徒ノ増減進否	生徒ノ増減及進否				卒業生徒数(男女)及卒業后ノ状況		
7 小学校に関する制度改正、教則		教則ノ変改及器械ノ發明		教則		小学校ニ關スル法令變革ノ要領	制度(①一般教育制度ノ概要)	教則
8 器械の發明		教則ノ變改及器械ノ發明						
9 学校の分合		学校ノ分合及名称ノ變更		分合			設備(②学校ノ設備分會及位置)	分合
10 名称の変更	学区ノ改正名称ノ變更	学校ノ分合及名称ノ變更	学校付屬町村ノ組換并本校名称變更等	学校名称		名称位置ノ變更	設備(③学校ノ名称、資格)	学校ノ位置及名称等
11 生徒試験結果		生徒試験ノ優劣		生徒試験			生徒(⑤生徒成績ノ概要)	生徒試験
12 書籍・校具・備品の設備増減		書籍器械ノ増減				学校所有品及異動	設備(④校舎、校地、校具及教員住宅ノ概況)	
13 校舎校地の位置移転・増改築・修繕	仮設新築ノ順序	校舎ノ位置及変換	仮設移転新築年月日及其事由	校舎并所在地名	其他校舎新築移転等凡学校ノ規模ニ關スル大小事項	名称位置ノ變更ノ校舎ノ建築并二校地ノ増減移転	設備(④校舎、校地、校具及教員住宅ノ概況)	校舎
14 経費予算、支出		学資ノ遣ヒ払		経費	経費額	教育費ノ収入及支出高	経済(①毎年経費ノ予算及決算ノ摘要)	経費
15 功勞者の事蹟	設立以来尽力スル区内ノ吏員以下ノ氏名	設立以来尽力スル人名	創立以来尽力セシ職員等人名	学事尽力者		教育上功勞アル者ノ事蹟	附記(①学校ノ為メニ功勞アルモノノ事蹟)	学事尽力者
16 学事關涉吏員の臨視	督學局官吏地方長次官及ヒ学務責任等ノ臨視	学事關涉吏員ノ臨視		官吏巡視			記事概要(②当局官吏ノ視学ニ關スル件)	官吏巡視
17 その他特別事項		其他特別ノ件	其他沿革ヲ徵スルニ足ルヘキモノハ細大ナク編次スヘシ				記事概要(⑤其他重要ナル事件)	
18 学区の改正及び通学区区域	学区ノ改正名称ノ變更		学区ノ改正	通学町村名	学校創設ノ当時ヨリ学区区域	学区ノ分合ノ通学区区域ノ異動	設備(①学校設置区域)	通学区区域
19 町村合併			学校付屬町村ノ組換并本校名称變更等					
20 学齡児童数				学齡児童			生徒(①学齡児童)	学齡児童
21 授業日数				業振日数				授業日数及生徒
22 出席歩合				生徒日々出席平均数		出席生徒平均数		
23 授業料				授業料		授業料ノ収入額、其買収額ノ差異及撤收ノ方法、状況	経済(④授業料)	授業料
24 賞与				職員賞与ノ生徒賞与		職員ノ進退賞罰并二俸額ノ異動ノ賞与ヲ受ケタル生徒ノ氏名	職員(③学校職員ノ賞罰)ノ生徒(⑥生徒ノ賞罰)	学校職員等賞罰ノ生徒賞罰

25	学事全体の状況				学事状況			学事/状況
26	学級編制				編制及其変更	学級/編制・教科 目・受持教員ノ変 更	校員(④学級二対 スル職員/配置)/ 生徒(⑦学級/編 成)	
27	創立以前における 関係事項				学校創設以前ニ在リ テ該校系統上必要ノ 事項			
28	学校制定の規則				諸規則	校規/制定及改廃	制度(②学校制定ノ 諸規程)	諸規則
29	管理者および委員 の異動等					管理者及委員ノ異 動	学事関係ノ吏員(① 管理者ノ異動②学 級委員ノ異動)	市町村吏員
30	資産管理方法					資金及蓄積ノ方法	学校基本財産(② 学校基本財産ノ管 理方法)	
31	教科目					学級ノ編制・教科 目・受持教員ノ変 更		
32	卒業生					卒業生徒数(男女) 及卒業后ノ状況	生徒(④卒業生徒)	
33	諸儀式の状況					卒業証書授与式ノ 景況/其学校ニ関 スル諸会挙行ノ状 況		
34	不就学児					学齢人員及就学不 就学比例(男女)	生徒(②就学不 就学)	
35	入退学						生徒(③入学及半 途退学)	
36	御影拝戴						記事概要(①尊影 及勅語謄本等拜受 ニ関スル件)	
37	出張						記事概要(③職員 出張等ニ関スル 件)	
38	災害被害						記載概要(④天災 地変其他学校ニ影 響ヲ及ボシタル事 件)	
39	職員履歴						附記(②学校職員ノ 履歴)	
40	家庭との連絡状況						附記(③学校ト家庭 ト聯絡ノ情况)	
41	就学勧誘方法(不 就学児対策)						附記(④就学勧誘 ニ関スル方法)	
42	高等科補習科専修 科等の設置等							学校ノ位置及名称 等
43	修業年限							
44	就学歩合							
45	学区内の戸数人口 の増減							
46	市町村及び通学区 域の地図							
47	施設経営							
48	研究調査							
49	庶務概要							

表 5. 令達(明治 33～昭和 5 年)規定の学校沿革誌の記載事項とその内容分類

令達名	小学校ニ関スル表簿整理其他記載事項ニ関スル規程	教育事務ニ関シ整理スヘキ表簿等ノ種類及様式	小学校表簿細目及様式	小学校表簿規程	小學校ニ備フヘキ諸帳簿ノ件	小学校長教員職務及服務細則	記載要項並様式
項目\通達元(通達時期)	岐阜県(明治33年)	北海道(明治34年)	大阪府(明治35年)	栃木県(明治37年)	福島県(明治45年)	愛媛県(大正15年)	秋田県(昭和5年)
1 学校設置日等		創立		学校ノ設置(市町村地図及通学域内ノ地図ヲ添フ)	学校創立ノ年月日	創設年月日事由	創立位置及校名ノ変更
2 資本財産			学校基本財産及校費増減ノ情况等		学校ニ関スル歳出予算決算並資産		財産
3 寄附							
4 教職員	管理者及職員ノ進退異動	職員	学校職員学校関係職員ノ異動	職員	職員及学校管理者並学務委員ノ異動	創立者学校長ノ氏名	職員
5 生徒数			児童ノ入退学及卒業	児童	児童入学退学修業学習及卒業者数		児童
6 生徒の進路							
7 小学校に関する制度改正、教則					小学校に関する法規及内規ノ制定改廃等摘要		諸法令及令達
8 器械の発明							研究調査及製作物
9 学校の分合							
10 名称の変更			学校ノ名称及位置ノ変更		学校名称位置ノ変更	名称設置ノ区域位置	創立位置及校名ノ変更
11 生徒試験結果							
12 書籍・校具・備品の設備増減		設備	校舎校地ノ異動及校具ノ増減	設備			設備
13 校舎校地の位置移転・増改築・修繕	学校校舎校地等ノ変更	設置区域若ハ通学区域	校舎校地ノ異動及校具ノ増減		学校名称位置ノ変更ノ校舎校地ノ異動		
14 経費予算、支出	学校経費	経済		経費	学校ニ関スル歳出予算決算並資産		経費
15 功労者の事蹟			学校ニ功労アリタル者ノ事蹟		学校ニ功労アリタル者ノ事蹟		
16 学事関係者の臨視		学事監督者及関係者					学事関係者
17 その他特別事項	其他学校ノ沿革上ニ関スル重要ノ事項					創立以来ノ沿革	其ノ他重要事項
18 学区の改正及び通学区区域		設置区域若ハ通学区域	学区ノ分合ノ通学区区域ノ変更		学区ノ分合及通学区区域ノ変更	名称設置ノ区域位置	
19 町村合併							
20 学齢児童数							
21 授業日数							
22 出席歩合		就学及出席ノ歩合					
23 授業料							
24 賞与							
25 学事全体の状況							

26	学級編制	学級編制	編制	学級編制二関スル事項	学級			学級編制
27	創立以前における関係事項							
28	学校制定の規則			校規其/他諸規則/制定改廃		小学校に関する法規及内規/制定改廃等摘要		
29	管理者および委員の異動等	管理者及職員/進退異動				職員及学校管理者並学務委員/異動		
30	資産管理方法							施設経営/大綱
31	教科目	教科/教科目等/変更			教科	児童入学退学修業学習及卒業者数		
32	卒業生		入退学及卒業			児童入学退学修業学習及卒業者数		
33	諸儀式							
34	不就学児							
35	入退学		入退学及卒業			児童入学退学修業学習及卒業者数		
36	御影拝載			御眞影及教育二関スル勅語謄本拝受/年月日	御影/勅語謄本奉置	御影及教育二関スル勅語謄本拝載/年月日		御影拝載/御下賜品
37	出張							
38	災害被害							
39	職員履歴							
40	家庭との連絡状況							
41	就学勧誘方法(不就学児対策)							
42	高等科補習科専修科等の設置等							
43	修業年限	修業年限						
44	就学歩合		就学及出席/歩合					
45	学区内の戸数人口の増減			学区内戸数人口/増減				
46	市町村及び通学区の地図				学校/設置(市町村地図及通学区内/地図ヲ添フ)			
47	施設経営					毎年度教育上ニ於ケル施設経営及其ノ成績		
48	研究調査							研究調査及製作物
49	庶務概要							庶務概要

次に、学校沿革誌に記載すべき項目とされた規定事項の傾向について分析するために、49項目をグループ化しカテゴリーを作って分類した。表6は、表4、5の分類を基に学校沿革誌の記載項目をグループ及びカテゴリーごとに分類したものである。人的事項・設備環境事項・運営関係・その他の4つのカテゴリーがあり、それぞれの列上にあるのが属するグループと項目である。そのうち左列がグループ名、右列が項目名となっている。そして、左列のグループと同じ行にある右列の各項目がそのグループに属していることを表している。

その分類方法について説明する。まず、表4、5によって分類された49の内容項目を、関連する項目ごとにグループにして分類を行った。そして各グループを4つのカテゴリーに分けた。カテゴリーは、教師や生徒などといった人に関する項目である人的事項、学校の設備や通学地域に関することである設備環境事項、経費や学級編成、規則等運営に関することである運営関係、その他の4つである。それぞれのカテゴリーとグループは次のようである。教職員、生徒、管理者管理関係と功労者及び賞与の4つのグループは人的事項とした。学校設置分合及び名称変更等、校舎及び設備、通学区域及び当該市町村関係事項の3グループは設備環境事項とした。運営関係については、歳入歳出等経費、教科目・学級編制・授業日数・修業年限等、規則・制度等の3つのグループを分類した。その他の事項については、通達上での規定が少ないことや他項目とのまとまりがないことなどから、その他に分類した。よって、通達の記載項目から抽出された49項目をグループ及びカテゴリーごとに分けたのが表6になる。

表6より、内容による分類を行った結果、学校沿革誌の記載項目として人的事項に関する項目が最も多く規定されていた。これは、学校に誰がいたのかあるいは誰が関わってきたのかがその学校の歴史に深く関わってくるからと考えられる。次に、設備環境事項、運営関係の順に多かった。こうした事項に関することが学校沿革誌の記載項目として、必要性が見出されてきたと考えられる。特に生徒関係の規定項目が多く、生徒数や卒業生、生徒の進路、入退学、出席歩合、就学歩合、不就学児など生徒に関するさまざまな事項が規定されていることから、生徒に関する動向に対して規定を行った県や郡の関心は高かったものと考えられる。

では、それぞれの項目は各令達でどの程度規定されていたのかだろうか。項目ごとの令達における規定数を比較した。表7は表6の分類を基に記載項目の令達上での規定数を表したものである。項目はグループごとに分けたうえでカテゴリーごとに分けており、グループごとに降順に並べている。

表 6. 通達における学校沿革誌の記載項目の分類

人的事項		設備環境事項		運営関係		その他
教職員関係	教職員	学校設置分合 及び名称変更 等	学校設置日等	歳入歳出等経 費	経費予算、支 出	その他特別事 項
	教員出張		名称の変更		資本財産	制作物
	職員履歴		学校の分合		寄附	研究調査
生徒関係	生徒数	校舎及び設備	高等科補習科 専修科等の設 置等	教科目・学級 編制・授業日 数・修業年限 等	授業料	学事全体の状 況
	生徒試験結果		創立以前にお ける関係事項		資産管理方法	諸儀式
	卒業生	校舎及び設備	校舎校地の位 置移転・増改 築・修繕		施設経営	災害被害
	生徒の進路		書籍・校具・ 備品の設備増 減	教科目	家庭との連絡 状況	
	学齢児童数		御影拝戴	学級編制	庶務概要	
	出席歩合	通学区域及び 当該市町村関 係事項	学区の改正及 び通学区域	規則・制度等	授業日数	
	就学歩合		町村合併		修業年限	
	入退学		市町村及び通 学区域の地図	小学校に關す る制度改正、 教則		
	不就学児		学区内の戸数 人口の増減	学校制定の規 則		
		就学勧誘方法 (不就学児対 策)				
管理者管理	管理者および 委員の異動等					
	学事関係者の 視察					
功労者及び賞 与	功労者の事蹟					
	賞与					

表 7. 通達における学校沿革誌の記載項目の規定数

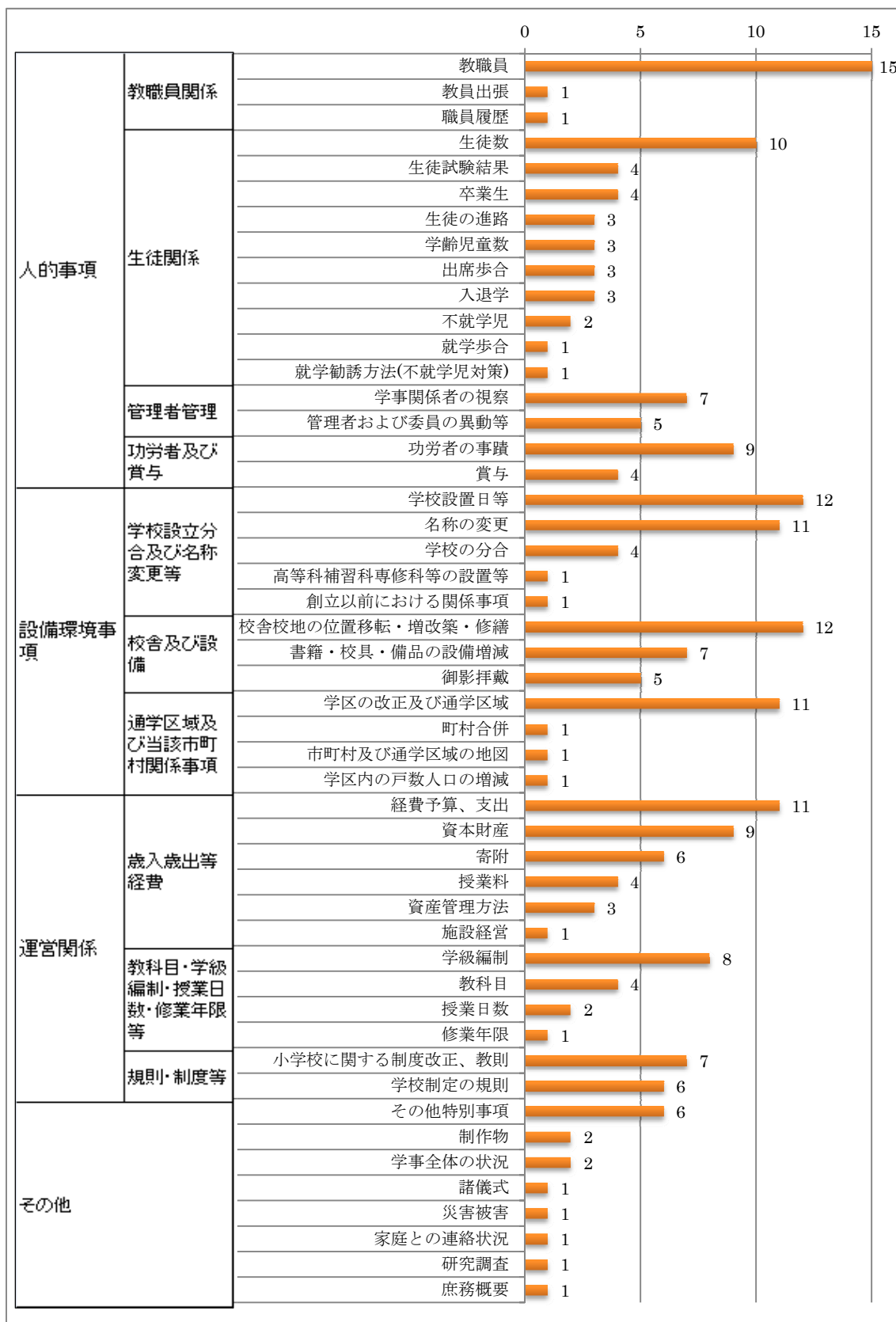


表 7 より、教職員については全ての通達で規定が見られた。教職員に関する記載はどの令達においても記載が必要であると考えられていたのである。他には、生徒数、学校設置日等、名称の変更、校舎校地の位置移転・増改築・修繕、学区の改正及び通学区域、経費予算、支出等の項目が3分の2以上の令達で記載項目として規定されていた。また、3分の2以上とまではいかないが半分以上の令達で規定された項目としては、功労者の事蹟、資本財産、学級編制等がある。したがって、こうした内容が学校沿革誌の記載内容として必要とされ規定されてきたと考えられる。いわば基本項目といえる。つまり、学校沿革誌は教職員や生徒数、学校設置日、名称や校舎校地の変遷、学区や通学区域、経費予算等の項目に加えて、功労者の事蹟や資本財産、学級編制等について記載することが望ましかったのである。それは、その学校の発展を担ってきた人々、また、学校の設立や変遷といった歴史、その学校の教育の対象となった地域、運営の実績や記録等といった事項である。多くの令達において、こうした内容の記録が行われるのが学校沿革誌だったのである。

反対に、こうした項目が含まれなかったグループとしては、管理者管理、規則・制度等がある。また、「その他」に分類した項目もあまり規定されていなかった。他にも、教職員の出張や履歴、高等科設置等や創立以前における関係事項、当該市町村の状況に関することなどもあまり規定されていなかった。つまり、こうした項目は学校沿革誌の項目としてはあまり考えられていなかったといえる。しかし、逆に言えば、それはそうした事項を規定した地域における特徴を示しているともいえるかもしれない。規定事項は一様ではなく、地域ごとに独自の規定を行っていた。

2. 4 府県視学・郡視学による指示

視学とは、旧制の学校教育で、学事の視察や教育指導、教職員の監視・監督にあたった地方教育行政官である。府県視学と郡視学などがあったが、本節では視学の視察と学校沿革誌編纂の関連について検討を行う。また、現制度では文部科学省におかれ、「命を受けて、初等中等教育に係る専門的、技術的な指導及び助言に当たる」⁽⁷⁶⁾職である。

明治 25(1892)年、秋田県では学事巡視についての内訓「学事巡視規程」⁽⁷⁷⁾が通達される。定期巡視の頻度や視察すべき点、簿冊の検閲、臨時巡視などについて規定されている。そのなかで学校沿革誌は検閲すべき簿冊の一つとしてあげられている。全国で同様に学校沿革誌が郡視学の視察対象となっているといったような通達は確認できなかったが、秋田県の「学事巡視規程」ではその視察対象となっていた。

(76)総務省行政管理局. “文部科学省組織規則(平成十三年一月六日文部科学省令第一号)”. 法令データ提供システム. <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H13/H13F20001000001.html>, (参照 2012-10-14).

(77)“学事巡視規程”. 秋田県教育史第 2 巻. 秋田県教育史編纂委員会編. 秋田県教育史頒布会, 1982, p. 2-3, (資料編, 2).

また、大正 8(1919)年には、北多摩郡視学より鳥山小学校へ学校の沿革報告の依頼がある。以下はその全文である。

新学期早々恐入候へ共御校沿革を重としたる現状承知致度候間、左記要項に依り本月中に御報告下され度此段願上候也

大正八年九月十二日

北多摩郡視学 近藤一郎

鳥山小学校長殿

記

- (一)位置 (二)校名 (三)沿革(大略) (四)御眞影、勅語謄本下賜年月日
- (五)基本財産及増殖方法 (六)学齡児童数 男女別(千歳村)
- (七)学級数 尋常別 (八)備品種別点数 (九)教育費総額
- (十)就学児童百分比 (十一)社会的教育施設(青年会、婦人会等)
- (十二)創立以来卒業生ノ数及創立以来ノ校長名
- (十三)実業補習学校状況(大略児童数、修業年限等) (十四)現在職員氏名
- (十五)管理者氏名 (十六)校医氏名 (十七)学務委員氏名
- (十八)校訓若クバ校是 (十九)卒業生ノ俊才傑出略歴

其他⁽⁷⁸⁾

北多摩郡視学近藤一郎氏は 1 ヶ月以内の回答を要請しているが、項目は 19 項目もあり多岐にわたる。そのため、あらかじめ、学校沿革誌が編纂されているなど沿革に関する情報が整理されていなければ、回答は難しいと考えられる。加えて、回答を求められている項目は、学校沿革誌の記載項目の規定と共通するものが多い。

岐阜県域の小学校では、郡視学による学校沿革誌の整備が指摘された記述が幾つか見られた。益田郡門輪尋常高等小学校では、大正 7(1918)年の小学校指示簿に「法令上注意スベキ事項」に「学校沿革誌ノ整理ニ注意アリタシ」とあり、学校沿革誌について注意を受けている。しかし、翌年には、同事項に「前回注意セル学校沿革誌ノ整理サレタリ」とある⁽⁷⁹⁾。視学の指摘によって学校沿革誌の整理が促されていた。その後、昭和 12(1937)年には、「表簿方面ニツキ事務ハ簡潔ヲ旨トセヨ」とあり、「沿革誌記入事項ニ関シ年度内重要事項或ハ特殊事項ヲ記入シ、毎年定マリタル行事ノ如キハ省クコト」と指摘がある⁽⁸⁰⁾。学校沿革誌の記載内容についてまで視察を行い、編纂について指示が出されていた。山県郡山県尋常高等小学校では、大正 9(1920)年「永久保存文書ニ索引ヲ附スベキコト」「沿革誌ノ記

(78)“大正八年九月一二日 学校沿革照会項目”。世田谷区教育史。世田谷区教育委員会編。世田谷区教育委員会，1990，p. 19，(資料編，3)。

(79)“益田郡門和佐尋常高等小学校視学指示簿(抄)”。岐阜県教育史。岐阜県教育委員会編。岐阜県教育委員会，1999，p. 157-159，(史料編，近代 3)。

(80)“益田郡門和佐尋常高等小学校視学指示簿(抄)”。岐阜県教育史。岐阜県教育委員会編。岐阜県教育委員会，1999，p. 242-248，(史料編，近代 5)。

入ヲ要ス」と指摘がある⁽⁸¹⁾。このとき、岐阜県では、学校沿革誌は永久保存文書である。また、昭和4(1929)年には「表簿記入上ノ注意」に「沿革誌ノ記入ヲ分類セヨ」⁽⁸²⁾とあり、昭和12(1937)年には「表簿ニツキテ」に「本校沿革誌中、日誌摘要・重要事項トニ項目ニ分チテ記スコトナル、重要事項ノミニテ可ナラン」⁽⁸³⁾とある。郡視学の指導は徐々にその指導が細くなり整備が促されていた。また、安八郡牧尋常高等小学校では、昭和3(1928)年「学校沿革史ノ書方ヲ改ムルコト」とあり、その後「改正セリ」とある⁽⁸⁴⁾。郡視学の指摘によって学校沿革誌の整備が進められていたことがわかる。岐阜県のこれらの郡では郡視学の指導によって学校沿革誌の編纂・整備が促されていた。

したがって、視学が学校沿革誌を視察し指導することによって、その編纂・整備が促進されてきたと考えられる。少なくとも、秋田県や岐阜県では、視学の視察は学校沿革誌の整備の一要因であった。

2. 5 私立小学校における学校沿革誌の規定

多くの地域で、設立する小学校の学校沿革誌を編纂整備するように通達されていた。しかし、私立小学校についてはどうであったのであろうか。公立の小学校と同様に学校沿革誌の編纂が規定されていたのだろうか。本節では、私立小学校における学校沿革誌の規定について検討を行う。

大阪府では、明治16(1883)年、「学事雑則」第6条で「町村立小学校ニ備置クヘキ表簿類」を定めた。そのなかに学校沿革誌があげられている。私立小学校については、同第7条で「私立小学校町村立私立各種学校幼稚園書籍館ハ略前条ニ準スヘシ」とされ、同じく学校沿革誌の整備が定められた⁽⁸⁵⁾。しかし、明治38(1905)年「私立学校令施行細則」第4条で「私立学校ニ備フヘキ表簿ノ種類」が制定されたが、学校沿革誌はあげられていなかった⁽⁸⁶⁾。

山形県では、同年訓令第70号において、学校沿革誌を小学校の設備表簿に定めるとともに、永久保存と規定した⁽⁸⁷⁾。その際、「但私立小学校ヘハ其所在市町村長ヨリ伝達スヘシ」

(81) “山県郡山県尋常高等小学校視学指示簿(抄)”。岐阜県教育史。岐阜県教育委員会編。岐阜県教育委員会、1999, p. 164-166, (史料編, 近代3)。

(82) “山県郡山県尋常高等小学校視学指示簿(抄)”。岐阜県教育史。岐阜県教育委員会編。岐阜県教育委員会、1999, p. 199-202, (史料編, 近代4)。

(83) “山県郡山県尋常高等小学校視学指示簿(抄)”。岐阜県教育史。岐阜県教育委員会編。岐阜県教育委員会、1999, p. 237-242, (史料編, 近代5)。

(84) “安八郡牧尋常高等小学校視学指示簿(抄)”。岐阜県教育史。岐阜県教育委員会編。岐阜県教育委員会、1999, p. 194-197, (史料編, 近代4)。

(85) “学事雑則”。大阪府教育百年史第3巻。大阪府教育委員会。大阪府教育委員会、1972, p. 34-37, (史料編, 2)。

(86) “私立学校令施行細則”。大阪府教育百年史第4巻。大阪府教育委員会。大阪府教育委員会、1974, p. 657-660, (史料編, 3)。

(87) “小学校保存の表簿種類・保存期限制定のこと”。山形県教育史資料第2巻。山形県教育史資料編集委員会編。山形県教育委員会、1975, p. 231-232。

と但し書きを加えている。私立小学校についても学校沿革誌の編纂を義務付けていたのである。山形県で学校沿革誌の編纂が命じられたのは、明治 18(1885)年であるが、この明治 26(1893)年の通達まで私立小学校に関する記述は見られない。しかし、この但し書きより、言及はないものの私立小学校も対象に含まれていたのではないかと考えられる。

千葉県では、大正 8(1919)年「私立学校令施行細則」第 8 条で、私立学校に備え付けるべき表簿を定めている。その一つとして学校沿革誌を規定し、「当該学校ノ存続中」保存すべしとしている⁽⁸⁸⁾。保存期間を、永年保存ではなく学校の存続中と規定している。つまり、私立小学校の学校沿革誌については、廃校後の保存は考えられていなかったのである。このことから、千葉県では私立小学校の学校沿革誌は当該校のみにおいて意味を持つものであり、学校の存在する地域や人々、文化などに関する資料としては見なされていなかったと考えられる。

福島県では、大正 15(1926)年「私立学校令施行細則」が定められた⁽⁸⁹⁾。その第 3 条で「私立学校ニ於テ備フヘキ表簿」として、学籍簿・職員出勤簿・生徒出席簿・私立学校に係る法令・学則・教授細目及教案簿・備品台帳・資産に関する台帳及豫算決算に関する書類・往復文書類の 9 表簿が規定されたが、学校沿革誌はあげられていなかった。福島県では、学校沿革誌は私立小学校の備えるべき表簿ではなかった。しかし、同年制定の長野県の「私立学校令施行細則」では、その第 9 条で学校沿革誌を私立学校に備え付けるべき表簿に規定している⁽⁹⁰⁾。大正 15(1926)年「私立学校令施行細則」が福島県と長野県で制定されたが、福島県では私立小学校の備えるべき表簿でない一方、長野県では備えるべき表簿に規定されていた。

福井県では、昭和 41(1966)年「私立学校等に係る学校教育法等施行細則」第 10 条において、学校教育法施行規則第 15 条第 1 校各号に掲げる表簿の他、備えるべき表簿と保存期間が定められた⁽⁹¹⁾。そこに学校沿革誌があげられ、永久保存に規定されている。

以上より、明治 16 年から昭和 41 年(1883~1966)、大阪府・山形県・千葉県・長野県・福井県の 5 県で学校沿革誌が私立小学校の備えるべき表簿に規定されていた。地域によっては、早くから公立小学校と同様に学校沿革誌の編纂が規定されていたのである。一方、福島県では反対に規定されていなかった。また、大阪府では明治 16(1883)年「学事雑則」で学校沿革誌が規定されたが、明治 38(1923)年「私立学校令施行細則」では規定されなかった。したがって、私立小学校に学校沿革誌を整備するかどうかは地域によって異なり、保存期間が永年保存でない場合もあった。私立小学校においても学校沿革誌の有意性が判

(88) “私立学校令施行細則”. 千葉県教育百年史第 4 巻. 千葉県教育百年史編さん委員会編. 千葉県教育委員会, 1971, p. 800-803, (史料編, 大正・昭和 1).

(89) “私立学校令施行細則”. 福島県教育史編さん資料第 5 集: 教育関係例規. 福島県教育委員会編. 福島県教育委員会, 1971, p. 260.

(90) “私立学校令施行細則制定につき県令”. 長野県教育史第 14 巻. 長野県教育史刊行会編. 長野県教育史刊行会, 1979, p. 167-168, (史料編, 8/大正 8 年~昭和 8 年).

(91) “私立学校等に係る学校教育法等施行細則”. 福井県教育百年史第 4 巻. 福井県教育史研究室編. 福井県教育委員会, 1976, p. 835-839, (史料編, 2/昭和).

断されていたが、その判断は地域によって分かれていた。

3 学校沿革誌の実態－茨城県下の学校沿革誌について－

実際の学校沿革誌の状況を調査することにより、その実態と法規定との関係を比較検討する。なお、茨城県立歴史館において、原本の写真版での閲覧が可能であるため、茨城県下の小学校、特に現在閲覧が可能である県北の小学校の学校沿革誌を対象とした。対象とした学校沿革誌は 89 点であり、北茨城市、日立市、十王町、高萩市、金砂郷町、水府村、里見村、美和村の 8 市町村の小学校のものである。これらの学校沿革誌を比較分析することによってその実態の検討を行う。

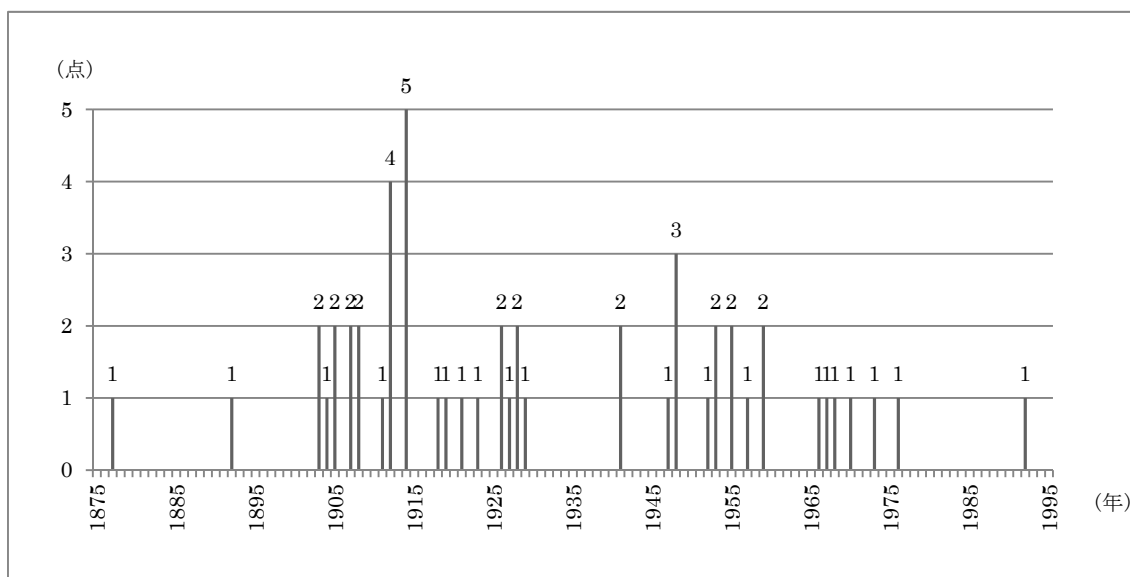
3. 1 編纂状況

本節では、学校沿革誌の編纂時期及び記載期間について、実際にはいつ頃から編纂が行われていたのか、そこに傾向はあるのか、またどのくらいの期間が 1 冊の学校沿革誌として編纂されたのかといったことを茨城県下の学校沿革誌より検討する。それによって、学校沿革誌の編纂状況の分析を行う。

表 8 は、茨城県下小学校の学校沿革誌が成立した年代の状況を表にしたものである。なお、学校沿革誌の成立年代は必ずしも明らかになっているわけではなかった。そのため、表紙に成立年が明記されていたり、諸論などに記載年月日が記されていたり、検閲年月日の記載があったりして、成立年代がはっきりしているもののみを対象とした。検閲年月日は複数ある場合は、最初の年代のものを成立年としている。その結果、89 校のうち 52 校の学校沿革誌で成立年代を明確にすることができた。表の横軸は成立年、縦軸は成立数になる。また、学校沿革誌のなかには郷土誌を兼ねているものもあった。

最も多く成立が見られたのは、1914 年である。この年には 5 校の学校沿革誌が成立している。次いで多いのは 4 校の学校沿革誌の成立がある 1912 年である。他の成立数についても表を見ると、1900 年代前半に学校沿革誌の成立が多いことがわかる。ちょうど、明治後期から大正期にかけてである。次に、1940 年代から 1950 年代にかけての昭和期前半の成立が多くなっている。反対に、茨城県で学校沿革誌編纂の通達があった明治 10(1877)年頃の成立はほとんどない。茨城県下の小学校では通達によってすぐに編纂が始められたわけではなかったのである。しかし、その後も編纂がないわけではなく、前述の通り明治後期から大正期や昭和期前半に多くの編纂が見られた。その後も幾つかの学校で編纂が見られ、平成になっても編纂が行われている。

表 8. 学校沿革誌の成立年代(全 52 校)



しかし、田村氏(2005年)⁽⁹²⁾は、鳥取県下小学校の学校沿革誌について、「多くは明治四〇年代から作成開始し、昭和一八(一九四三)年まで続いている」と言及している。その編纂時期傾向は茨城県下小学校の学校沿革誌とは一致しない。一方、郷土誌については明治・大正期と昭和10年代にわたり編纂が行われていたことが述べられている。前述の編纂時期傾向とほぼ時期を同一にする。田村氏はその時代情勢について、「一期の郷土誌は、大正デモクラシー化の新教育の中で広い視点に立ち教材化」され、「二期の郷土誌は、日中戦争進行のなか、狭隘な愛郷主義教育のなかにカリキュラム化されている」と言及している。先にも述べたように学校沿革誌には郷土誌兼学校沿革誌として編纂されているものもあった。地域の教育を伝えるという面において学校沿革誌と郷土誌は共通するものがある。そのため、そうした時代情勢のなかで学校沿革誌もまた多くの学校で編纂されるようになったのではないだろうか。

したがって、通達のあった時期に成立数の偏りは見られなかった。学校沿革誌は令達の指示により必ずしも受動的に編纂が行われていたのではなかった。むしろ成立時期の傾向には大正デモクラシー化による新教育への高まりや日中戦争による狭隘な愛郷主義教育の高まりなどといった時代情勢との関連が見られた。学校沿革誌は、各々の学校でその必要性が見出されて能動的に編纂が始められたのではないだろうか。通達によって受動的な編纂が行われていたわけではなく、各学校で主体的に編纂が行われていたと考えられる。

では、1冊の学校沿革誌が記載される期間はいったいどれくらいのものであるだろうか。学校沿革誌はその編纂から後においても引続き記載が続けられている場合がある。そのため、その記載期間は成立年とは異なっていることが多々ある。表9は、茨城県下小学校の

(92) 田村達也. 小学校資料論;かつて小学校は地域のセンターであったという視点から. 鳥取県立公文書館研究紀要, 2005, vol. 1, p. 1-20.

各学校沿革誌の記載開始年と最終記載年の期間を表にしたものである。記載開始年は記載の始まった年、最終記載年は最終的な記述が見られる年である。なお、記載が学制による学校設立以前さらには江戸時代にまで遡るものについては、記載開始年を1870年以前として記録を行っている。反対に、記載開始年が必ずしも設立年あるいはそれ以前とは限らない。設立時の記載がなく、ある時点からの記載になっている学校沿革誌があるためである。また、最終記載年が平成に及んでいるものが12校あるが、これらについては現在も記述が続けられている可能性がある。茨城県立歴史館がそもそも平成7(1995)年から調査収集を行っており、その時点までの資料を写真版にして提供しているためである⁽⁹³⁾。そのため、現在も作成元の学校において加筆が加えられている可能性がある。学校名は作成元の学校名であるため、必ずしも所蔵先の学校名とは一致しているとは限らない。過去に編纂された学校沿革誌についてはその当時の学校名で表記している。

表9より、学校沿革誌の記載期間がまちまちであったことがわかる。100年以上記載を続けている学校もあれば、数年の記載しかないものもある。最も記載期間が短かったのは隆郷小学校の学校沿革誌で、1969～1972年の3年の記載であった。一方、最も記載期間が長かったのは、坂本小学校の学校沿革誌で、1872～1996年の124年の記載であった。なお、10年ごとの記載期間の割合については、3～10年が8%、11～20年が7%、21～30年が7%、31～40年が10%、41～50年が9%、51～60年が4%、61～70年が4%、71～80年が7%、81～90年が8%、91～100年が10%、101～110年が10%、111～120年が9%、121～124年が7%である⁽⁹⁴⁾。どのくらい記載が続けられるものなのかという点において、顕著な偏りは見られない。このことは学校沿革誌の編纂が各学校の主体性によっていた部分の大きいことを表していると考えられる。

また、学校沿革誌は1度編纂されればそのまま放置されていたわけではなく、その後も加筆が行われ編纂が続けられていたのである。そして、それは近年になっても続けられていることが見受けられる。

(93) 樫村毅. 小学校所蔵資料にみる近代教育史の一端: 明治10年編「学校沿革誌」を中心として. 茨城県立歴史館報. 2002, vol. 29, p. 57-86.

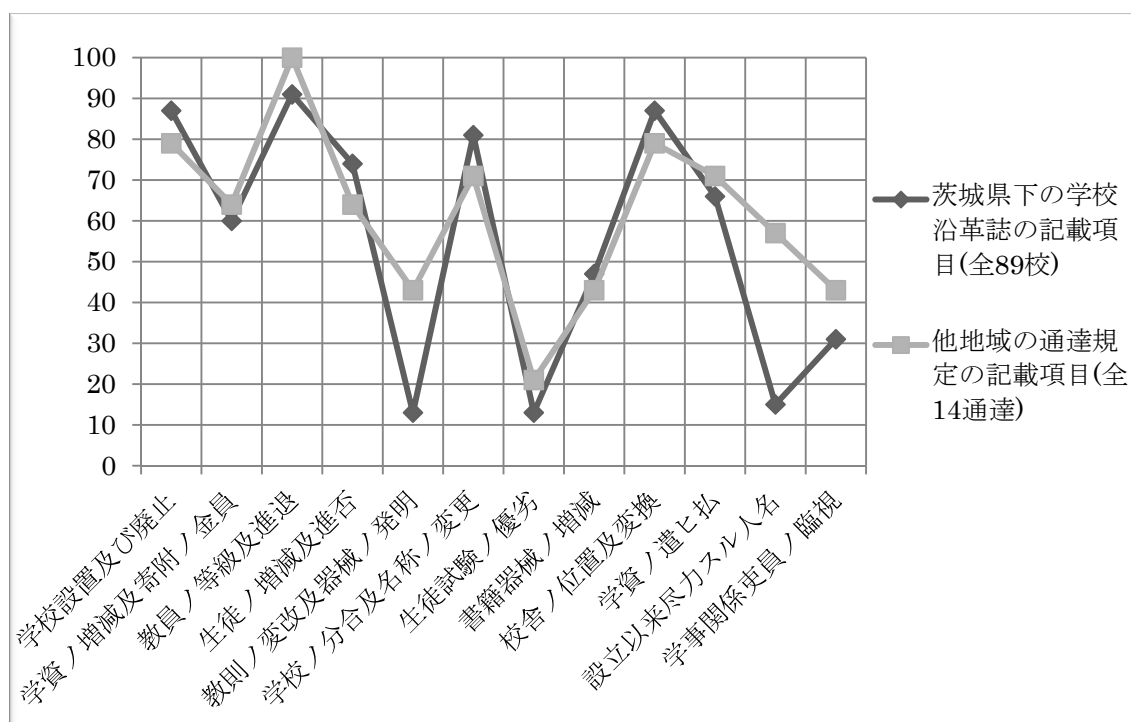
(94) 記載期間の割合の計算において、記載開始年が学制による学校設立以前あるいは江戸時代にまで遡るものについては、その創立年から最終記載年までの期間を記載期間として計算している。

3. 2 記載事項

茨城県の学校沿革誌は、布達「学校沿革誌編輯ノ儀」（資料2）で規定された記載事項に基づいて編纂されているのだろうか。またどのような記載事項が実際に編纂されているのだろうか、記載内容を分析する。本節では学校沿革誌の記載内容の分析を行い、その資料的性格について検討を行う。

「学校沿革誌編輯ノ儀」は、「他特別ノ件」を含む13項目が記載事項として規定されている。そのうち、「他特別ノ件」以外の記載事項について、茨城県の学校沿革誌での記載状況と他地域の令達で規定された記載事項の割合を比較した。表10はその比較を表にしたものである。茨城県の学校沿革誌は89冊中項目ごとに記載のあった割合を示している。令達は表3で記載した令達であり、「学校沿革誌編輯ノ儀」以外の14達となる。14達中項目ごとに規定のあった割合を示している。

表 10. 茨城県下の学校沿革誌の記載項目と他地域の通達規定の記載項目の割合
 — 「学校沿革誌編輯ノ儀」規定の記載項目について



「学校沿革誌編輯ノ儀」規定の記載項目について、茨城県の学校沿革誌の記載項目の集計割合と他地域の通達の記載項目の規定割合は概ね同じような割合であり、ほとんどの項目が10%以下の差であった。このうち、両者で規定あるいは記載された割合が大きかった項目は、学校設置及ヒ廃止や教員ノ等級及進退、学校ノ分合及名称ノ変更、校舎ノ位置及変換などである。次に割合の大きかった項目としては、生徒ノ増減及進否、学資ノ遣ヒ払などがある。こうした項目が、学校沿革誌の記載項目として編纂されることが多かった

と考えられる。反対に、両者ともに割合が少なかった項目が、生徒試験ノ優劣である。つまり、あまり学校沿革誌上重要な項目とは見なされていなかったと考えられる。

また、両者の中で大きく差の開いた項目は、「教則ノ変改及器械ノ発明」、「設立以来尽力スル人名」などである。いずれも他地域の令達規定の記載項目の割合の方が大きくなっており、実際に編纂されたのは 20%にも満たない。このうち「設立以来尽力スル人名」は、その記録が残っていなければ編纂が不可能な項目である。後年になるほどどういう人物が功労者にいたのかわからなくなってしまう。記録の有無により編纂が左右される面が大きかったのではないだろうか。成立年代が古いほど記載があり、新しいほど記載が無くなっていくと考えられる。「設立以来尽力スル人名」の記載があったのは 89 校中 12 校であった。表 11 は、「設立以来尽力スル人名」の記載のある学校沿革誌の成立年代を表にしたものである。その記載がある学校沿革誌の成立数を成立年代ごとに表している。なお、灰色で表されている方は成立年代の明確な記載がないため、その記載期間、加筆の状況などから類推した成立年代である。

表 11. 「設立以来尽力スル人名」の記載のある学校沿革誌の成立年代(全 12 校)

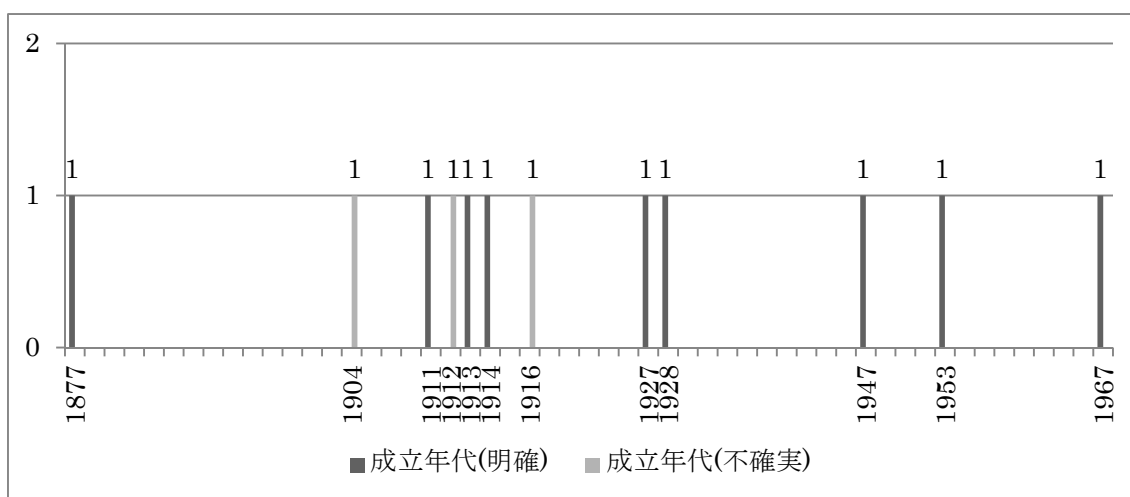


表 11 より、1910 年代に 12 校中 5 校の学校沿革誌の成立があるが、成立年代に顕著な偏りは見られない。仮設のように初期にそうした記載のある学校沿革誌が集中していることもなかった。この 12 校は皆明治初期の設立であったので、設立年自体が遅いため成立年代も遅いというわけでもない。従って、「設立以来尽力スル人名」は必ずしも功労者の記録不足により編纂があまり行われなかったというわけではなかったと考えられる。また、「教則ノ変改及器械ノ発明」に対しても、「設立以来尽力スル人名」と同様の比較を行ったが、「設立以来尽力スル人名」と同様成立年代に顕著な偏りは見られなかった。

したがって、各事項に記載の差異があるのは、作成する学校側が主体的に記載項目を取捨選択していたためではないだろうか。つまり、令達上では記載が望ましいとされていた

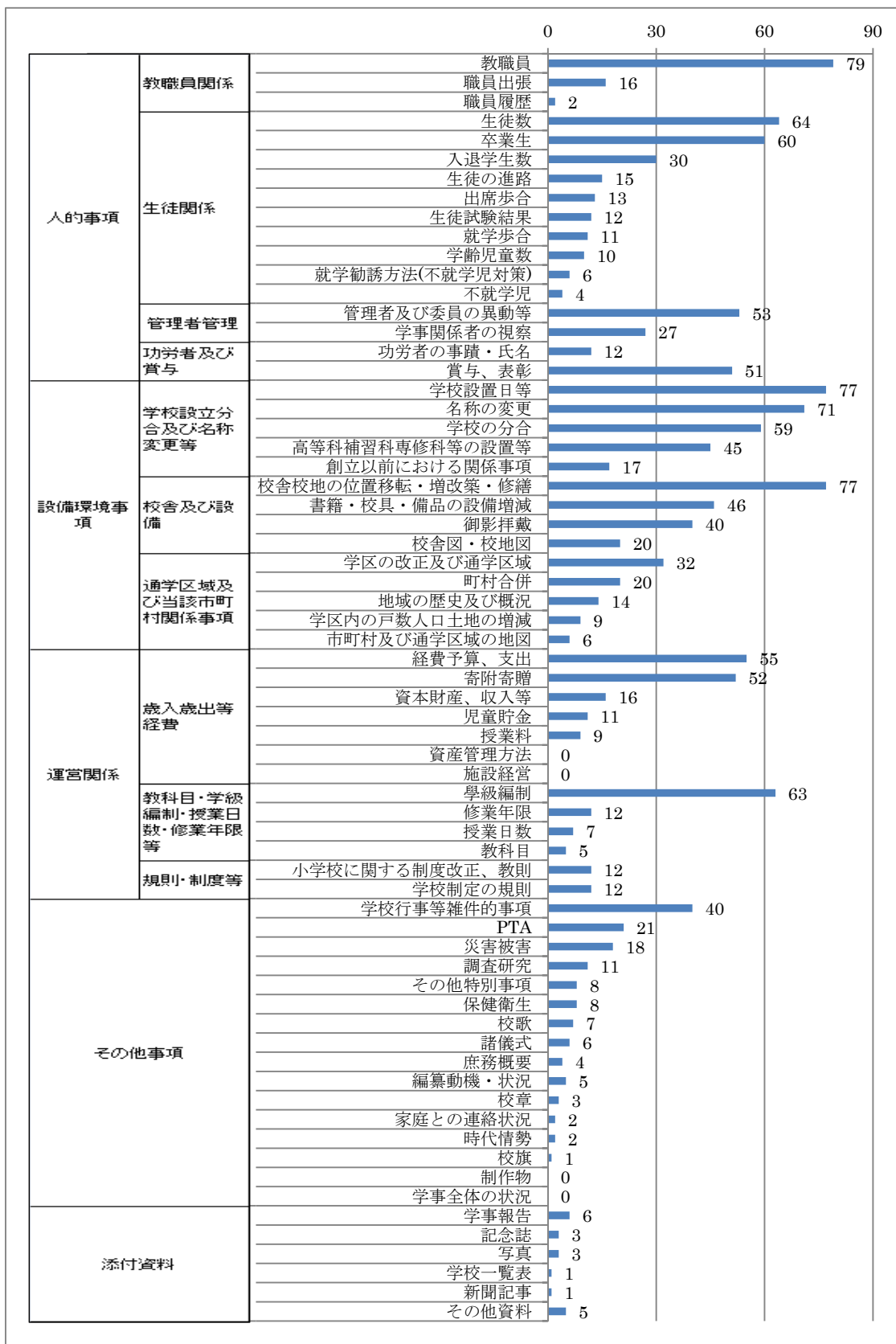
事項が、実際の編纂上においてはそれほど必要事項とはされていなかったのである。学校沿革誌は令達の規定通りに編纂されていたわけではなかった。むしろ、独自の編纂が行われていた。このことは、編纂が各校の実態や事情に合わせて行われていたことを意味するのではないだろうか。

では、他にはどのような項目が編纂されているのだろうか。表 12 に、各地域の通達からまとめた記載事項を踏まえて各学校沿革誌の記載事項の分類を行い、その記載数をまとめた。なお、表 7 にない項目も増えている。例示すると、校舎図・校地図や地域の歴史及び概況、児童貯金、学校行事等雑件の事項、PTA、保健衛生、校歌、編纂動機・状況、校章、時代情勢、校旗、添付資料にあげた資料などである。学校沿革誌には実にさまざまな事項が編纂されていたのである。

また、表 14～22 で、各事項の学校沿革誌における記載状況の一覧を表 6 で分類したグループごとにおいて資料ページに後載した。記載がある場合は、各学校沿革誌の項目立て名を記載している。複数の項目で同様の事項が記載されている場合は、「/」を間に入れて記載している。特に項目名が記載されていない場合は、適当な項目名を〈 〉書きで記載した。なお、〈各年度の摘要〉は、当時の出来事を年次別に収めているものになる。項目内に異なる内容がさらに項目立てされている場合には、項目名の後に()で追加記載した。[]書きのあるものは目次に立てられてはいないが本編で項目として出てきているものになる。学校沿革誌には目次がつけられているものも多くあるが、必ずしも本編がその目次通りに掲載されているとは限らなかったためである。場合によっては目次にない項目が記載されている場合もあったのである。他に、項目に補足を付ける場合は項目名の後に〔 〕書きとした。〔記載無〕とある場合は、項目名は書かれているが、項目名のみで実際の内容記述はないということである。しかし、他の項目でそれに関する内容の記載がある場合もある。それさえもなく、その学校沿革誌内に実際にはその内容の記載が全くないという場合には網掛けにしている。〔×印有〕は記述に大きく×印がつけられている場合に記載した。それから、「学校の沿革」などに教職員についても若干の記載がある場合があるが、教職員に関する項目が別に立てられているなどの場合については、「教職員」の欄には主な記載のある教職員に関する項目のみを記載した。なお、作成者と資料名は最初の表 14 のみに記載し、それ以降の表では省略し資料番号で示している。つまり、表 14～22 の資料番号は同じ資料を指している。

表 12 より、教職員や生徒数、卒業生数、管理者及び委員の異動等、賞与、表彰、学校設置に関すること、名称の変更、学校の分合、校舎校地の位置移転・増改築・修繕、経費予算、支出、寄附寄贈、学級編制などといった項目が多く为学校沿革誌で記載されていた。「学校沿革誌編輯ノ儀」規定の記載項目以外としては、卒業生数、管理者及び委員の異動等、賞与、表彰、学級編制などといった項目が多く为学校沿革誌の記載事項になっていたのである。他にも規定項目以外の多くの項目が記載されていたことがわかる。さらに、学事報告や記念誌などといった添付資料が綴じられているものもあった。

表 12. 茨城県下小学校の学校沿革誌記載項目



このうち、卒業生の人数はその学校が何人の生徒を卒業まで教育したかに関わり、学校の実績ともいえると考えられる。だからこそ、生徒数だけではなく、卒業生数の記載もまた多くなっているのではないだろうか。賞与や表彰もまた学校の歴史上注目され得るべき事項として記載が多くなっていると考えられる。学校ないし学校に関係する個人が表彰または賞与を受けたことは、学校にとっての実績または称えるべき名誉なことであるのではないだろうか。また、教職員、管理者及び委員の異動等は学校の管理運営に誰が関わったか、つまりはその学校の歴史を担ってきた人物に関わることである。その最も直接的な事項といえる功労者の事蹟・氏名の記載は少ないが、特筆すべき功労者の記載がなかったとしても、学校の管理運営、教育に関わった人物の氏名の記録は、学校の歴史を作ってきた人物達の記録といえる。さらに、学校設立分合名称変更等に関することは、学校の成り立ちに関わることである。経費予算や寄附寄贈などについては学校の運営に関する記録といえる。学級編成についても、その増減は学校運営の実態を具体的に伝えるものではないだろうか。

したがって、だからこそこうした項目が学校沿革誌に多く編纂されたのではないだろうか。学校の成り立ちや実績、運営の記録、そして学校の歴史を作ってきた人々の記録などは、学校の歴史を語る上で重要な要素となる。学校沿革誌はさまざまな記載事項を記載しているが、学校の沿革の核となる要素については、多くの学校沿革誌が記載しているため、記載数が多くなっていると考えられる。言い直せば、学校沿革誌とは、主に学校の発展を担ってきた人々、学校の設立や変遷といった成り立ち、運営や実績などについて記載される資料であるといえる。

3. 3 編纂者の意識

以上より、学校沿革誌は必ずしも令達の通りには編纂されておらず、各学校によって独自に編纂されていた。その内容は時に令達以上に細部にわたって編纂が行われているものもあった。編纂者はどのような意識をもって編纂にあたっていたのであろうか。本節では、学校沿革誌上の編纂に関する記述からその意識について検討する。

日立市にあった鮎川尋常小学校の『学校沿革誌』（明治37(1904)年編纂）では、「茨城縣乙第百三十二號」の通達を引用した上で、その編纂動機が述べられている。以下はその引用である。

……(前略)……本校ノ如キ明治六年ノ創設ニ係リ爾來星霜ヲ閱ミスルモノ三十又餘其ノ間幾多ノ盛衰消長ノアルベキハ必然ノ理ナルニモ拘ハラズ一モ這般ノ記録ナク甚シキハ當時ノ日誌スラ缺如スルモノ多シ豈ニ遺憾ニ堪ンヤ余之シキヲ本校校長ニ承ケ勤續スルモノ斯二十又餘年勤續ノ長キ余其ノ首タリ余ニシテ之ヲ編纂スルナカリセバ後年ニ迨ブニ随ヒ益錯雜ヲ重ネ逾紛糾ヲ疊ムベシ果シテ然ラバコノ編纂事業ハ余ノ双肩ニ擔フ責任トイハザル可ケンヤ況ンヤ規定上缺ク可ラザルノ帳簿ナルニ於テシヤ是

レ余ノ不文ヲ揣ラズ自ラソノ任ニ當タル所以ナリ然レドモ余ガ前任者松井義孝以前ニアリテハ舊記ノ存スルモノナク之ヲ断片タル日誌ニ稽ヘ或ハ故老ノ口碑ニ徴シ或ハ前任者ノ零楮又ハ役場ノ諸帳簿等シ参考シ以テ之ヲ編次セリ

其ノ目次ニ至リテハ時勢ノ進運上多少取舍スベキ必要ヲ認メ之ニ変更ヲ加ヘタリ而シテ其ノ間或ハ詳細ニ渉リ或ハ粗漫ニ流ルノ嫌ナキ能ハザルモノアリソハニ材料供給ノ如何ニヨレルナリ敢テ偏額アルニアラズ蓋シ本誌ノ如キ體裁ノ高尚ナル文字ノ優美ナルヲ欲セズ努メテ其ノ實況ヲ模寫スベキモノニアリテハ決シテ揣摩憶測ノ潤色ヲ加フルガ如キヲ許サザレバナリ後年コノ局ニ當タルノ士宜シク之ヲ諒セラレンコトヲ望ム……(攻略)……

明治6(1873)年に創設され30年以上もの歴史がありながら、一つも諸般の記録がないことが遺憾に堪えない。長年校長を務める自分が編纂しなければ後年になるほどますます錯雑になってしまうだろう。編纂事業は自分の双肩に担う責任といえる。また規定上欠くことのできない帳簿でもある。そのため、編纂の任に当たることとしたと述べている。編纂する項目については、通達にある項目から時勢に合わせて多少変更を加えたとある。しかし、資料収集には苦労したようで、後年改善を望むとある。

大子町にあった下小川尋常高等小学校の『学校沿革誌』(大正12(1923)年編纂)では、以下のように指摘し、編纂に取り掛かっている。

緒言

世ニ歴史ナカリセバ活處盛衰ヲ知り難ク活處ノ理ニ通ジテ始メテ國家ノ封度典章ヲ明カニスルコトヲ得ベシ。一國ヲ活スルモノ必ズ一國ノ状態ヲ知ラザルベカラズ。一校一色ヲ經營スルモノ亦是ガ變遷興廢ヲ知ラザルベカラズ。若シ之レニ及シテ之ガ經營ヲ圖リ以テ他ヲ指導薰陶センカ恰カモ一家ノ經歷家風ヲ知ラズシテ一家ヲ處理シ木幹ノ生態ヲ知ラズシテ枝葉ヲ矯メルニ似、砂土ニ樓閣ヲ築クノ感ナキ能ハズ。不肖常ニ潔ク之ニ留意セシモ此等史誌ノ材料ヲ探查スルニ荒唐漠然殆ト手ヲ下ス能ハズ遂ニ荏苒茲ニ至リ辛フジテ少ク材料ヲ蒐集セリ。サレド記録ニ断片的ニシテ何等ノ系統ナク啻、古老ニ尋ネ識者ニ聽キ或ハ散然タル日誌等ヨリ詳録シタルモノナリ。即チ之ニヨリテ幾多ノ沿革ヲ知リテ校勢ノ變遷盛衰ヲ知り村民ガ如何ニ教育ニ心ヲ用ヒシカ有志ガ如何ニ奔走發展ニ努メシカ先輩ガ如何ニ勞苦シ如何ニ民度ノ開發ニ盡セシカ之ガ形迹ヲ知悉シテ愛校心ヲ養ヒ品性ノ陶冶ニ資スルヲ得バ幸甚ナリ。

然レドモ余國ヨリ淺學不才加之未ダ土地ノ事情ニ通ゼズ日常ノ職務ニ追ハレ為メニ細密ニ材料ノ涉獵研究等ニ意ヲ用フル餘裕ナキヲ遺憾トス。

故ヲ以テ事實ノ考証、字句ノ銑鍊尚痛ク足ラザル所蓋シ多々アラン。

粗漏杜撰ノ譏國ヨリ免ル能ハズ。今度時宜ヲ得テ十分ノ精査訂正ヲ加ヘ以テ他日ニ於テ完成セシメントス

大正十二年八月一日誌ス

上記では、物事の歴史を知ることの重要性が指摘されるとともに、学校の経営者たる者は

学校の変遷興廃を知っておく必要があると言及されている。しかし、史誌を編纂するにあたって資料を探查したところ、漠然としてとりとめがなく辛うじて収集ができたという状況であったなど、資料収集に苦勞したことが述べられている。そのため、この学校沿革誌によって、その沿革や変遷盛衰を知り、村民がいかに教育に心を砕いたか、有志がいかに奔走し発展に努めたか、先輩がいかに苦勞し民度の開発に尽力したかを知りつくし、愛校心を養い品性の育成に資することができればこの上なくありがたいとある。しかしながら、より広く資料を収集し研究に用いる余裕がないことが遺憾であるとし、成果物である学校沿革誌に対して杜撰さがあると評価している。そのため、今後十分な精査訂正を加えて完成させたいとある。

瓜連町立静小学校の『学校沿革誌』（昭和 30(1955)年編纂）では、先人の功績を若し記録するところがなければ、年が移り世代が変わるなかで忘れ去られてしまい、確認する術もなくなってしまうのは誠に残念の極みである。そのため、学校沿革誌が年々編纂されて残されているとある。しかし、「本校にはその貴重なる学校沿革誌が見当らなく」、「残念至極である」とあると述べ、資料収集に苦勞しながらも編纂を行っている。

大子町立浅川小学校の『昭和参拾九年十二月 學校沿革誌』（昭和 40(1965)年編纂）では、創立当時の記録は明瞭であるが、それ以降の記述がなく散逸したままであることを憂いて編纂を行っている。古老の話や「文遺」を編纂資料にしたとあり資料収集の苦勞がうかがえる。また、保存について、「後世の記録保存を望む」とある。

同じく大子町の上小川小学校の『学校沿革誌』（昭和 50(1975)年編纂）では、沿革誌として整ったものがないため「何とか形づくりをと思い」、教頭や分校主任の助力を得て編纂を行っている。しかし、「未だ不備も多いので、できるだけ訂正していきたい」とあり、今後の校長先生方の働きを期待すると述べている。保存については、先に編纂されていた「100年記念誌「百年の歩み」と併せて保存してほしい」とある。

編纂者は決して行政からの指示によって受動的に編纂を行っていたわけではなかった。その記述には学校沿革誌の必要性を意識し、資料収集に苦勞しながらもその収集編纂に尽力している姿勢がうかがえる。学校の沿革や変遷を後世に伝え、そうすることで愛校心や品性の育成、研究などに役立てることを目的として編纂されていたのである。記載項目についても独自の事情に合わせた編纂を行ったという記述が見られた。また、後世の記録保存を望むことが言及されている。学校沿革誌は、各学校自らで編纂され、記録保存されていたのである。

4 学校公文書としての学校沿革誌

本章では、法令もしくは規定、規則などから、学校沿革誌の保存期限や保存管理体制についてその規定状況を検討する。また、現在学校公文書における学校沿革誌の位置付け、及び取り扱いについて検討する。

4.1 明治期から昭和期における保存期限の制定

学校沿革誌の残存率は先行研究によるように、他の学校資料と比べて非常に高いものとなっている。その理由として長らく永久保存とされてきたことがあげられるが、学校沿革誌は最初から永年保存文書とされていたのだろうか。その制定時期と保存期限の年限について検証を行った。

表13は、当時の各府県において、学校沿革誌の保存期限の規定がみられる令達をまとめたものである。なお、令達の表記では「永久保存」とされている場合もあるが、「永年保存」と表記を統一している。数回規定が確認できた地域については、年代の早い順に番号を振った。また、通達年代については同県で同年代に異なる令達が出されている場合には、さらに月日についても記載した。

管見の限り、最初に保存期限の制定がみられるのは、明治22(1889)年、東京府の小学校に備えるべき帳簿を規定した令達である。学校沿革誌の保存期限は「保存無期限」とされていた⁽⁹⁵⁾。明治25(1892)年には秋田県⁽⁹⁶⁾、翌年明治26(1893)年には山形県⁽⁹⁷⁾において同様の通達で永年保存と規定された。また、明治33(1900)年9月1日には、岐阜県の小学校設備規則で「相当ノ期間保存スヘシ」と規定された⁽⁹⁸⁾。相当期間とはどの程度の期間を指していたのであろうか。岐阜県では、さらに同年同月26日、「小学校ニ関スル表簿ノ整理其他記載事項ニ関スル規程」において、「永久保存ヲ要スヘキ表簿」として、学校沿革誌をあげている⁽⁹⁹⁾。明治35(1902)年には青森県で、諸表簿等の保存期限の通達⁽¹⁰⁰⁾において永年保存とされ、明治37(1904)年には栃木県で小学校表簿規程の通達⁽¹⁰¹⁾において永年保存とされた。概して、学校沿革誌はその最初の保存期限の制定においてから永年保存とさ

(95) “小学校諸帳簿整理ノ件”。東京都教育史資料総覧第2巻。東京都立教育研究所編。東京都立教育研究所，1992，p.334.

(96) “小学校の法定諸表簿”。秋田県教育史第2巻。秋田県教育史編纂委員会編。秋田県教育史頒布会，1982，p.120，(資料編，2)。

(97) “小学校保存の表簿種類・保存期限制定のこと”。山形県教育史資料第2巻。山形県教育史資料編集委員会編。山形県教育委員会，1975，p.231-232.

(98) “小學校設備規則”。岐阜県小学校学事法令。椋山正式編。郁文堂，1902，p.201-216.

(99) “小學校ニ関スル表簿ノ整理其他記載事項ニ関スル規程”。岐阜県小学校学事法令。椋山正式編。郁文堂，1902，p.216-224.

(100) “諸表簿等の保存期限”。青森県教育史第3巻。青森県教育史編集委員会編。青森県教育委員会，1971，p.879-880，(資料篇，1)。

(101) “小学校表簿規程”。栃木県史資料編。栃木県史編さん委員会編。栃木県，1979，p.118-124，(近現代，8)。

表 13. 学校沿革誌の保存期限に関する通達

県名	通達年代	通達種類・番号	通達名	保存期限
東京府	明治 22(1889)年	達第 9 号	小学校諸帳簿整理ノ件 ⁽⁹⁵⁾	無期限
秋田県①	明治 25(1892)年	訓令甲第 119 号	小学校ニ於テ設備スヘキ表簿ノ種類並保存期限 ⁽⁹⁶⁾	永年保存
山形県①	明治 26(1893)年	訓令第 70 号	小学校ニ於テ設備スヘキ表簿ノ種類並其保存期限 ⁽⁹⁷⁾	永年保存
岐阜県①	明治 33(1900)年 9 月 1 日	県令第 49 号	小学校設備規則 ⁽⁹⁸⁾	相当期間
岐阜県②	明治 33(1900)年 9 月 26 日	訓令第 90 号	小学校ニ関スル表簿ノ整理其他記載事項ニ関スル規程 ⁽⁹⁹⁾	永年保存
秋田県②	明治 33(1900)年	小学校令施行手続	小学校令施行手続 ⁽¹¹⁰⁾	永年保存
青森県	明治 35(1902)年	訓示第 25 号	諸表簿等ノ保存期限 ⁽¹⁰⁰⁾	永年保存
栃木県	明治 37(1904)年	訓令第 41 号	小学校表簿規程 ⁽¹⁰¹⁾	永年保存
鳥取県①	明治 39(1906)年	訓令第 20 号	小学校令施行手続 ⁽¹¹⁵⁾	無期保存
福島県①	明治 39(1906)年	訓令第 48 号	小学校ニ於テ備フヘキ表簿ノ種類及其ノ保存期限 ⁽¹⁰³⁾	16 ヶ年以上
福島県②	明治 45(1912)年	訓令第 19 号	小学校ニ備フベキ表簿ノ件 ⁽¹⁰⁴⁾	永年保存
岐阜県③	大正 2(1913)年	訓令甲第 15 号	小学校ニ備フヘキ表簿規定 ⁽¹¹⁴⁾	永年保存
鳥取県②	大正 3(1914)年	訓令第 12 号	小学校令施行細則 ⁽¹¹⁵⁾	無期保存
千葉県①	大正 8(1919)年	県令第 37 号	私立学校令施行細則 ⁽¹⁰²⁾	当該学校の存続中
秋田県③	昭和 5(1930)年	全県小学校長会議書類	記載要項並様式 ⁽¹¹¹⁾	永年保存
山形県②	昭和 6(1931)年 7 月 20 日	県令第 55 号	小学校令施行細則 ⁽¹¹⁶⁾	永年保存
山形県③	昭和 6(1931)年 7 月 22 日	県令第 56 号	私立学校令施行細則 ⁽¹¹⁷⁾	永年保存
山形県④	昭和 10(1935)年	県令第 14 号	小学校令施行細則 ⁽¹¹⁸⁾	永年保存
秋田県④	昭和 16(1941)年	県令第 15 号	国民学校令施行細則 ⁽¹¹²⁾	永年保存

(102) “私立学校令施行細則”. 千葉県教育百年史第 4 巻. 千葉県教育百年史編さん委員会編. 千葉県教育委員会, 1971, p. 800-803, (史料編, 大正・昭和 1).

大分県①	昭和 16(1941)年	県令第 13 号	臨時国民学校令施行細則 ⁽¹⁰⁵⁾	永年保存
千葉県②	昭和 16(1941)年	県令第 98 号	国民学校令施行細則 ⁽¹⁰⁶⁾	永年保存
鳥取県③	昭和 16(1941)年		国民学校施行細則 ⁽¹¹⁵⁾	無期保存
山形県⑤	昭和 17(1942)年	県令第 41 号	国民学校令施行細則 ⁽¹¹⁹⁾	永年保存
香川県	昭和 25(1950)年	県教委規則第 11 号	学校教育法施行細則 ⁽¹⁰⁷⁾	永年保存
千葉県③	昭和 25(1950)年	県教委規則第 13 号	学校教育法施行細則 ⁽¹⁰⁹⁾	永年保存かつ閉校後は設置者が保存
福井県①	昭和 25(1950)年	県教委規約第 6 号	学校教育法施行細則 ⁽¹⁰⁸⁾	永年保存
大分県②	昭和 26(1951)年	県教委規則第 1 号	学校教育法施行細則 ⁽¹²⁰⁾	永年保存
秋田県⑤	昭和 27(1952)年	学校教育法施行細則	学校教育法施行細則 ⁽¹¹³⁾	永年保存
大分県③	昭和 33(1958)年	県教委規則第 2 号	市町村立学校管理規則（準則） ⁽¹²¹⁾	永年保存
福井県②	昭和 41(1966)年	県規則第 41 号	私立学校等に係る学校教育法施行細則 ⁽¹²²⁾	永年保存

※通達の表記では「永久保存」とされている場合もあるが、「永年保存」と表記を統一した。

※布達年代については同県で同年代に異なる通達が出されている場合には、さらに月日を記載した。

れてきたようである。

しかし、福島県では、明治 39(1906)年、訓令第 48 号⁽¹⁰³⁾において、小学校に備えるべき表簿の種類とその保存期限が定められ、学校沿革誌の保存期限は 16 年以上とされた。他県では上記のようにその保存期限が有限であることはなかったため、特異的な事例である。しかし、その後明治 45(1912)年、県の訓令第 19 号⁽¹⁰⁴⁾において、学校沿革誌を含む第一種の公文書類は永年保存と規定された。ちなみに、教案や学業成績査定簿、児童賞罰簿、学校一覧表などの第二種に規定された公文書は 6 ヶ年の保存期限とされたのだが、「但シ郷土誌若ハ沿革誌等ニ登載シタルモノ及第二種ノ公文書類中輕易ナルモノハ此限ニアラス」と規定された。これは、学校沿革誌の永年保存を必要不可欠とするものであり、学校沿革誌および郷土誌は他の永年保存文書と比べてもその保存の重要性が強かったものと考えられる。

その後、大分県⁽¹⁰⁵⁾・千葉県⁽¹⁰⁶⁾で昭和 16(1941)年、香川県⁽¹⁰⁷⁾・福井県⁽¹⁰⁸⁾で昭和 25(1950)年に学校沿革誌の保存期限が永年保存に規定された。また、千葉県では昭和 25(1950)年、「学校教育法施行細則」の第 9 条において、再度学校沿革誌の保存期限が永年保存に規定された上に、その第 3 項で「学校が廃止又は閉鎖された場合は、」「その設置者において、保存しなければならない」とされた⁽¹⁰⁹⁾。閉校してしまった場合についてもその保存を規定していることから、学校沿革誌を保存し後世へと残していくことの重要性は大きかったものと考えられる。さらに、秋田県^(110, 111, 112, 113)や岐阜県⁽¹¹⁴⁾、鳥取県⁽¹¹⁵⁾、山形県

(103) “小學校ニ於テ備フヘキ表簿ノ種類及其ノ保存期限”。福島県教育史編さん資料第一集：明治期の法規(県令，訓令，達および告諭，告示)。福島県教育委員会編。福島県教育委員会，1971，p. 327-328。

(104) “小學校ニ備フヘキ諸帳簿ノ件”。福島県教育史編さん資料第一集：明治期の法規(県令，訓令，達および告諭，告示)。福島県教育委員会編。福島県教育委員会，1971，p. 549-552。

(105) “臨時国民学校令施行細則”。大分県教育百年史第 4 卷。大分県教育百年史編集事務局編。大分県教育委員会，1976，p. 111-129，(資料編，2)。

(106) “国民学校令施行細則”。千葉県教育百年史第 4 卷。千葉県教育百年史編さん委員会編。千葉県教育委員会，1972，p. 104-124，(史料編，大正・昭和 I)。

(107) “学校教育法施行細則”。香川県教育史：昭和二十年—平成十年資料編。香川県教育委員会編。香川県教育委員会，2000，p. 45-56。

(108) “学校教育法施行細則”。福井県教育百年史第 4 卷。福井県教育史研究室編。福井県教育委員会，1976，p. 436-445，(資料編，2/昭和)。

(109) “学校教育法施行細則”。千葉県教育百年史第 5 卷。千葉県教育百年史編さん委員会編。千葉県教育委員会，1975，p. 85-96，(史料編，昭和 II)。

(110) “小學校令施行手続”。秋田県教育史第 2 卷。秋田県教育史編纂委員会編。秋田県教育史頒布会，1982，p. 21-32，(資料編，2)。

(111) “学校沿革誌の記載要領と様式”。秋田県教育史第 3 卷。秋田県教育史編纂委員会編。秋田県教育史頒布会，1983，p. 39-42，(資料編，3)。

(112) “国民学校令施行細則”。秋田県教育史第 3 卷。秋田県教育史編纂委員会編。秋田県教育史頒布会，1983，p. 68-92，(資料編，3)。

(113) “学校教育法施行細則”。秋田県教育史第 4 卷。秋田県教育史編纂委員会編。秋田県教育史頒布会，1984，p. 115-121，(資料編，4)。

(114) “小学校に備うべき表簿規程改正につき県訓令”。岐阜県教育史。岐阜県教育委員会編。岐阜県教育委員会，1999，p. 4-8，(史料編，近代 3)。

(115) 田村達也。小学校資料論；かつて小学校は地域のセンターであったという視点から。鳥取県立公文書館研究紀要，2005，vol. 1，p. 1-20。

(116, 117, 118, 119)、大分県^(120, 121)、福井県⁽¹²²⁾などでも千葉県のように、再度学校沿革誌の保存期限を永年保存(無期保存)と規定している。

以上のように、全ての府県で学校沿革誌の保存期限を規定した令達類は確認できなかったが、東京府、秋田県、山形県、岐阜県、青森県、栃木県、鳥取県、福島県、大分県、千葉県、福井県、香川県の12府県で学校沿革誌の保存期限が永年保存文書と規定されていた。したがって、福島県では明治39(1906)年の令達でその保存期限が16ヵ年以上とされたという例外はあるが、その後明治45(1912)年には永年保存に変更されており、多くの府県で学校沿革誌は長らく永年保存文書とされてきたことがわかる。また、その保存期限の規定の多くは明治中期から後期にかけて制定されており、学校沿革誌の編纂指示の通達時期とあわせると早い段階から永年保存文書とされてきたといえる。

学校沿革誌の保存期限について規定したのは、明治から大正期においては、小学校に設備表簿を規定した令達であった。しかし、昭和初期になると、山形県や秋田県、大分県などのように学校令施行細則によって規定されるようになり、昭和20(1945)年代になると学校教育法施行細則によって規定されるようになった。さらに、秋田県では、昭和5(1930)年学校沿革誌の記載要領と様式について定めた全県小学校長会議書類⁽¹²³⁾において、その保存期限が規定された。加えて、「永久ニ保存スル簿冊ナルヲ以テ楷書ヲ以テ能書スルコト」と編集上の注意が定められていた。さらに、私立小学校における保存期限の規定も見られるようになった。学校沿革誌の保存期限の規定は時代の変遷によってその規定する通達は変化しながらも、永年保存文書と規定され続け、その規定範囲を私立小学校にも拡大させた。さらに、楷書で綺麗に書くように注意書きがあり、永年保存し後世へと伝達していくことを意識されていたものと思われる。

しかし、明治22(1889)年に東京府で保存期限が規定される以前から、学校沿革誌が長く保存されていくことを望んでいたと考えられる記述がみられる。以下は、明治9(1876)年、千葉県の県乙第198号の「学校沿革誌并ニ日記調製概則」(資料1)の引用である。

(116) “小学校令施行細則制定のこと”。山形県教育史資料第4巻。山形県教育史資料編集委員会編。山形県教育委員会，1978，p. 300-336。

(117) “私立学校令施行細則制定のこと”。山形県教育史資料第4巻。山形県教育史資料編集委員会編。山形県教育委員会，1978，p. 337-338。

(118) “小学校令施行細則の一部改正のこと”。山形県教育史資料第5巻。山形県教育史資料編集委員会編。山形県教育委員会，1979，p. 3-10。

(119) “国民学校令施行細則制定のこと”。山形県教育史資料第5巻。山形県教育史資料編集委員会編。山形県教育委員会，1979，p. 201-228。

(120) “学校教育法施行細則”。大分県教育百年史第4巻。大分県教育百年史編集事務局編。大分県教育委員会，1976，p. 131-150，(資料編，2)。

(121) “市町村立学校管理規則(準則)”。大分県教育百年史第4巻。大分県教育百年史編集事務局編。大分県教育委員会，1976，p. 163-167，(資料編，2)。

(122) “私立学校等に係る学校教育法等施行細則”。福井県教育百年史第4巻。福井県教育史研究室編。福井県教育委員会，1976，p. 835-839，(史料編，2/昭和)。

(123) “学校沿革誌の記載要領と様式”。秋田県教育史第3巻。秋田県教育史編纂委員会編。秋田県教育史頒布会，1983，p. 39-42，(資料編，3)。

後ノ人特リ其整備ナルヲ視テ其草創ノ艱難ヲ知ラスンハ其整備モ亦保ツヘカラサルノ恐レアリ是ニ於テカ学校沿革ノ史乗ヲ編輯シ其起立ノ因由ヲ後世ニ伝ヘサルヘカラス是地方官教員ト共ニ其勞ヲ施シ後ノ人ヲシテ草創ノ難キヲ鑑ミ守成ノ易カラサルヲ戒シメシムル所以ナリ自今各公立学校ニ在テハ必ス沿革誌并ニ日記ヲ備ヘ従前ノ沿革将来ノ経歴ヲ記録シ以テ他日ノ徴考証拠ニ供スヘシ

後世の人が整備された状態の学校だけを見て、草創期の困難を知らなければそうした状態を保てなくなってしまう恐れがある。そのため、学校沿革誌を編纂し後世の人に伝え、草創の困難さ、守成のしやすさを戒めるとある。そして、従前の沿革や将来の経歴を記録し後世の徴考に資するためとある。

また、茨城県でも明治 10(1877)年乙第 132 号の「学校沿革誌編輯ノ儀」(資料 2)でも同様の目的が掲げられている。以下はその引用である。

後ノ人特リ其整備ナルヲ見テ其創業ノ艱難ヲ知ラスンハ其整備モ保ツヘカラサルノ恐レアリ是ニ於テ学校沿革ノ史乗ヲ編纂シ其起立ノ因由ヲ後世ニ伝ヘサルヘカラス是レ教員ノ其勞ヲ施シ後ノ人ヲシテ創業ノ難キヲ鑑ミ守成ノ易カラサルヲ戒ムル所以ナリ自今各公立学校ニアリテハ必ス沿革誌并日記ヲ備ヘ従前ノ沿革将来ノ経歴ヲ記録シ以テ他日ノ徴考ニ供スヘシ

学校沿革誌の編纂が指示された当初から、後世にその記述を伝えていくことが目的とされている。そのため、明確な保存期限の規定はないものの学校沿革誌の編纂開始当初からその長期保存が念頭に置かれていたものと考えられる。

4. 2 明治期から昭和期における保存管理体制

学校沿革誌はどのように保管されることになっていたのでしょうか。本節では、明治から昭和時代における保存管理体制について検討を行う。

明治 9(1876)年、千葉県の県乙第 198 号の「学校沿革誌并ニ日記調製概則」では、「半年毎ニ之ヲ編輯シ其都度副本ヲ県庁ヘ差出スモノトス」とされた。明治 10(1877)年、茨城県の乙第 132 号の「学校沿革誌編輯ノ儀」では、「五ヶ年毎ニ編輯シテ各校ヨリ県庁ヘ出スヘシ第五課ニ於テ全管ノ誌ヲ合輯シテ各校エ頒布スル事」とされた。明治 18(1885)年、山形県の「小学校沿革誌編纂のこと」では、「毎校可備置且別ニ一通ヲ浄写シ六月卅日限り学務課ヘ可差出」とある。明治 26(1893)年、静岡県の甲第 34 号「学校沿革誌編製項目並ニ学校沿革誌編製心得」では、「学校沿革誌ハ二通ヲ編製シ、一通ハ学校ニ於テ、一通ハ市町村役場ニ於テ保管スヘシ」とある。学校沿革誌は複本を作成し、学校で保存するとともに、行政機関で保存することになっていたのである。複本を作り別々の場所で保管していくというのであるから、もし火災などにより焼失したとしてもどちらか一方には残っていることになり、そうした面から学校沿革誌の保管体制は強かったと考えられる。

また、大正 6(1917)年の「松沢尋常高等小学校諸規程」や大正 15(1926)年の「砧尋常高

等小学校校規」において、学校沿革誌の記入や整理などが記録係の仕事として明記されていた。さらに、昭和 17(1942)年の「第五峡田国民学校の校務機構」⁽¹²⁴⁾では、教頭の担うべき事務に学校沿革誌があげられ、保管すべき帳簿とされているのに加え、庶務部の記録係は、学校沿革誌の記載を担当するものとされ、それに関する書類帳簿の整理保管を行うこととされていた。校務分掌においても学校沿革誌が組み込まれており、大正から昭和期にかけても学校沿革誌の保存が継続的に行われてきたと考えられる。

したがって、学校沿革誌の保存管理に関する細かな規定はないものの、複本の作成や管理者の規定などにより、その保存が保たれてきたものと考えられる。しかし、このように保存に関する細則がないなか、各学校によって保存措置が講じられ、現在まで多くの学校沿革誌が保存されてきたことは評価すべきことである。

4. 3 現在における規定

本節では、現在の学校沿革誌がどのような体制のなかにあるのかについて述べる。

学校沿革誌は現在学校文書のなかでどのような位置付けにあるのだろうか。大蔵綾子氏(2008年)は、学校文書の定義及び種類について言及を行っている。学校文書は大別すると法定表簿と任意表簿の2種にわかれ、さらに前者は3種類にわかれる。第1は、学校教育法施行規則で規定される表簿である。「第2は、学校保健法、学校教育法、児童福祉法等その他法令により規定される表簿である。第3は、地方公共団体が定める学校管理規則等に基づく表簿である。後者は慣例によって管理化にしている文書である。」このうち、学校沿革誌は、地方公共団体などが定める学校管理規則等に基づく法定表簿に分類されている⁽¹²⁵⁾。

「学校教育法施行規則」(昭和22(1947)年文部省令第11号)⁽¹²⁶⁾はその第28条において、学校に備えなければならない表簿が定められているが、そこに学校沿革誌はない。また、「学校教育法施行令」(昭和28(1953)年政令340号)⁽¹²⁷⁾は第31条で学校廃止後の書類の保存について設置する市町村または都道府県の教育委員会が保存しなければならないとしているが、そこにも学校沿革誌は規定されていない。従って、現在においても学校沿革誌は国によって規定が行われているわけではない。

では、小学校を設置するのは主に市町村であるが、市町村レベルについてはどうだろうか。学校処務規定や学校管理規則などをみた。結果、学校沿革誌を学校に備えるべき表簿

(124) “第五峡田国民学校の校務機構”。荒川区教育史資料編2。東京都荒川区教育委員会編。東京都荒川区教育委員会，1994，p. 248-261.

(125) 大蔵綾子。わが国の小学校における制度としての文書管理の現状と課題。レコード・マネジメント，2008，no. 55，p. 13-35.

(126) 総務省行政管理局。“学校教育法施行規則”。法令データ提供システム。<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22F03501000011.html>，(参照 2012-01-05).

(127) 総務省行政管理局。“学校教育法施行令”。法令データ提供システム。<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S28/S28SE340.html>，(参照 2012-01-05).

としているか否か、永年保存文書または長期保存文書としているか否かは自治体によって異なった。学校沿革誌の実態調査の対象として茨城県の市町村では、44の市町村中42の市町村で学校沿革誌を学校に必要な表簿であると同時に永年保存すべき文書に規定していることが確認できた。一方、群馬県前橋市や神奈川県横浜市などでは学校沿革誌が必要表簿とは規定されておらず、保存年限も示されていなかった。こうした状況から、明治期からと同様、学校沿革誌は各自治体によって独自に規定されているといえる。

また、現在においても北海道の室蘭市や中標津町、標津町、別海町、江差町、羅臼町、沖縄県の本部町など幾つかの市町村で学校沿革誌の編纂規程や記載規則などが設けられている。その一事例として、中標津町の「公立学校沿革誌編さん規程」（平成9(1997)年教育委員会規程第1号)を以下にあげる。

第1条 中標津町教育委員会の所管する学校の沿革誌編さんについては、この規程の定めるところによる。

第2条 学校沿革誌に記載する項目は、次の各号により編さんし、永年保存しなければならない。

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| (1) 編さん認印表 | (11) 養護教諭 |
| (2) 開校の由来
(通学区・校章・校旗・校歌) | (12) 事務職員 |
| (3) 校地 | (13) 期限附教諭等 |
| (4) 校舎 | (14) 公務補 |
| (5) 設備 | (15) 校医 |
| (6) 学校経営 | (16) 学級編制 |
| (7) 年誌 | (17) 年次別職員構成 |
| (8) 校長 | (18) 卒業生 |
| (9) 教頭 | (19) 協力機関の状況 |
| (10) 教諭 | (20) その他必要と認めた事項 |
| | (21) 付録 別記内容 |

第3条 校長は、年度ごとに学校沿革誌の編さんを終わったときは、これを教育長の閲覧に供し認印を受けるものとする。

第4条 校長は、第2条に掲げる項目について必要ある図表その他参考資料は、これを別冊とし学校沿革誌とともに永年保存しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程施行の際、既に編さんされた学校沿革誌がある場合は、この規程により編さんされたものとみなす。ただし、必要により現にある学校沿革誌をこの規程により改めて編さんする事は妨げない。

3 前項ただし書の規程により改めて編さんしたときは、従前の学校沿革誌は別冊として永年保存しなければならない。⁽¹²⁸⁾

これは、平成9(1997)年の制定であり、記載項目を細かく定めるとともに永年保存することを規定している。茨城県の学校沿革誌の編纂状況から、現在も追加記載が行われ編纂が続けられていることは述べたが、市町村レベルにおいても編纂規定が設けられていた。学校沿革誌の編纂は決して過去のものではない。現在においても編纂規定が設けられ、また永年保存文書として編纂が続けられているのである。

5 おわりに

5.1 結論

学校沿革誌について関係する法規定の規定内容及び通達状況から、その編纂経緯や目的、整備や保存管理等の状況について検証を行うとともに、実際の学校沿革誌の記載からその実態や編纂者の意識、編纂状況等について検討を行った。また、学校沿革誌の記載事項について、令達における規定内容と学校沿革誌における記載状況の両方から比較分析を行い、その資料的性格について検討した。

学校沿革誌について関係する法規定の規定内容及び通達状況からその編纂経緯、目的を分析した結果、学校沿革誌の編纂は、中央政府からの指示のもと統一的に始められたのではなく、地域独自の動きによって各々に始められたものであった。そのため、規定内容や通達状況はさまざまであり、多くの地域では編纂を指示する令達が見られず、設備表簿の規定により設備を義務付けていた。さらに、郡や市独自の規定、学校独自の動きが先進した事例もあった。したがって、学校沿革誌は必ずしも令達の規定により編纂されてはいるなく、地域あるいは学校の独自の働きによって編纂されたものであったことが明らかになった。学校沿革誌の編纂経緯は、言わばボトムアップされてきたものだったのであり、各府県や各郡など各地域、各学校の要求や主導によって、学校沿革誌は編纂されていたのである。

そのため、規定上の学校沿革誌と実際に編纂された学校沿革誌の実態は必ずしも一致したものではなかった。記載事項が令達によって規定されていたりもしたが、必ずしも規定通りには編纂されていなかった。規定事項以外のさまざまな項目について独自に記載内容を選択し編纂していたのである。

また、学事関係者の視察によりその編纂が促されていた。それは学事関係者を派遣する郡や県にあっても重要な資料であることを意味していたと考えられる。すなわち、学校沿

(128) 中標津町教育委員会. “中標津町公立学校沿革誌編さん規程”. 中標津町例規集.
http://www.nakashibetsu.jp/d1W_reiki/409920300001000000MH/409920300001000000MH/409920300001000000MH.html, (参照 2012-12-25).

革誌は学校で編纂されてはいるが、現在でいうならば自治体史などといった地域の教育の歴史を残す資料として重要視されていたのではないだろうか。

私立小学校については、学校沿革誌を整備するかどうかは地域によって異なっており、その条件は公立小学校と全く同じとは限らなかった。しかし、地域によっては私立小学校においてもその編纂が求められており、有意性が判断されていた。

編纂目的については、令達の通達時期によって、「徴考証拠」として、あるいは資料自体としての重要性が見出されていた。しかし、その根本の目的は共通しており、学校沿革誌の最も基本的な編纂目的は、各校の歴史を後世に伝えることであった。そのため、学校沿革誌の実際の記述からも、その必要性が意識され、資料収集に苦勞しながらも収集編纂に尽力した姿勢がうかがえた。学校沿革誌は、後世に伝えられ役立てられることを目的として主体的に編纂されていたのである。加えて、多くの学校沿革誌では、加筆が行われ編纂が続けられていた。そして、それは近年においても続けられており、学校沿革誌の編纂は過去のものではないのである。

記載事項の規定において、多くの令達で規定されていた事項は、その学校の発展を担ってきた人々、また、学校の設立や変遷といった成り立ち、その学校の教育の対象となった地域、運営の実績などといった事項であった。また、茨城県域の学校沿革誌の記載事項の比較より、当該学校の発展を担ってきた人々、学校の設立や変遷といった成り立ち、運営や実績などといった事項が多く記載されていた。両者の共通事項から、学校沿革誌とは主に当該学校に属した人々、学校の設立や変遷といった成り立ち、運営や実績などといった事項について記載される資料であったといえる。つまり、そうした事項が学校の歴史であり、後世に伝えるべき事項であったのである。

また、多くの地域で学校沿革誌は長らく永年保存文書とされてきていた。そして、学校沿革誌の保存管理に関する細かな規定はないものの、複本の作成や管理者の規定などにより、その保存が保たれてきたものと考えられる。現在、小学校における学校沿革誌は市町村が定める学校管理規則などによって規定されている。さらに、地域によっては学校沿革誌の編纂規程や記載規則などが設けられている。学校沿革誌は決して過去のものではない。現在においても編纂規定が設けられ、また永年保存文書として編纂が続けられているのである。

学校沿革誌はそれぞれが伝達すべきものとして編纂された記録であり、地域の歴史・教育・文化を語る史料だったのである。山本幸俊氏（2011年）⁽¹²⁹⁾は、資料保存の課題を取り上げ、「そこで学んだ一人一人に直接関わる存在証明としての社会的価値が大きく、地域史・教育史研究や地域づくりなどに活用される文化的価値も高い」学校資料を歴史的な観点で後世に残すための文書管理が求められることを指摘している。学校沿革誌もまたそう

(129) 山本幸俊. 地域の過疎化と資料保存の課題：学校資料について考える. アーキビスト, 2011, vol. 75, p. 1-4.

した資料の一つである。また、樫村氏(2002年)⁽¹³⁰⁾や田村氏(2005年)⁽¹³¹⁾、山本氏(2011年)などもかつて小学校は地域の文化の中心地として機能してきたことを指摘し、学校資料の保存の必要性を説いている。地域の歴史はそこで育った人たちの故郷の歴史でもある。それは愛着とともに自己の形成にも関わる。アイデンティティはその歴史なくしては形成されることはない。地域と密接に関わり合ってきた歴史を記す学校沿革誌は、学校だけではなくその地域やそこに属した人々の歴史を伝えるものでもあるのである。それが学校沿革誌の持つ根本的な資料的性格であると考えられる。

5. 2 今後の課題

表 23 に各都道府県における学校沿革誌編纂に関する令達の通達状況をまとめた。表 23 の網掛けとなっている地域は、学校沿革誌に関する令達を確認できなかった地域である。今後、学校沿革誌に関する何らかの記録が残っていないか、より広く資料を調査し分析を行いたい。それによって、各地域における学校沿革誌の編纂経緯を明らかにしたい。

また、学校沿革誌の全国的な編纂経緯は地域独自の動きによるものであったが、なぜ学校沿革誌という資料が各地域で認識され広まるに至ったのか、その経緯の解明も今後の課題である。さらに、現代の学校で学校沿革誌が重要視されなくなった背景についてどのような社会意識の変化があるのか、現代における学校沿革誌の重要性を考える上でさらなる検討が必要である。

(130) 樫村毅. 小学校所蔵資料にみる近代教育史の一端：明治 10 年編「学校沿革誌」を中心として. 茨城県立歴史館報. 2002, vol. 29, p. 57-86.

(131) 田村達也. 小学校資料論；かつて小学校は地域のセンターであったという視点から. 鳥取県立公文書館研究紀要, 2005, vol. 1, p. 1-20.

6 文献リスト

1. 日本古文書学講座第10巻. 雄山閣, 1980, p.302, (近代編, II).
2. 西脇英逸. 明治初等教育の研究: 小学校教育の地域性について(大阪市内小学校における学校沿革誌の史料を中心として). 大阪学芸大学紀要. C, 教育科学, 1967, p.50-62.
3. 松崎弘道. 明治期における学校沿革誌(1): その編さん過程の概観. 福島県教育センター所報. Vol.4, 1971, p.7-9.
4. 松崎弘道. 明治期における学校沿革誌(2): その編さん過程の概観. 福島県教育センター所報. Vol.5, 1972, p.20-22.
5. 藤沢市教育史. 藤沢市教育文化センター編. 2000, p.937, (資料編, 第6巻).
6. 櫻村毅. 小学校所蔵資料にみる近代教育史の一端: 明治10年編「学校沿革誌」を中心として. 茨城県立歴史館報. 2002, vol.29, p.57-86.
7. 梶井一暁. 近代日本農村の初等教育事情: 広島県賀茂郡下黒瀬村の事例. 鳴門教育大学研究紀要, 2003, vol.18, p.13-29.
8. 梶井一暁. 『板城西尋常小学校沿革誌』にみる近代地域初等教育事情. 鳴門教育大学研究紀要, 2004, vol.19, p.25-39.
9. 梶井一暁. 近代日本農村における初等教育の定着: 広島県賀茂郡上黒瀬村の事例. 鳴門教育大学研究紀要, 2005, vol.20, p.11-25.
10. 梶井一暁. 近代日本農村における初等教育の展開過程: 広島県賀茂郡美尾村の事例. 鳴門教育大学研究紀要, 2006, vol.21, p.27-40.
11. 梶井一暁. 近代日本における初等教育の地域定期展開: 広島県賀茂郡黒瀬地域の事例. 鳴門教育大学研究紀要, 2008, vol.23, p.43-61.
12. 田村達也. 小学校資料論;かつて小学校は地域のセンターであったという視点から. 鳥取県立公文書館研究紀要, 2005, vol.1, p.1-20.
13. 小山景子. 鳥取県における学校史料の史料学的研究: 米子市角盤高等小学校を題材に. 鳥取地域史研究, 2011, vol.13, p.47-68.
14. 柏木敦. 史料復刻沿革史更級郡荘内尋常小学校. 兵庫県立大学政策科学研究所研究資料, 2011, vol.232, p.1-31.
15. 学校沿革史研究会. 学校沿革史の研究総説. 野間教育研究所, 2008, p.310, (野間教育研究所紀要, 第47集).
16. 文部省編. 文部省年報 第1. 復刻版, 宣文堂, 1964, p.180.
17. 文部省編. 文部省年報 第2. 復刻版, 宣文堂, 1964, p.781.
18. 林原久恵. 学制公布期、地域における学校教育の成立と私塾・寺子屋. 2011, 卒業論文.
19. 総務省行政管理局. “文部科学省組織規則(平成十三年一月六日文部科学省令第一号)”. 法令データ提供システム.
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H13/H13F20001000001.html>, (参照 2012-10-14).
20. 大蔵綾子. わが国の小学校における制度としての文書管理の現状と課題. レコード・マネジメント, 2008, no.55, p.13-35.
21. 総務省行政管理局. “学校教育法施行規則”. 法令データ提供システム.
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22F03501000011.html>, (参照 2012-01-05).

22. 総務省行政管理局. “学校教育法施行令”. 法令データ提供システム.
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S28/S28SE340.html>, (参照 2012-01-05).
23. 中標津町教育委員会. “中標津町公立学校沿革誌編さん規程”. 中標津町例規集.
http://www.nakashibetsu.jp/d1W_reiki/409920300001000000MH/409920300001000000MH/409920300001000000MH.html, (参照 2012-12-25).
24. 山本幸俊. 地域の過疎化と資料保存の課題：学校資料について考える. アーキビスト, 2011, vol.75, p.1-4.

7 資料

資料一 学校沿革誌并二日記調製概則

学校沿革誌并二日記調製概則

明治九年七月十二日

県乙第百九拾八号達

維新以来初メテ学制ヲ定メラレ前日ノ陋習ヲ更メ大中小ノ学区ヲ分チ首トシテ小学ヲ奥シ普通学科ヲ設ケラレ人漸ク教育ノ已ムヘカラサルヲ曉知シ日ニ進歩ノ情況ヲ現ハセリ竝ニ本県奥ストコロノ公学既ニ八百校ニ超ユ然リト雖モ概子草創ニ属スルヲ以テ校舍未タ完全セサルモノアリ書器未タ充備ナラサルモノアリ資材未タ豊足セサルモノアリ教員タルモノ固ヨリ今日ノ小成ニ安ンスルニアラサルヘシ地方官モ亦敢テ慊足セサルナリ今ヨリ將サニ益学事ノ拡張ヲ共ニ図リ俱ニ懈タラスンハ完全ナラサルモノモ完全シ充足ナラサルモノモ充足シ始テ其整備ヲ視ルノ日アルニ至ルヘシ後ノ人特リ其整備ナルヲ視テ其草創ノ艱難ヲ知ラスンハ其整備モ亦保ツヘカラサルノ恐れアリ是ニ於テカ学校沿革ノ史乗ヲ編輯シ其起立ノ因由ヲ後世ニ伝ヘサルヘカラス是地方官教員ト共ニ其勞ヲ施シ後ノ人ヲシテ草創ノ難キヲ鑑ミ守成ノ易カラサルヲ戒シメシムル所以ナリ自今各公立学校ニ在テハ必ス沿革誌并二日記ヲ備ヘ従前ノ沿革将来ノ経歴ヲ記録シ以テ他日ノ徵考証拠ニ供スヘシ依テ学校沿革誌并二日記調製概則ヲ掲ケ此段相達候事

学校沿革誌并二日記調製概則

一 沿革誌并二日記ハ総テ何学校沿革誌又ハ日記ト標スヘシ

一 沿革誌ハ其学校設立ノ年月日并ニ設立以来尽力スル区内ノ吏員

以下ノ氏名及ヒ仮設新築ノ順序 教員ノ進退 生徒ノ増減進否 寄附集積ノ金員及ヒ人名 学区ノ改正名称ノ変更 督学局官吏 地方長次官及ヒ学務責任等ノ臨視ニ至ルマテ今昔ノ沿革ヲ徴スルニ足ルヘキ者ハ細大遺サス尽ク編次スルモノトス

一 沿革誌ハ各校其学校設立ヨリ明治九年六月マテノ事蹟ヲ編纂シ副本ヲ作り県庁ヘ差出シ爾後半年毎ニ之ヲ編輯シ其都度副本ヲ県庁ヘ差出スモノトス

一 日記ハ即チ沿革誌ヲ編纂スルノ史料ナレハ日々教員ノ勤惰生徒ノ入退学出席ノ人員及ヒ試験試業器具ノ調製学区取締ノ巡回等一々祥記スルモノトス

一 沿革誌日記ハ専ラ其事蹟ヲ徴スヘキ者ニシテ体裁ノ高尚ナル文字ノ優美ナル事ヲ要セス務メテ其実況ヲ模写シ寧口煩碎俚俗ニ失スルモ高遠疎闊ニ流ルヘカラス且体面ヲ飾リ事実ヲ詭ル等ノ弊ナキヲ要ス

一 沿革誌ヲ編次シ及ヒ日記ヲ草スルハ当分教員ノ撰務トス

一 沿革誌ハ糸蘭ノ半紙ヲ用ユヘシ日記ハ料紙ヲ定メサルモノトス

〔千葉県教育百年史 第三卷 資料編(明治)・頁一四六・一四八〕

資料二 学校沿革誌編輯ノ儀

明治一〇年第三号御布達

乙 第百三拾貳号

今般教育事務別冊之通改正併増補候條此旨布達候事

明治十年八月二十三日

茨城県権令野村維章

学校沿革誌編輯ノ儀

一本県起ス所ノ公立学校現今既ニ七百校ニ超ユ然リト雖モ事創業ニ出ルヲ以テ書器未タ充備セサルモノアリ資用未タ饒足セサルモノアリ今ヨリ将ニ益学事ノ拡充ヲ図リ黽勉懈タラスンハ其整備ヲ表スルニ至ラン若シ後ノ人特リ其整備ナルヲ見テ其創業ノ艱難ヲ表ラスンハ其整備モ保ツヘカラサルノ恐レアリ是ニ於テ学校沿革ノ史乗ヲ編纂シ其起立ノ因由ヲ後世ニ伝ヘサルヘカラス是レ教員ノ其勞ヲ施シ後ノ人ヲシテ創業ノ難キヲ鑑ミ守成ノ易カラサルヲ戒ムル所以ナリ自今各公立学校ニアリテハ必ス沿革誌併日記ヲ備ヘ従前ノ沿革将来ノ経歴ヲ記録シ以テ他日ノ徵考ニ供スヘシ依テ学校沿革併日記調製概規ヲ掲クル左ノ如シ

第一條 沿革誌併日記ハ総テ何学校沿革誌何学校日誌ト表スヘキ事

第二條 沿革誌ハ今昔ノ沿革ニ徴スルニ足ルヘキ者ハ細大遺スナク編次スヘシ今其要目ヲ左ニ掲ク

第一 学校設置及ヒ廃止

第二 学資ノ増減及寄附ノ金員

第三 教員ノ等級及進退

第四 生徒ノ増減及進否

第五 教則ノ変改及器械ノ發明

第六 学校ノ分合及名称ノ變更

第七 生徒試験ノ優劣

第八 書籍器械ノ増減

第九 校舍ノ位置及変換

第十 学資ノ遣ヒ払

第十一 設立以來尽力スル人名

第十二 学事関涉吏員ノ臨視

第十三 其他特別ノ件

第三條 沿革誌ハ設置ヨリ明治十年十二月迄ノ分ヲ一輯シ其後ハ五

ケ年毎ニ編輯シテ各校ヨリ県庁ヘ出スヘシ第五課ニ於テ全管

ノ誌ヲ合輯シテ各校エ頒布スル事

第四條 日記ハ即チ沿革誌ヲ編纂スルノ史料ナレハ日々教員出席等

モ記載スヘキ事

第五條 沿革誌日記ハ専ラ其事蹟ヲ徴スヘキモノニシテ体裁ノ高尚

ナル文字ノ優美ナルヲ欲ス務メテ其実況ヲ模写シ高遠疎闊ニ

流ル可カラス且ツ体面ヲ飾リ事実ヲ詭ル等ノ弊ナキヲ要スル

事

第六條 沿革誌ヲ編次シ及ヒ日記ヲ草スルハ該区教育関涉ノ者ト協

議シ殊ニ教員ノ主務トスヘキ事

(『茨城県報』)

資料三、学校沿革誌編製項目並ニ学校沿革誌編製心得

学校沿革誌編製項目・同心得につき知事訓令

甲第三十四号

郡 役 所
市 役 所

町 村 役 場

市町村立小学校

学校沿革誌編製項目並ニ学校沿革誌編製心得、左之通相定ム。

明治二十六年十月七日

静岡県知事 小松原英太郎

学校沿革誌編製項目

第一、制度

一、一般教育制度ノ概要

二、学校制定ノ諸規程

第二、設備

一、学校設置区域

二、学校ノ設廢分合及位置

三、学校ノ名称、資格

四、校舍、校地、校具及教員住宅ノ概況

第三、学校基本財産

一、学校基本財産ノ設廢並支消売却等ノ概況

二、学校基本財産ノ管理方法

第四、校員

一、学校職員ノ任免

二、学校職員ノ資格及俸給

三、学校職員ノ賞罰

四、学級ニ対スル職員ノ配置

第五、生徒

一、学齡児童

二、就学不就学

三、入学及半途退学

四、卒業生徒

五、生徒成績ノ概要

六、生徒ノ賞罰

七、学級ノ編制

第六、經濟

一、毎年經費ノ予算及決算ノ摘要

二、学校基本財産ヨリ生スル利子ノ員数

三、寄附物件

四、授業料

第七、学事關係ノ吏員

一、管理者ノ異動

二、学級委員ノ異動

第八、記事概要

一、尊影及勅語謄本等拝受ニ関スル件

- 二、当局官吏ノ視学ニ関スル件
- 三、職員出張等ニ関スル件
- 四、天災地変其他学校ニ影響ヲ及ホシタル事件
- 五、其他重要ナル事件

第九、附記

- 一、学校ノ為メニ功劳アルモノノ事績
- 二、学校職員ノ履歴
- 三、学校ト家庭ト聯絡ノ情况
- 四、就学勧誘ニ関スル方法

学校沿革誌編製心得

一、学校沿革誌ハ其学校創立以来ノ明覈ニシ、殊ニ学校ノ為メ尽力セシ篤志者又ハ教育ノ為メ励精セシ教師ノ事績、履歴ハ詳細ニ附記シ、其功劳ノ湮滅ニ帰スルノ遺憾ナカラシムヘシ。

一、学校沿革誌ハ二通ヲ編製シ、一通ハ学校ニ於テ、一通ハ市町村役場ニ於テ保管スヘシ。

一、学校沿革誌編製方ハ各校毎ニ多少余紙ヲ存シ置キ、毎学年末ニ於テ校務日誌其他関係帳簿等ヨリ抄出シ、或ハ管理者、学務委員等ニ協議シ、其学年間学事ニ係ル較著ノ事績ヲ登録スヘシ。

一、学校沿革誌ハ明治廿七年一月三十一日迄ニ編製了シ、其旨市立小学校ニ於テハ市役所ヲ經、町村立小学校ニ於テハ町村役場郡役所ヲ經テ県庁ヘ届出ツヘシ。

(『静岡県史 資料編17 近現代』頁八六三―八六五)

資料五. 茨城県域の学校沿革誌の記載状況一覧

表 14. 学校沿革誌における教職員関係の記載状況

	作成者	資料名	教職員	職員出張	職員履歴
1	木皿尋常高等小学校	沿革誌 木皿尋常高等小学校	歴代校長/職員/(校医・歯科医・薬剤師・用務手・給食配膳員)		
2	木皿尋常高等小学校	沿革誌 木皿尋常高等小学校	<沿革誌>		
3	中郷第二小学校	明治八年起 学校沿革誌 北茨城市立中郷第二小学校	歴代校長、市町村関係者等に関する こと/職員の移動等に関する こと		
4	華川小学校	学校沿革誌	創立以来/学校長/創立以来/職員/ 学校職員調	職員出張並 学事視察	
5	花園小学校	昭和三十年年度起 学校沿革誌 北茨城市花園中 小学校	職員異動		
6	才丸小・中学校	昭和三十年年度以降 学事報告書綴 学校沿革史 (抄) 茨城懸北茨城市立才丸小学校 茨城懸北茨 城市立才丸中学校			
7	小川小・中学校	学校沿革誌 北茨城市立小川小・中学校	歴代学校長/職員の異動		
8	中妻小学校	大正十五年 起 学校沿革誌 茨城懸北茨城市立中 妻小学校	本校職員/学校医		
9	中妻小学校	教育改善案 附学校沿革誌第一輯 郷土誌	学校長/職員/校医		
10	上櫻井尋常小 小学校	明治三十六年一月 学校沿革誌 甲編 櫻井尋常 小学校	創立及名称/職員異動		
11	山小屋尋常小 小学校	明治十年編 明治四十年迄 山小屋尋常小学校 沿革誌 山小屋尋常小学校	教員等級及進退/学校医		
12	関本第二尋常 小学校	大正三年六月編 昭和四十七年迄 学校沿革誌 山小屋尋常小学校	教員/等級及進退		
13	福田尋常高等 小学校	第拾壹號 学校沿革誌 福田尋常高等小学校	職員/学事関係吏員		
14	関本第一國民 学校	昭和十六年起 学校沿革誌 関本第一國民学校	学校長異動事項/職員/異動事項/ 学校医		
15	日高尋常高等 小学校	沿革誌 日高尋常高等小学校	学校長及教員の進退/学校に関する 著しき事績	学校に關する 著しき事績	
16	豊浦小学校	沿革誌	歴代校長/職員/学校関係職員(町 長、助役、収入役、学事主任、校医 等)[記載無]		
17	中小路小学校	沿革史 日立市立中小路小学校	歴代学校長名/職員名一覧		
18	本山小学校	学校沿革誌 日立市立本山小学校	歴代学校長/学校職員/事務職員/市 職員/職員数		
19	日立第三尋常 高等小学校	学校沿革誌 日立第三尋常高等小学校	職員/職員/異動事項		
20	水木小学校	学校沿革誌	創立以来/沿革		
21	多賀第四國民 学校	創立明治二十二年六月二十八日 学校沿革誌 多 賀第四國民学校	職員/異動二関スル事項		
22	中里小学校	学校沿革誌	本校歴代學校長進退		
23	入四間小学校	学校沿革誌 日立市立入四間小学校	歴代校長氏名/歴代校長一覧/昭和 34年度以降職員		
24	中深荻尋常小	中深荻小学校沿革誌	歴代学校長		
25	中深荻尋常小 小学校	学校沿革史 中深荻尋常小学校	當校職員創業以来/氏名/明治六年 創立ヨリ廿五年ニ至ル二十年間本校 教員/職名俸給資格原籍地		
26	中深荻尋常小 小学校	明治六年十二月十日創立 昭和二十八年十二月 十日八十周年 学校沿革史 中里村立中深荻小 学校	歴代校長(主任)一覧		
27	助川小学校	学校沿革史 日立市立助川小学校			
28	多賀第三國民 学校	自昭和十六年四月 学校沿革誌 多賀第三國民学 校	職員の異動事項		
29	鮎川尋常小学 校	鮎川尋常小学校沿革誌	添付2. 職員在勤一覧表/職員/等級 及進退	雑件	

30	坂本小学校	学校沿革誌	本校職員		
31	大久保小学校	學校沿革誌 國分尋常高等小學校 多賀第一國民學校 茨城縣多賀郡多賀町立大久保小学校	職員		[黒澤弘先生履歴]
32	久慈尋常高等小学校	沿革誌 壹 一の(一) 開校より大正元年まで 久慈尋常高等小学校沿革誌(明治年間)壹 御眞影 勅語謄本 職員学事関係吏員及集會	職員及学事関係吏員	職員ノ集會 二開スル事項	
33	久慈尋常高等小学校	沿革誌 貳 一の(二) 開校より大正元年まで 久慈尋常高等小学校沿革誌(明治年間)貳 児童			
34	久慈尋常高等小学校	沿革誌 参 一の(三) 開校より大正元年まで 久慈尋常高等小学校沿革誌(明治年間)参 教授訓練等			
35	久慈尋常高等小学校	沿革誌 四 一の(四) 開校より大正元年まで 久慈尋常高等小学校沿革誌(明治年間)四 校地及校名 経費 財産 監督 雜件		雜件	
36	久慈尋常高等小学校	沿革誌 五 二の(一) 自大正二年至大正十一年 久慈尋常高等小学校沿革誌五 諸言 御眞影并勅語謄本 設備 経費 児童			
37	久慈尋常高等小学校	沿革誌 六 二の(二) 自大正二年至大正十一年 久慈尋常高等小学校沿革誌六 職員	職員	職員	
38	久慈尋常高等小学校	沿革誌 七 二の(三) 自大正二年至大正十一年 久慈尋常高等小学校沿革誌七 教授 訓練 養護			
39	久慈尋常高等小学校	沿革誌 八 二の(四) 自大正二年至大正十一年 久慈尋常高等小学校沿革誌八 社会教育 監督 学事関係吏員 雜件			
40	河原小学校	学校沿革(二) 河原小学校	歴代校長並学校規模		
41	東小澤尋常高等小學校	本校沿革史 東小澤尋常高等小學校	教員及学務委員教育會	<各年次の梗概>	
42	高原尋常高等小學校	第十八号 明治四十年四月 学校沿革誌	職員ノ異動		
43	高原小学校	学校沿革史	<職員及び児童>		
44	山部尋常小學校	明治三十八年一月 第一百五十九号 沿革誌 山部尋常小學校		<各年度の摘要>	
45	山部尋常小學校	明治三十九年以降 沿革誌二 大正八年十二月編輯	職員		
46	櫛形尋常高等小學校	學校沿革誌 櫛形尋常高等小學校	[学制頒布後の本村教育]		
47	松原尋常高等小學校・高萩國民學校	昭和三年十二月再調 沿革誌 松原尋常高等小學校・高萩國民學校	学校長教員ノ進退/校医	沿革	
48	松岡小学校	松岡小學校沿革誌	教員等級及進/[歴代学校長表]		
49	上君田國民學校	學校沿革誌 茨城県多賀郡上君田國民學校	職員異動事項		
50	上君田尋常小學校	學校沿革誌 上君田尋常小學校	當校沿革誌略		
51	上君田小學校	昭和二十八年九月二十八日 高岡村立上君田小學校沿革報告	高岡村立上君田小學校沿革報告		
52	上君田小学校	昭和三十四年三月 學校沿革誌 高萩市立上君田小學校	学校ノ創立		
53	下君田小學校	昭和三年一月 沿革誌 下君田尋常小學校	職員名		
54	横川小学校	昭和34年度起 学校沿革史 茨城県高萩市立横川小學校	学校沿革史 茨城県高萩市立横川小學校/学校長、職員ノ進退/他の職員/歴代学校長/校医		
55	大里尋常高等小學校	甲(第一號) 大里尋常高等小學校 學校沿革誌	教員		
56	大里尋常高等小學校	學校沿革誌 久慈郡大里尋常高等小學校	職員異動		
57	久米第二小學校	明治二十五年度以降 沿革誌 久米村立久米第二小學校	創立以来職員ノ沿革一覧表		
58	松榮尋常高等小學校	明治四拾年五月 沿革誌 松榮尋常高等小學校	職員進退二開スル事		
59	小島尋常小學校	沿革誌 小島尋常小學校	沿革ノ大要		

60	郡戸小学校	昭和三十二年四月再編 学校沿革史 郡戸小学校	歴代校長/職員異動/[十年以上勤続者]		
61	金郷尋常小学校	明治四十一年四月 学校沿革誌 金郷尋常小学校	学校長教員ノ進退		
62	金砂尋常小学校	明治三十六年十二月 学校沿革誌 金砂尋常小学校	学校職員ノ進退		
63	金砂尋常小学校	明治三十八年十二月 学校沿革誌 金砂尋常小学校	学校職員ノ進退		
64	金砂尋常高等小学校	学校沿革誌	本校累代校長/本校職員		
65	山田尋常高等小学校棚谷分教場	学校沿革誌 山田尋常高等小学校棚谷分教場	職員任免及賞罰		
66	山田尋常高等小学校	甲(第一號)其ノ二 沿革誌 山田尋常高等小学校	〈職員〉/教員異同記事	教育重要記事	
67	山田尋常高等小学校	甲(第一號)其ノ一 沿革誌 山田尋常高等小学校	山田尋常高等小学校沿革誌/教育異同記事	山田尋常高等小学校沿革誌	
68	山田尋常高等小学校	自昭和四年 沿革誌其ノ三 山田尋常高等小学校	学校長/事務職員/調理手/職員/学校医	職員二関スル施設	
69	山田小学校	創立四十周年記念 昭和二十七年七月十四日 沿革誌 茨城懸久慈郡山田村立山田小学校	小学校の沿革/歴代学校長/歴代職員名		
70	染和田尋常高等小学校	沿革誌 第二十五号ノ二	学校職員之部	学校職員之部	
71	天下尋常高等小学校	自昭和二年 沿革誌 天下尋常高等小学校	職員/学事関係者	職員	
72	高倉尋常高等小学校	学校沿革誌 茨城懸久慈郡高倉尋常高等小学校	歴代学校長/職員/学校医/学校薬剤師/学校歯科医		
73	高倉尋常高等小学校	昭和45年度起 学校沿革誌 茨城県久慈郡水府村立高倉小学校	教職員(1. 学校長 2. 教職員 3. 学校医等)		
74	小菅小学校	学校沿革史	歴代学校長/在職教職員		
75	上深荻小学校	学校沿革史 里見村立上深荻小学校	校長/教職員/上深荻小学校の歩み/学校医学校薬剤師		
76	小菅小学校	第二集 学校沿革史 里見村立小菅小学校	〈各年度行事関係〉		
77	小里小学校	学校沿革誌 久慈郡里美村立小里小学校 No1.	創立以来/校長/創立以来/職員	雑件	創立以来/校長
78	大中小学校	学校沿革誌	教職員		
79	里川小学校	第六〇号 明治四十四年三月 里川文教場 学校沿革誌	教員ノ進退及資格	里川小学校沿革	
80	隆郷尋常高等小学校	隆郷尋常高等小学校沿革誌			
81	隆郷尋常高等小学校	高部尋常小学校沿革誌	職員任免更迭二関スル事項		
82	隆郷尋常高等小学校	高部尋常小学校小田野分教場沿革誌	学校/関係者並二更迭二関スル事項/職員ノ任免増俸加俸及ビ賞罰二関スル事項		
83	隆郷尋常高等小学校	鷺子尋常小学校沿革誌	職員ノ任免賞罰二関スル事項		
84	隆郷尋常高等小学校	隆郷高等小学校沿革誌	職員ノ任免増俸加俸及ビ賞罰二関スル事項		
85	小田野小学校	昭和二十三年五月一日 学校沿革誌 小田野小学校	歴代校長		
86	鷺子小学校	昭和二十三年以降 学校沿革誌 美和村立鷺子小学校	歴代校長一覽/各年度職員一覽		
87	隆郷尋常高等小学校高部分教場	沿革誌 隆郷尋常高等小学校高部分教場	学校関係者併二更迭ノコト/職員任免増俸加俸及ビ賞罰ノコト		
88	高部小学校	昭和二十三年五月一日学校創立以降 学校沿革誌 茨城県那珂郡美和村立高部小学校	歴代校長曆/入出		
89	隆郷小学校	学校沿革史	教職員		

表 15. 学校沿革誌における生徒関係の記載状況

※番号ごとの作成者、資料名は表 4 と同一。

	生徒数	生徒試験結果	卒業生	生徒の進路	学齢児童数	出席歩合	入退学	不就学児	就学歩合	就学勧誘方法(不就学児対策)
1	学級数并児童数		学級数并児童数							
2										
3	児童数、教員数、卒業生等に関すること		児童数、教員数、卒業生等に関すること							
4	児童数ノ増加/児童数調		卒業児童数調	尋常科卒業生中高等学校ノ入学者調	学齢児童並就学児童調	就学並出席歩合比較表	記事		就学並出席歩合比較表	
5			卒業児童数							
6										
7	在籍児童生徒数並に学級編成									
8	本校児童数		本校児童数							
9	児童数		卒業生							
10	創立及名称/各年度在学児童		卒業生年度別							
11	生徒増減及進否	生徒試験ノ優劣	生徒増減及進否				生徒増減及進否			
12	生徒ノ増減及進否	生徒試験ノ優劣	生徒ノ増減及進否	生徒ノ増減及進否						
13	児童		児童				児童		児童	
14	学級数児童数職員数		毎年修了生数及累計							
15	学校に関する著しき事績		卒業児童調	学校に関する著しき事績			学校に関する著しき事績		就学歩合	学校に関する著しき事績
16	学級編制		児童				児童			
17	児童数のうつり変り		児童数のうつり変り				児童数のうつり変り			
18	児童数〔記載無〕									
19	附諸統計/学級数・児童数・職員数	附諸統計	就学(卒業生)/毎年修了生数及累計	附諸統計		就学(出席歩合)	附諸統計		就学(就学歩合)	
20	創立以来ノ沿革		創立以来ノ沿革		創立以来ノ沿革		創立以来ノ沿革		創立以来ノ沿革	
21	学級数、児童数、職員数ニ関スル事項		修了生数ニ関スル事項							
22	学校創立ヨリノ沿革/在籍児童一覽						<各年度の摘要>			
23	年度別の児童数の経過									
24										
25			明治二十五年以降本校卒業生氏名							
26										
27	変遷/学級編制									
28	学級数児童数職員数		毎年修了生数及累計							
29	児童ノ増減及進否	児童ノ増減及進否	児童ノ増減及進否	児童ノ増減及進否						
30	在籍児童数		卒業生並修業生				本校創立並沿革			

31	児童									
32										
33	児童二関スル事項	児童二関スル事項	児童二関スル事項	児童二関スル事項	児童二関スル事項	児童二関スル事項	児童二関スル事項			児童二関スル事項
34										教授・訓練等二関スル事項
35			雑件							
36	児童		児童		児童	諸言/児童	児童		諸言/児童	児童
37										
38		教授方面				訓練方面				
39										
40	歴代校長並 学校規模/ 児童数一覧									
41	児童数		卒業生調	中等学校入学調		出席歩合調	入学生調		就学歩合調	
42	創立以来在籍児童ノ比較									
43	〈職員及び児童〉									
44			〈各年度の摘要〉	〈各年度の摘要〉			〈各年度の摘要〉			
45	児童ト経費等	児童ト経費等	児童ト経費等							
46	[学制頒布後の本村教育]		[学制頒布後の本村教育]				[学制頒布後の本村教育]			
47	沿革ノ大要						沿革			
48	在籍児童之増減/[累年経費其他比較表]		[学事大要]				在籍児童之増減[転入転出]			
49	学級数児童数職員数		毎年度修了生数及累計							
50	當校沿革誌略		當校沿革誌略				當校沿革誌略[転入転出も記載]			
51	高岡村立上君田小学校沿革報告		高岡村立上君田小学校沿革報告				高岡村立上君田小学校沿革報告			
52	学校ノ創立		学校ノ創立							
53	児童数	沿革誌 昭和三年一月再記	卒業生				児童出席歩合			吾ガ校ノ訓練研究(8.〈出席奨励方法〉)
54	学校沿革史茨城県高萩市立横川小学校ノ生徒数	学校沿革史茨城県高萩市立横川小学校	学校沿革史茨城県高萩市立横川小学校							
55	児童		児童				児童[出席児童]			
56	児童数									
57	児童数変遷表/学級編成変遷									
58	就学児童及卒業生員数		就学児童及卒業生員数							
59			沿革ノ大要				沿革ノ大要			
60			卒業生							
61			卒業生毎年度ノ員数			学齡児童ノ就学不就学ノ数			学齡児童ノ就学不就学ノ数	
62	在籍児童数卒業生及學齡児童		在籍児童数卒業生及學齡児童			在籍児童数卒業生及學齡児童	在籍児童数卒業生及學齡児童		在籍児童数卒業生及學齡児童	
63	在籍児童数卒業生及學齡児童		在籍児童数卒業生及學齡児童							

64	学級下児童数調																			
65																				
66																				
67	山田尋常高等小學校沿革誌		山田尋常高等小學校沿革誌	山田尋常高等小學校沿革誌[中学進学人数]							山田尋常高等小學校沿革誌									
68	児童数	成績優良児〔優良児数、進級時トノ歩合〕	児童数								入学児童数									
69	年度別児童数		小学校の沿革	小学校の沿革[中学進学人数]							小学校の沿革									
70	学級編制及學齡児童卒業児童数		学級編制及學齡児童卒業児童数		学級編制及學齡児童卒業児童数						学級編制及學齡児童卒業児童数〔区域外入学児童数〕	学級編制及學齡児童卒業児童数	学級編制及學齡児童卒業児童数							
71	学級編制	諸統計〔学習検閲一覧表〕	就学歩合/卒業生	諸統計〔尋常科卒業生/高等小学校入学者調〕	就学歩合	諸統計〔出席歩合〕						就学歩合	就学歩合							
72	児童数		卒業生数																	
73	児童数及学級数		卒業生数	卒業生数〔中学進学人数〕																
74	学校沿革の大要		年度別卒業生数																	
75	児童数学級数采費職員数		上深荻小学校の歩み																	
76			〈各年度行事関係〉	〈各年度行事関係〉〔進級(修業)人数〕							〈各年度行事関係〉									
77	学齡児童及就学児童/全上大中分教場/全上徳田分教場/全上里川分教場		学齡児童及就学児童/全上大中分教場/全上徳田分教場/全上里川分教場	学齡児童及就学児童/全上大中分教場/全上徳田分教場〔及第生徒・落第生徒数、原級留置児童数〕	明治十九年以前/学齡就学児童/学齡児童及就学児童						学齡児童及就学児童/全上大中分教場/全上徳田分教場/全上里川分教場									
78	児童																			
79	児童の増減	児童成績〔各学年の学力優等生数〕	里川分教場盡尋常五学年ノ課程ヲアリタルモノ																	
80																				
81			卒業生ニ関スル事項								入學生ニ関スル事項									
82			入學生及ビ卒業生ニ関スル事項								入學生及ビ卒業生ニ関スル事項									
83			入學生卒業生ニ関スル事項							出席ニ関スル事項	入學生卒業生ニ関スル事項									
84	在籍児童数、出席歩合、入卒業生ニ関スル事項(高等科)/在籍児童数及ビ出席歩合ニ関スル事項(尋常科)		在籍児童数、出席歩合、入卒業生ニ関スル事項(高等科)/入學生及ビ卒業生ニ関スル事項(尋常科)	尋常小学校第六学年以上男女兒ニ関スル事項〔中等学校入学志願者及入学者数〕	学齡児童就学ニ関スル事項	在籍児童数、出席歩合、入卒業生ニ関スル事項(高等科)/在籍児童数及ビ出席歩合ニ関スル事項(尋常科)	在籍児童数、出席歩合、入卒業生ニ関スル事項(高等科)/入學生及ビ卒業生ニ関スル事項(尋常科)		学齡児童就学ニ関スル事項	学齡児童就学ニ関スル事項										

85	小田野小学校沿革起草								
86									
87	學級編制ニ 關スルコト		入學生卒業 生ニ關スル コト				入學生卒業 生ニ關スル コト		入學生卒業 生ニ關スル コト
88	年度別、教 職員数、兒 童数、學級 数の変遷								
89	在籍兒童数		主要学校行 事その他						

表 16. 学校沿革誌における管理者管理と功労者及び賞与の記載状況
 ※番号ごとの作成者、資料名は表 4 と同一。

	学事関係書の視察	管理者及び委員の異動等	功労者の事蹟	賞与、表彰
1		学事関係者		校地并二校舎校名
2				
3		歴代校長、市町村関係者等に 関すること		
4	記事	学事関係者		職員勲励章典
5				
6				
7				
8		本村理事者/教育委員/学務委員		
9		学務委員		
10				
11	学事関係吏員/臨視		設立以来尽カスル人名	生徒試験/優劣
12	学事関係吏員/臨視		設立以来尽カスル人名	生徒試験/優劣
13		学事関係吏員		
14		管理者の異動		表彰二関スル事項〔記載無〕
15		学校管理者の進退/名誉職の 進退		学校に関する著しき事績
16		学校関係職員(町長、助役、収入 役、学事主任、校医等)〔記載 無〕		
17				
18		市長及教育委員		学校の沿革
19		学事関係者		
20	創立以来/沿革	創立以来/沿革		創立以来/沿革
21		管理者ノ異動二関スル事項		表彰二関スル事項〔記載無〕
22		中里小学校管理者進退/学務 委員ノ進退		被表彰の記録
23			校地拡張に努力された功労者	入四間小学校の沿革
24			区民の活動/教育振興功労者	
25				
26		学校後援団体役職氏名一覧	創立当時の功労者大部善明氏 略歴/校舎新築の概要	
27				変遷
28		管理者の異動事項/学務委員 の異動		表彰に関する事項
29	学事関係吏員/臨視	添付3. 管理者在勤一覧表/添 付4. 学務委員在勤一覧表	学事ノ篤志者	児童ノ増減及進否
30	監督官ノ視察	管理者ノ異動/学校設置者並に 学校管理費/学務委員		本校創立並沿革
31		学事関係吏員ノ更迭		設置廃止
32		職員及学事関係吏員		
33				児童二関スル事項
34	教授・訓練等二関スル事項			教授・訓練等二関スル事項
35	監督官ノ巡視・訓示二関スル事 項		校地・校舎二関スル事項	雑件
36				児童
37				
38				教授方面/訓練方面
39	監督	監督〔郡視学〕/学事関係吏員		雑件
40		学校の沿革		
41	〈各年次の梗概〉	教員及学務委員教育會	〈功労者〉	〈功労者〉/〈各年次の梗概〉
42				
43				〔その他特記すべき事項〕
44	〈各年度の摘要〉			〈各年度の摘要〉
45	学事関係者	学事関係者/[黒前村教育委員 会]		職員
46	[学制頒布後の本村教育]			[学制頒布後の本村教育]
47	沿革	管理者並名誉職ノ進退/[教育 委員会関係職員名簿]		沿革

48	学事関係者巡視	[管理者]		〈表彰状〉/教員之賞与
49		管理者ノ異動		
50	當校沿革誌略			
51				
52	学校ノ創立	学校ノ創立		
53	沿革誌 昭和三年一月再記	学級委員	沿革誌 昭和三年一月再記	沿革誌 昭和三年一月再記
54	学校沿革史 茨城県高萩市立横川小学校	市長/教育委員		学校沿革史 茨城県高萩市立横川小学校
55		学校関係役員		
56		職員異動		学校沿革ノ大要
57		〈管理者ノ異動〉		表彰ノ部(授賞)
58		学校関係更迭ノ事		
59		沿革ノ大要		
60				沿革ノ大要
61		学校管理者並ニ学務委員ノ進退		
62		学校管理者并ニ学務委員ノ進退		
63		学校管理者并ニ学務委員ノ進退		
64		学校管理者/学務委員		
65		学事関係吏員任命		職員任免及賞罰
66				教員異同記事
67	山田尋常高等小學校沿革誌	山田尋常高等小學校沿革誌		山田尋常高等小學校沿革誌
68	臨官者	管理者(村長)/学務委員		沿革ノ概要
69	小学校ノ沿革	小学校ノ沿革/歴代学校管理者		
70		学事関係職員ノ部	学事関係職員ノ部〔教育功勞者としての表彰が記載〕	学校職員ノ部/学事関係職員ノ部
71		学事関係者	職員〔教育功勞者として表彰が記載〕	職員/施設/諸統計〔成績優良賞与者数調〕
72		学校管理者/学務委員/高倉村教育委員		
73		設置者/教育委員		沿革
74				学校沿革ノ大要
75				上深荻小学校ノ歩み
76	〈各年度行事関係〉			〈各年度行事関係〉
77	雑件	村吏員(村長 助役 収入役)/学務委員		雑件
78				沿革
79	学事関係者巡視/町村吏員巡視	村吏員ノ進退/学務委員ノ進退	学校改築尽力者	賞罰/里川小学校沿革
80				
81				
82		学校ノ関係者並ニ更迭ニ関スル事項		職員ノ任免増俸加俸及ビ賞罰ニ関スル事項
83		学事関係吏員ニ関スル事項		
84		学事関係者交送ニ関スル事項		職員ノ任免増俸加俸及ビ賞罰ニ関スル事項
85				小田野小学校沿革起草
86	鷺子小学校沿革史			鷺子小学校沿革史
87		学校関係者併ニ更迭ノコト		職員任免増俸加俸及ビ賞罰ノコト
88		歴代管理関係者		沿革概要
89	主要学校行事その他			

表 17. 学校沿革誌における学校設立分合及び名称変更等の記載状況

※番号ごとの作成者、資料名は表 4 と同一。

	学校設置日等	名称の変更	学校の分合	高等科補習科専修科等の設置等	創立以前における関係事項
1	総説	総説	総説		
2	〈沿革誌〉	〈沿革誌〉	〈沿革誌〉		
3	学校の校名、分離、統合、廃止、校舎建築に関すること	学校の校名、分離、統合、廃止、校舎建築に関すること	学校の校名、分離、統合、廃止、校舎建築に関すること		
4	創立及名称変更	名称/創立及名称変更	創立及名称変更	附 補習学校 1.補習学校沿革ノ大要 2. 生徒数調 3. 職員調 4. 補習学校ノ予算	
5	本校の沿革	本校の沿革	本校の沿革		
6	北茨城市立才丸小中学校沿革	北茨城市立才丸小中学校沿革			
7	学校の沿革	学校の沿革	学校の沿革		
8	沿革誌	沿革誌	沿革誌	沿革誌/本校職員/補習学校生徒数	
9	本村教育沿革ノ大要/中妻小学校沿革誌大要	中妻小学校沿革誌大要	本村教育沿革ノ大要/中妻小学校沿革誌大要	中妻小学校沿革誌大要	本村教育沿革ノ大要/明治初年ニ於ケル本村ノ寺子屋教育
10	創立及名称	創立及名称	創立及名称		
11	学校設置及廃止	学校ノ分合及名称ノ変更	学校ノ分合及名称ノ変更		
12	学校設置及廃止	学校ノ分合及名称ノ変更	学校ノ分合及名称ノ変更		
13	設置廃止	設置廃止		設置廃止	
14	設置年月日	校名改称位置分離廃合ニ関スル事項		校名改称位置分離廃合ニ関スル事項	
15	校地校舎の設置及名称位置の変更	校地校舎の設置及名称位置の変更		校地校舎の設置及名称位置の変更	学校に関する著しき事績
16	沿革	沿革	沿革	沿革	
17	開校について(校地、位置、校名、校地等)	開校について(校地、位置、校名、校地等)		開校について(校地、位置、校名、校地等)	学校沿革史
18	本校の設置及び廃止	学校の沿革			
19	設置(位置、開校、名称)	設置(名称)/校名改称位置、分離、廃合ニ関スル事項	設置(名称)/校名改称位置、分離、廃合ニ関スル事項	設置(名称)/校名改称位置、分離、廃合ニ関スル事項	
20	創立以来ノ沿革				
21	設置年月日	校名改称、位置、分離、廃合ニ関スル事項		校名改称、位置、分離、廃合ニ関スル事項	我が学区ノ沿革
22	学校創立ヨリノ沿革			学校創立ヨリノ沿革	
23	〈学校の沿革〉/入四間小学校の沿革	入四間小学校の沿革	〈学校の沿革〉		入四間小学校の沿革
24	創立の起源/記念碑の建設		菅分校の経歴		
25	中深荻小学校創立ノ起源				
26	〈各年度の摘要〉		〈各年度の摘要〉		〈各年度の摘要〉
27	変遷	変遷	変遷	変遷	
28	設置年月日〔×印有〕	校名改称・位置分離廃合に関する事項	校名改称・位置分離廃合に関する事項	校名改称・位置分離廃合に関する事項	
29	学校設置及廃止	学校設置及廃止		学校設置及廃止	学校設置及廃止
30	本校創立並沿革	本校創立並沿革	本校創立並沿革	本校創立並沿革	
31	設置廃止	設置廃止	設置廃止	設置廃止	設置廃止〔地域の他の小学校の設置分合を記載〕
32	職員及学事関係吏員				
33	児童ニ関スル事項	児童ニ関スル事項			
34				教授・訓練等ニ関スル事項	
35	校地・校舎ニ関スル事項	校地・校舎ニ関スル事項		校地・校舎ニ関スル事項	
36					
37					
38					
39				社会教育方面	
40	学校の沿革	学校の沿革	学校の沿革		

41	東小澤尋常高等小学校沿革史/本村教育沿革/概要	本村教育沿革/概要	東小澤尋常高等小学校沿革史/本村教育沿革/概要		
42		沿革/学校/名称	沿革	沿革	
43	沿革の概要	沿革の概要	沿革の概要	沿革の概要	
44	摘要	〈各年度の摘要〉	〈各年度の摘要〉	〈各年度の摘要〉	
45	沿革概要	沿革概要	沿革概要	農業補習学校	
46	〈沿革の摘要〉	〈沿革の摘要〉/[学制頒布後の本村教育]		〈沿革の摘要〉/[学制頒布後の本村教育]	
47	沿革/概要/沿革	沿革/概要/沿革	沿革/概要/沿革	沿革/概要/沿革	沿革/概要[私塾]
48	学校設置	学校分合及名称変更	学校分合及名称変更	学校分合及名称変更	
49	設置年月日	校名改稱位置分離廃合二関スル事項	校名改稱位置分離廃合二関スル事項		
50	當校沿革誌略	當校沿革誌略	當校沿革誌略	當校沿革誌略	
51	高岡村立上君田小学校沿革報告	高岡村立上君田小学校沿革報告	高岡村立上君田小学校沿革報告		
52	学校/創立	学校/創立	学校/創立		
53	沿革誌 昭和三年一月再記	沿革誌 昭和三年一月再記	沿革誌 昭和三年一月再記		
54	学校沿革史 茨城県高萩市立横川小学校	学校沿革史 茨城県高萩市立横川小学校	学校沿革史 茨城県高萩市立横川小学校	学校沿革史 茨城県高萩市立横川小学校	
55		位置、名称		〈学級編制届出及び加設科目認可〉	
56	学校沿革/概要	学校沿革/概要/校名、位置及通学区域/変更	学校沿革/概要	学校沿革/概要	
57		沿革誌	沿革誌		久米二小校跡の寺の名(眞言宗)
58	学校/設置分合及名称變更ノ事	学校/設置分合及名称變更ノ事			
59	沿革/概要				
60	沿革の概要	沿革の概要	沿革の概要		
61	学校設立/年月日並ニ状況	学校名称学校資格並ニ設立/変更	学校名称学校資格並ニ設立/変更	学校名称学校資格並ニ設立/変更	
62	創立位置名称	学区域/沿革/創立位置名称	学区域/沿革	学区域/沿革/創立位置名称	
63	創立位置名称	学区域/沿革/創立位置名称	学区域/沿革		
64	金砂尋常高等小学校沿革誌	金砂尋常高等小学校沿革誌	金砂尋常高等小学校沿革誌	金砂尋常高等小学校沿革誌	小学校創始實態調査録[村内各地域の小学校創設沿革]
65	学校設置及分合名称變更施設	学校設置及分合名称變更施設			
66					
67	山田尋常高等小学校沿革誌	山田尋常高等小学校沿革誌	山田尋常高等小学校沿革誌	山田尋常高等小学校沿革誌	
68	沿革/概要	沿革/概要/位置名称	沿革/概要	沿革/概要	
69	小学校の沿革	小学校の沿革	小学校の沿革	小学校の沿革	小学校の沿革
70	学区之部				
71	沿革概要	沿革概要		沿革概要	
72	小学校沿革	小学校沿革	小学校沿革	小学校沿革	
73	沿革	沿革	沿革	沿革	沿革
74	学校沿革の概要	学校沿革の概要	学校沿革の概要		学校沿革の概要
75	沿革(学校の創設及校名、校舎、校地、校区の變更等)/学校經營の基調	沿革(学校の創設及校名、校舎、校地、校区の變更等)//学校經營の基調			上深荻小学校の歩み
76					
77	校舎及校地	校舎及校地/雜件	校舎及校地	農業補習学校	大中小学校/小中学校/小妻小学校/里川分教場
78	沿革		沿革		
79	沿革/概要/里川小学校沿革	名称及資格/分教場改稱/里川小学校沿革	学校設立及其以後/沿革/里川小学校沿革		沿革/概要
80	薩郷尋常高等小学校沿革概梗	薩郷尋常高等小学校沿革概梗	薩郷尋常高等小学校沿革概梗	薩郷尋常高等小学校沿革概梗	
81	学校/設置分合及ビ名称變更ニ関スル事項	学校/設置分合及ビ名称變更ニ関スル事項	学校/設置分合及ビ名称變更ニ関スル事項		

82			学校ノ設置分合及ビ名稱 變更ニ關スル事項	補習科ノ設置ニ關スル事 項	
83	学校ノ設置分合及名稱變 更ニ關スル事項	学校ノ設置分合及名稱變 更ニ關スル事項	学校ノ設置分合及名稱變 更ニ關スル事項	学科ノ増減ニ關スル事項	
84	学校ノ創立並ニ設置廃止 名稱ニ關スル事項	学校ノ創立並ニ設置廃止 名稱ニ關スル事項	学校ノ創立並ニ設置廃止 名稱ニ關スル事項	教科程度並ニ教科目ノ加 除及教科用書ニ關スル 事項	
85	小田野小学校沿革起草	小田野小学校沿革起草	小田野小学校沿革起草		
86	鷺子小学校沿革史	鷺子小学校沿革史	鷺子小学校沿革史		
87	学校ノ設置分合及ビ名稱 變更ノコト	学校ノ設置分合及ビ名稱 變更ノコト	学校ノ設置分合及ビ名稱 變更ノコト	補習科ノ設置ニ關スルコ ト	
88	設置年月日/廃校	学校の名称	学校の名称		
89					

表 18. 学校沿革誌における校舎及び設備の記載状況

※番号ごとの作成者、資料名は表 4 と同一。

	校舎校地の位置移転・増改築・修繕	書籍・校具・備品の設備増減	御影拝戴	校舎図・校地図
1	総説/校地并二校舎校名	校地并二校舎校名	御影及謄本	校地并二校舎校名
2	〈沿革誌〉			
3	学校の校名、分離、統合、廃止、校舎建築に関する事	学校の校名、分離、統合、廃止、校舎建築に関する事	その他	
4	位置/校地及校舎	校地及校舎/教育上ノ諸施設/記事	御眞影並勅語下賜	校地及校舎
5	本校の沿革	本校の設備		
6	北茨城市立才丸小中学校沿革			
7	校地校舎面積	学校の沿革/校地校舎面積		
8	沿革誌	沿革誌	[御影拝戴]	[校地校舎平面図]
9	中妻小学校沿革誌大要		中妻小学校沿革誌大要	
10			御影、勅語	
11	校舎ノ位置及変換	書籍器械ノ増減〔記載無〕		
12	校舎ノ設置及変換	書籍器械ノ増減		
13	設置廃止			設置廃止
14	位置及校地、校舎ニ関スル事項/校名改称位置分離廃合ニ関スル事項/校舎及附属建物ノ増改築ニ関スル事項	校舎及附属建物ノ増改築ニ関スル事項	〈御影拝戴〉	
15	校地校舎の設置及名称位置の変更	学校に関する著しき事績	御影并二勅語謄本下賜	
16	沿革	沿革		
17	開校について(校地、位置、校名、校地等)			校舎図
18	学校の沿革			
19	設備(校舎、校地)/位置及校地校舎ニ関スル事項/校舎及附属建物ノ増改築ニ関スル事項〔記載無〕		御影及勅語謄本	
20		創立以来ノ沿革	創立以来ノ沿革	
21	位置及校地校舎ニ関スル事項/施設ニ関スル事項〔記載無〕/校舎及附属建物ノ増改築ニ関スル事項		御影及勅語謄本・詔書下賜〔記載無〕	
22	学校創立ヨリノ沿革	学校創立ヨリノ沿革	学校創立ヨリノ沿革	
23	〈学校の沿革〉/入四間小学校の沿革	入四間小学校の沿革		入四間小学校の沿革
24	位置及び環境/校舎新築/区民の活動	余録(明治七年当時の小学校書籍目録)		
25	総論〔位置及環境について〕			
26	校舎新築の概要			
27	学校敷地/変遷	学校敷地/変遷		
28	位置及校地校舎に関する事項/校舎及附属建物の増改築に関する事項		御影及勅語・詔書下賜〔×印有〕	日立市立成沢小学校配置図
29	学校設置及廃止/雑件	図書器械ノ増減	御影及ビ勅語謄本ノ下賜	[校地図]
30	本校創立並沿革	本校創立並沿革	御影並勅語謄本ノ御下賜	本校創立並沿革
31	設置廃止	設置廃止/設備〔記載無〕	設置廃止	
32		職員ノ集会ニ関スル事項	御眞影勅語謄本	
33	児童ニ関スル事項			
34				
35	校地・校舎ニ関スル事項	学校財産ニ関スル事項		校地・校舎ニ関スル事項
36	設備	設備	御眞影并二勅語謄本	設備
37				
38				
39			雑件	
40	学校の沿革			
41	東小澤尋常高等小学校沿革史/本村教育沿革ノ概要/設備			

42	沿革			
43	沿革の概要	[その他特記すべき事項]		
44			〈各年度の摘要〉	
45	校地校舎及基本財産	設備ト学級	御眞影並勅語謄本等	
46	〈沿革の摘要〉	[学制頒布後の本村教育]		
47	沿革ノ大要/沿革	沿革	御眞影並勅語謄本下賜	
48	学校分合及名称変更	書籍器械器具之増減	〈御眞影並勅語謄本下賜〉	〈校舎図〉
49	位置及校地校舎ニ関スル事項/校舎及附属建物ノ増改築ニ関スル事項		御影及勅語謄本詔書下賜年月日	
50	當校沿革誌略	當校沿革誌略		
51	高岡村立上君田小学校沿革報告			
52	学校ノ位置	学校ノ創立	学校ノ創立	
53	沿革誌 昭和三年一月再記	沿革誌 昭和三年一月再記		
54	学校沿革史 茨城県高萩市立横川小学校	学校沿革史 茨城県高萩市立横川小学校		
55	位置、名称/營繕工事			〈校舎図〉
56	学校沿革ノ大要/校舎増築改築ノ大要/学校敷地、校舎、運動場等ノ面積			
57	沿革誌	沿革誌	沿革誌	
58			勅語謄本奉置ニ関スルコト	
59				
60	沿革の概要	沿革の概要	沿革の概要	
61	学校名称学校資格並ニ設立ノ変更/学校設立ノ年月日並ニ状況			
62	創立位置名稱/設備	設備		
63	創立位置名稱	設備		
64	金砂尋常高等小学校沿革誌			〈校舎図〉
65	学校設置及分合名称変更施設		〈勅語謄本等拝受〉	
66				
67	山田尋常高等小学校沿革誌/諸工事	諸工事〔修繕及び新調〕	山田尋常高等小学校沿革誌	
68	沿革ノ概要/位置名稱/設備ニ関スル施設	設備ニ関スル施設	設備ニ関スル施設	校舎
69	小学校の沿革		小学校の沿革	校舎配置図
70	設備之部		学区之部	設備之部
71	沿革大要/設備	施設	沿革大要	
72	小学校沿革/位置名稱/校舎/運動場	小学校沿革	小学校沿革〔取消線有〕	
73	沿革/施設設備	施設設備		
74	学校沿革の概要	施設・設備の充実状況		校舎の変遷
75	沿革(学校の創設及校名、校舎、校地、校区の変更等) / 学校経営の基調			
76		〈各年度行事関係〉		
77	校舎及校地	貴重品御下賜〔文部省からの書籍器械の付与〕	勅語其他御下賜	
78	沿革	沿革		
79	沿革ノ大要/里川小学校沿革	里川小学校沿革	勅語謄本下賜	
80	薩郷尋常高等小学校沿革概梗			校地校舎住宅平面圖 鷺子分教場/小田野分教場校地校舎平面圖
81	学校ノ設置分合及ビ名称変更ニ関スル事項		御眞影勅語謄本奉戴ニ関スル事項	
82	学校ノ新築増築ニ関スル事項		御勅語謄本奉戴ニ関スル事項	
83	学校修繕改築ニ関スル事項		御眞影ニ関スル事項	
84	校舎校地ニ関スル事項/修繕及ビ新設ニ関スル事項		御眞影並ニ勅語謄本拝受奉置ニ関スル件	校舎校地ニ関スル事項
85	小田野小学校沿革起草			
86	鷺子小学校沿革史	鷺子小学校沿革史		
87	学校ノ新築改築増築修繕ニ関スルコト			
88	校舎の改廃	沿革概要		
89	〈学校所在地の変遷〉			

表 19. 学校沿革誌における通学区域及び当該市町村関係事項の記載状況
 ※番号ごとの作成者、資料名は表 4 と同一。

	学区の改正及び通学区域	町村合併	市町村及び通学区域の地図	学区内の戸数人口土地の増減	地域の歴史及び概況
1	総説	総説			
2	〈沿革誌〉				
3	学校の校名、分離、統合、廃止、校舎建築に関すること				
4					
5					
6					
7					
8					
9	本村教育沿革ノ大要	中妻小学校沿革誌大要			
10	創立及名称	創立及名称			
11					
12					
13					
14	通学区域ノ変更ニ関スル件		位置及校地、校舎ニ関スル事項		
15	校地校舎の設置及名称位置の変更			学区内の戸数人口等の増減	
16		沿革			
17	開校について(学区について)	学校沿革史			学校沿革史
18					自然の環境及児童の状況
19	通学区域ノ変更ニ関スル事項〔記載無〕				
20	創立以来ノ沿革				
21	通学区域ノ変更ニ関スル事項		校名改稱、位置、分離、廃合ニ関スル事項		
22					学校創立ヨリノ沿革
23					入四間小学校の沿革〔神社について〕
24	学制発布と小学校制度			余録(明治七年一月調べ戸数及び人口)	余録(中深荻村の沿革(廃藩置県 行政区画の変更))
25	[学制発布と小学校制度]				〔中深荻村の沿革〕〔廃藩置県、行政区画の変遷〕
26					
27		変遷			
28	校名改稱・位置分離廃合に関する事項/通学区域の変更に関する事項	校名改稱・位置分離廃合に関する事項			
29	学校設置及廃止	学校設置及廃止	添付1. 鮎川村図		
30					
31	設置廃止				
32					
33	児童ニ関スル事項				
34					
35					
36	諸言			諸言	諸言
37					
38					
39					
40	学校の沿革	学校の沿革	河原子の地名の起源		河原子の地名の起源
41	本村教育沿革ノ概要			本村経済ノ過程	本村教育沿革ノ概要
42					
43					
44					

45		沿革大要			
46					
47	沿革ノ大要				
48				[累年経費其他比較表]	
49					
50					
51					
52					
53					
54		学校沿革史 茨城県高萩市立横川小学校			
55					
56	学校沿革ノ大要/校名、位置及通学区域ノ変更	学校沿革ノ大要			
57	沿革誌				
58					
59	沿革ノ大要				
60					
61	学区ノ沿革				
62	学区域ノ沿革	学区域ノ沿革			
63	学区域ノ沿革	学区域ノ沿革			
64	学区ノ沿革			人口、戸数調	金砂村の沿革/金砂村の地勢/諸官衙位置
65					
66					
67					
68		沿革ノ概要			
69			山田村地図		山田村概略
70	学区之部			学区之部	学区之部〔重要物産等〕
71				戸口、人口、土地	重要物産
72		小学校沿革			
73	沿革	沿革			
74	学校沿革の大要	行政区画の変遷			
75					郷土の沿革/我が郷土(久慈郡上村)
76					
77	校舎及校地/行政区割ノ変遷/学区ノ変更			戸数人口	
78					
79	沿革ノ大要/本校区域				
80					
81					
82					
83					
84					
85		小田野小学校沿革起草			
86			〈地図〉		
87					
88		沿革概要			
89					

表 20. 学校沿革誌における歳入歳出等経費の記載状況

※番号ごとの作成者、資料名は表 4 と同一。

※「資産管理方法」と「施設経営」については、記載した学校沿革誌が皆無であったため、資料中に載せてはいない。

	経費予算、支出	資本財産	寄附寄贈	授業料	児童貯金
1	予算		校地并二校舎校名		
2					
3					
4	教育費予算表/職員昇級並加俸		記事		
5					
6					
7	教育予算				
8				沿革誌	
9	予算				
10	各年度教育費予算		雑部		
11	学資/増減及寄附/金員/学資/遣拂〔記載無〕	学資/増減及寄附/金員	学資/増減及寄附/金員/器具其他物品/寄贈〔記載無〕		
12	学資/増減及寄附/金員/学資/遣ヒ拂	学資/増減及寄附/金員	学資/増減及寄附/金員		
13	経費				
14	経費予算二関スル事項	学校基本財産二関スル事項	其他		
15	経常費及資産に関すること		学校に関する著しき事績		学校に関する著しき事績
16			沿革		
17					
18	学校経費		入学、卒業記念寄附		
19	設備(経費)/経費予算二関スル事項	学校基本財産二関スル事項〔記載無〕			
20	創立以来/沿革	創立以来/沿革	創立以来/沿革	創立以来/沿革	
21	経費予算二関スル事項	学校/基本財産二関スル事項〔記載無〕			
22	経費/増減状況/教育費平均額及ビ歩合		〈各年度の摘要〉		
23					
24	余録(明治七年四月小学校新築入費調/小学校経費調)		余録(差出金御下之儀願/当村官有土地立木共御下之儀願)		
25	中深荻小学校創立/起源		中深荻小学校創立/起源		
26	校舎新築の概要		〈各年度の摘要〉/校舎新築の概要		
27	学校敷地		変遷		
28	経費予算に関する事項	学校基本財産に関する事項〔×印有〕			
29	経費/遣拂	基本財産/増減及異動	学事/篤志者		
30	教育費/学校設置者並に学校管理費		本校創立並沿革		
31	経費		設置廃止		
32					
33					児童二関スル事項
34					教授・訓練等二関スル事項
35	経費	学校財産二関スル事項〔記載無〕	経費	経費	
36	経費		経費		諸言
37					
38					訓練方面
39			雑件		
40	施設		施設		
41	本村経済/過程/小学校教育費	学校基本財産附児童貯金状況			学校基本財産附児童貯金状況
42					

43			[その他特記すべき事項]		
44			〈各年度の摘要〉		
45	児童ト経費等	校地校舎及基本財産	記念/特志者		児童ト経費等
46				〈沿革の摘要〉	
47			沿革		
48	教育費之増減/[累年経費其他比較表]		[学事大要]	教育費之増減	
49	経費豫算ニ関スル事項	学校基本財産ニ関スル事項			
50	當校沿革誌略[購入費のみ記載]		當校沿革誌略		
51					
52	学校ノ創立[建築費]		学校ノ創立		
53			〈施設〉		
54	市予算/PTA予算		寄付		
55	経費				
56			〈寄贈〉		
57			沿革誌		
58	教育費豫算		教育篤志者氏名及事項 [記載無]		
59	沿革ノ大要		沿革ノ大要[校地寄附1つのみ]		
60	村予算		沿革の大要		
61	[経常費及財産][記載無]	[経常費及財産][記載無]	学区内教育篤志者ノ氏名及事実ノ記事		
62	経費				
63	経費				
64	教育費調				
65			学校設置及分合名称変更施設		
66	〈教育費〉		教育重要記事[研究会、出張、学校行事、寄附、儀式等]		
67	山田尋常高等小学校沿革誌		山田尋常高等小学校沿革誌/寄贈	山田尋常高等小学校沿革誌	山田尋常高等小学校沿革誌
68	経費		篤志者		
69	小学校の沿革/教育費		小学校の沿革	小学校の沿革	小学校の沿革
70	教育費歳出豫算高之部	学校基本財産之部	学校基本財産之部/篤志行為之部		
71	経費	学校基本財産	学校基本財産/篤志者		諸統計[職員児童貯金状況]
72	教育費				
73	教育予算		〈卒業生・入学生寄附〉		
74			学校沿革の大要		
75					
76			〈各年度行事関係〉		
77	経費[前身校のM19度の経費]/教育費/農業補習学校経費	学校基本金	教育特志者/入学、卒業記念寄附/雑件	教育費/授業料	
78					
79	学校経費豫算額		里川小学校沿革		
80					
81	学校経費ニ関スル事項				
82	学校基本財産経費ニ関スル事項	学校基本財産経費ニ関スル事項/学校基本財産植樹ニ関スル事項	官廳並ニ有志ヨリ奨励保護ヲ受ケン事項		
83	学校基本財産及経費ニ関スル事項	学校基本財産及経費ニ関スル事項			
84	小学校経費ニ関スル事項	学校基本財産ニ関スル事項		授業科ニ関スル事項	学校職員及児童貯金ニ関スル事項
85					
86			鷺子小学校沿革史		
87	学校ノ基本財産経費ニ関スルコト	学校ノ基本財産経費ニ関スルコト	官廳并ニ有志者ヨリ奨励保護ヲ受ケシコト		
88			沿革概要		
89					

表 21. 学校沿革誌における教科目・学級編制・授業日数・修業年限等の記載状況
 ※番号ごとの作成者、資料名は表 4 と同一。

	学級編制	教科目	授業日数	修業年限
1	学級数并児童数			
2				
3	児童数、教員数、卒業生等に関する事/年度別の主なる行事等に関する事			学校の校名、分離、統合、廃止、校舎建築に関する事
4	学級編制/学級数/増加/学級編制並二学級担任			
5				
6				
7	在籍児童生徒数並に学級編成			
8	沿革誌/本校児童数			沿革誌
9	学級数			
10	創立及名称/学級編制及変更			
11	生徒増減及進否			
12	学校/分合及名称/変更			
13	学級編制及変更			
14	学級数児童数職員数			
15	学級の編制	教育法令の変改教則課程並二教科用書の変遷	学校に関する著しき事績	
16	学級編制			
17	開校について(校地、位置、校名、校地等)			
18	学校職員			
19	学級編制/学級数・児童数・職員数			
20	創立以来/沿革		創立以来/沿革	創立以来/沿革
21	学級数、児童数、職員数二関スル事項			
22	在籍児童一覽			学校創立ヨリ/沿革
23	年度別の児童数の経過			
24				
25				
26	〈各年度の摘要〉			〈各年度の摘要〉
27	〈学級編制〉			
28	学級数児童数職員数			
29	学級/編制及変更	教育法令/変更		
30	学級編成			本校創立並沿革
31	児童			
32				
33	児童二関スル事項			
34		教授・訓練等二関スル事項		
35				
36	児童			
37				
38				
39				
40	歴代校長並学校規模			
41				
42	創立以来在籍児童ノ比較			
43	〈職員及び児童〉			
44				
45	設備ト学級			
46	〈沿革の摘要〉/[学制頒布後の本村教育]	〈沿革の摘要〉		〈沿革の摘要〉
47	沿革ノ大要/沿革	沿革ノ大要/沿革		沿革ノ大要/沿革
48	在籍児童之増減/[累年経費其他比較表]		[累年経費其他比較表]	学校分合及名称変更
49	学級数児童数職員数			

50				
51				
52	学校ノ創立			
53				
54	学校沿革史 茨城県高萩市立横川小学校			
55	〈学級編制届出及び加設科目認可〉			
56		教科ノ變遷ト加除		修業年限
57	学級編成変遷			
58	学級編制ニ関スル事			
59				
60	[学級編制]			
61				
62	在籍児童数卒業生及学齡児童			
63				
64	学級ト児童数調		児童学年末調査表	
65				
66				
67	山田尋常高等小学校沿革誌			
68	児童数			
69	年度別児童数			
70	学級編制及学齡児童卒業児童数			
71	学級編制			沿革大要
72	学級及学年			
73	児童数及学級数			
74				
75	児童数学級数采費職員数			
76				
77	学級編制			
78				
79	里川小学校沿革			
80				
81	学級編制ニ関スル事項			
82	学級編制ニ関スル事項		学科ノ増減教授時間ノ増減ニ関スル事項[授業時間短縮について]	
83	学級編制ニ関スル事項			
84	学級編制ニ関スルコト	教科程度並ニ教科目ノ加除及教科用書ニ関スル事項	隆郷尋常高等小学校細別表	教科程度並ニ教科目ノ加除及教科用書ニ関スル事項
85	小田野小学校沿革起草			
86	鷺子小学校沿革史			
87	学級編制ニ関スルコト			
88	年度別. 教職員数. 児童数. 学級数の変遷			
89				

表 22. 学校沿革誌における規則・制度等の記載状況

※番号ごとの作成者、資料名は表 4 と同一。

	小学校に関する制度改正、教則	学校制定の規則		小学校に関する制度改正、教則	学校制定の規則
1			46	〈教育制度の成立変改〉	
2			47		
3			48		
4			49	制度改正ニ関スル事項	
5			50		
6			51		
7			52		
8			53		吾ガ校ノ訓練研究ノ施設
9			54		
10			55		
11	教則ノ改変及器械ノ發明〔記載無〕		56		
12	教則ノ改変及器械ノ發明		57		
13			58		
14	制度改正ニ関スル事項		59		
15	教育法令ノ變改教則課程並ニ教科用書ノ變遷		60		
16			61	教則課程並ニ教科書ノ變遷	
17			62		
18			63		
19	制度改正ニ関スル事項〔記載無〕		64		
20		創立以來ノ沿革〔職員心得、生徒心得制定〕	65		
21	制度改正ニ関スル事項〔記載無〕		66		
22			67		
23			68		
24	学制發布と小学校制度		69		
25	[学制發布と小学校制度]		70		学校基本財産之部〔「学校基本財産蓄積条例」掲載〕
26			71		諸規程〔「学事視察規定」「職員研究発表会規程」「児童貯金規程」「本校執務規程中改廃事項」「児童学友團規程」「学事視察規定」掲載〕
27					
28			72		
29	教育法令ノ變更		73		
30	教育ニ関スル勅語		74		
31			75		
32		職員ノ集會ニ関スル事項	76		
33			77		
34	教授・訓練等ニ関スル事項	教授・訓練等ニ関スル事項	78		
35			79	教則課程並ニ教科ノ變遷	
36			80		
37		職員〔執務心得、執務方針等掲載〕	81		
38		教授方面ノ訓練方面ノ養護方面	82		校規ノ新定改正ニ関スル事項
39			83		
40			84		学校基本財産ニ関スル事項〔「学校基本財産蓄積条例」掲載〕
41			85		
42			86		
43			87		校規ノ新定改正ニ関スルコト
44			88		
45		校規其ノ他ノ施設	89		

資料 5. 各都道府県における学校沿革誌に関する令達・規則等の規定状況

表 23. 各都道府県の学校沿革誌編纂に関する通達の状況

地域	都道府県名	編纂指示の通達	編纂指示の記録(通達は不明)	設備表簿の規定	保存期限の規定	記載事項に関する通達	私立学校の必要表簿としての規定	編纂理由・目的の明記	編纂指示等の改定	その他の通達記述
北海道	北海道			明治34年(明治36年廃止)		明治34年(明治36年廃止)			明治34年の通達の廃止(明治36年)	
東北	青森県			明治33年	永年(明治35年)					
東北	岩手県									
東北	秋田県			明治25年	永年(明治25年)	明治25年(河邊郡)と昭和5年(秋田県)のものがある				「学務委員并二町村立学校長事務受渡規則」(明治17年)にて引渡目録にあげられる。 「学事巡視規程」(明治25年)にて視察の対象に規定。
東北	宮城県									
東北	山形県	明治18年1月15日		明治26年	永年(明治26年)	明治18年1月16日	有(明治26年):市町村長から伝達を行うようにとある。 有(昭和6年):必要表簿、保存期限を規程。		提出期限の延期(明治18年6月)、 編纂心得の改定(明治32年)	
東北	福島県		明治12年(『福島県近代教育史年表』岩瀬郡年表より/ 『福島県小学校教育百年史』刊末年表より(伊達))	明治32年	16年以上(明治39年) 永年(明治45年)	明治24年(耶麻郡)、 明治25年(安積郡)、 明治29年(双葉郡・相馬郡・南会津郡)と明治45年(福島県)のものがある	無(大正15年)			
関東	茨城県	明治10年				明治10年		有(明治10年)		
関東	栃木県			明治37年	永年(明治37年)	明治37年				
関東	群馬県									
関東	埼玉県									
関東	千葉県	明治9年		昭和16年	永年(昭和16年) 永年かつ閉校後は設置者において保存とされる(昭和25年)	明治9年	有(大正8年):保存期限は当該学校の存続中とされている	有(明治9年)		「小学校令施行細則」(明治33年)にて事務引継にあげられる。 [学校長事務引継書](昭和21年)にて引継文書に規定。
関東	東京都			明治22年	無期限(明治22年)				「小学校設備規則」(明治25年)の改正により必要表簿の規定がなくなる(明治32年)	
関東	神奈川県			明治32年	永年(昭和17年)					

地域	都道府県名	編纂指示の通達	編纂指示の記録(通達は不明)	設備表簿の規定	保存期限の規定	記載事項に関する通達	私立学校の必要表簿としての規定	編纂理由・目的の明記	編纂指示等の改定	その他の通達記述
中部	静岡県	明治26年				明治26年	有(明治26年)			
中部	山梨県									
中部	新潟県									
中部	富山県									
中部	石川県									
中部	福井県			昭和25年	永年(昭和25年)		有(昭和41年)			
中部	長野県		明治22年(『小県郡禰津学校学校沿革史』より)/明治23年(『沿革史更級郡庄内尋常小学校』より)	明治33年		明治33年、様式は市長又は郡長が定めるとある	有(大正15年)			
中部	岐阜県			明治33年	相当期間(明治33年9月1日) 永年(明治33年9月26日)	明治33年				
中部	愛知県									
近畿	三重県									
近畿	滋賀県									
近畿	京都府			明治33年					明治33年の通達が改正され、必要表簿の規定がなくなる(明治37年)	
近畿	大阪府		明治10年(学第43号「小学校沿革編輯、保護積立金の件」(明治10年)において、学第17号で学校沿革誌編輯を布達したとある。)	明治13年	永年(明治35年2月)	明治17年5月、 明治25年7月、 明治35年5月	有(明治16年)、 無(明治38年)		編纂事項・心得の改訂(明治25・35年)、 私立学校の必要表簿としなくなる(明治38年)	「小学校沿革編輯、保護積立金の件」(明治10年)。 「小学校沿革誌製作につき学務委員出頭通知」(明治17年3月)。
近畿	兵庫県									
近畿	奈良県									
近畿	和歌山県		明治26年(『古座川町史近現代史料編』より(巨高郡/東牟婁郡/西牟婁郡/伊都郡))	明治32年						

地域	都道府県名	編纂指示の通達	編纂指示の記録(通達は不明)	設備表簿の規定	保存期限の規定	記載事項に関する通達	私立学校の必要表簿としての規定	編纂理由・目的の明記	編纂指示等の改定	その他の通達記述
中国	鳥取県			明治25年	無期(明治39年)					
中国	島根県									
中国	岡山県									
中国	広島県									
中国	山口県									
四国	香川県			昭和25年	永年(昭和25年)					
四国	徳島県									
四国	愛媛県			大正15年		大正15年				
四国	高知県									
九州	福岡県			明治33年 (明治45年の改正では記載がなくなる)	「保存に便宜なる学校一覧表を調製する場合は之を省くことを得」とある(明治33年)				明治33年の通達が改定され、沿革誌の規定がなくなる(明治45年)	
九州	佐賀県									
九州	長崎県									
九州	大分県			明治31年	永年(昭和16年)					
九州	熊本県									
九州	宮崎県									
九州	鹿児島県									
九州	沖縄県									

※()内の年月日は通達時期を表す